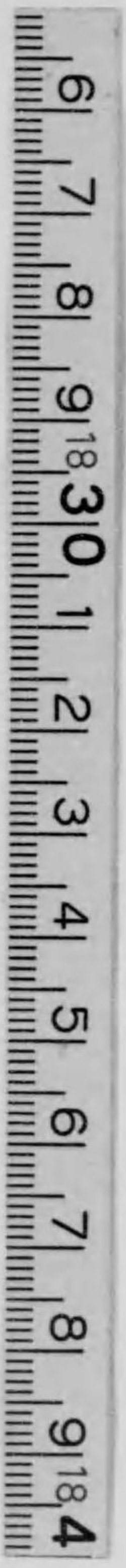


258.2  
列傳  
101



始





成田山五事業大正六年報

大正六年五月發行



露光量違いの為重複撮影

目次

成田中學校一覽……………一

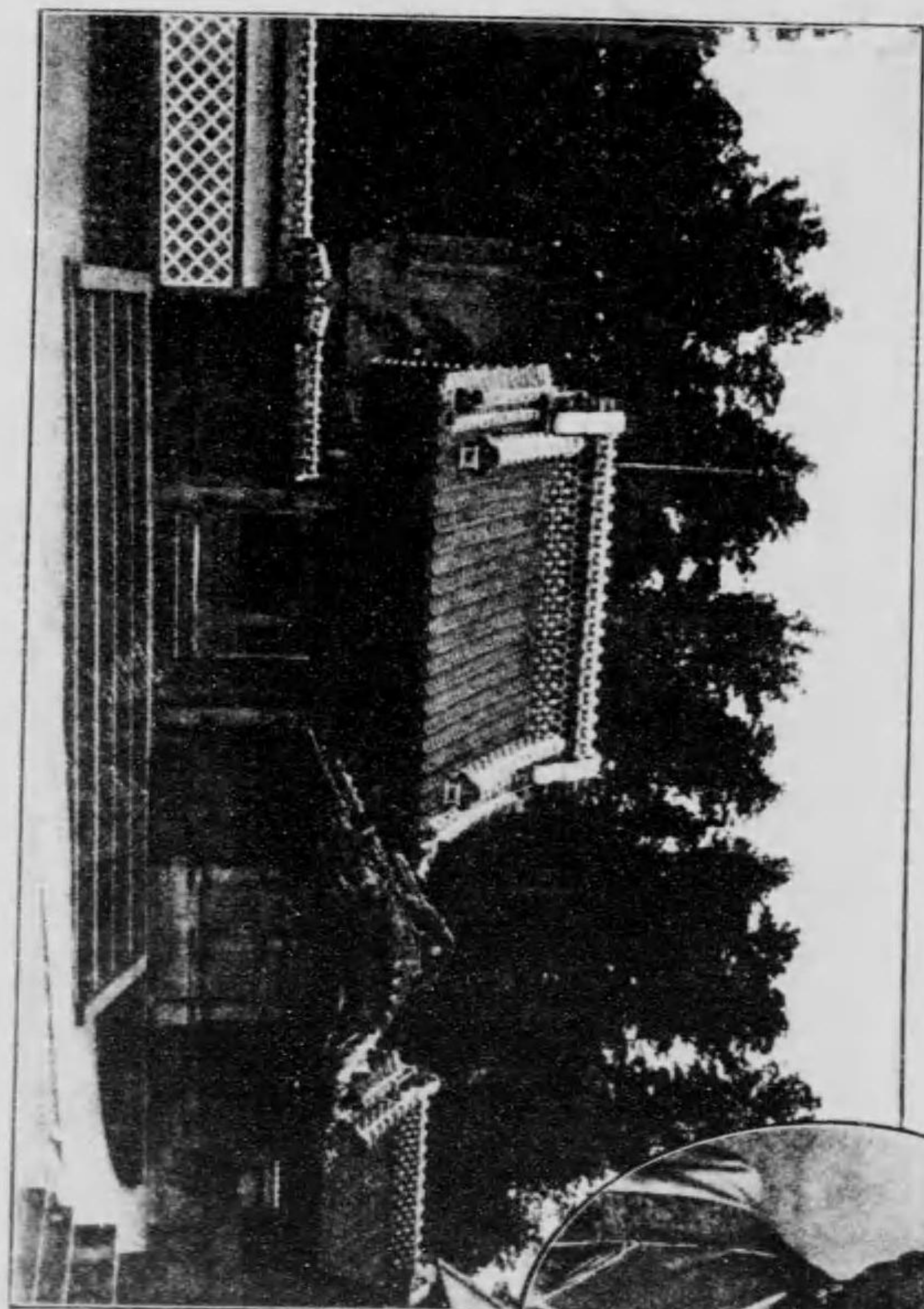
成田高等女學校一覽……………三一

成田幼稚園一覽……………五三

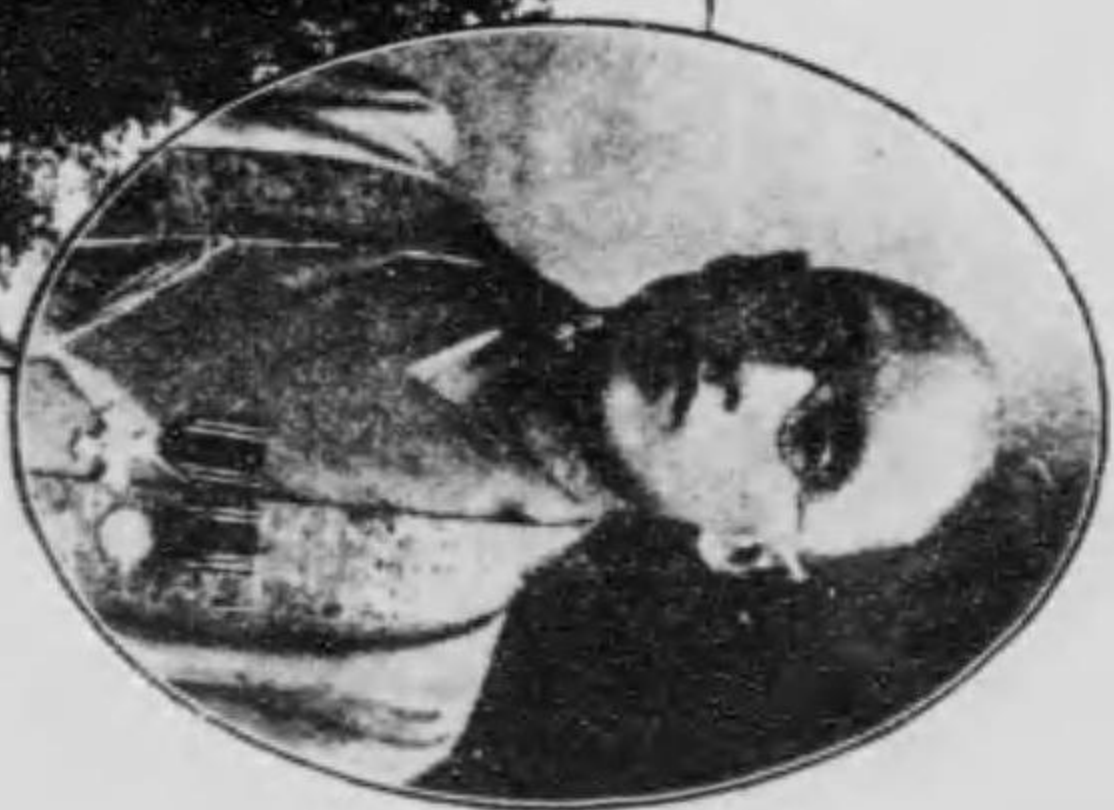
成田山感化院一覽……………六五

成田圖書館一覽……………九五

以上



成田山表門と石川貫首

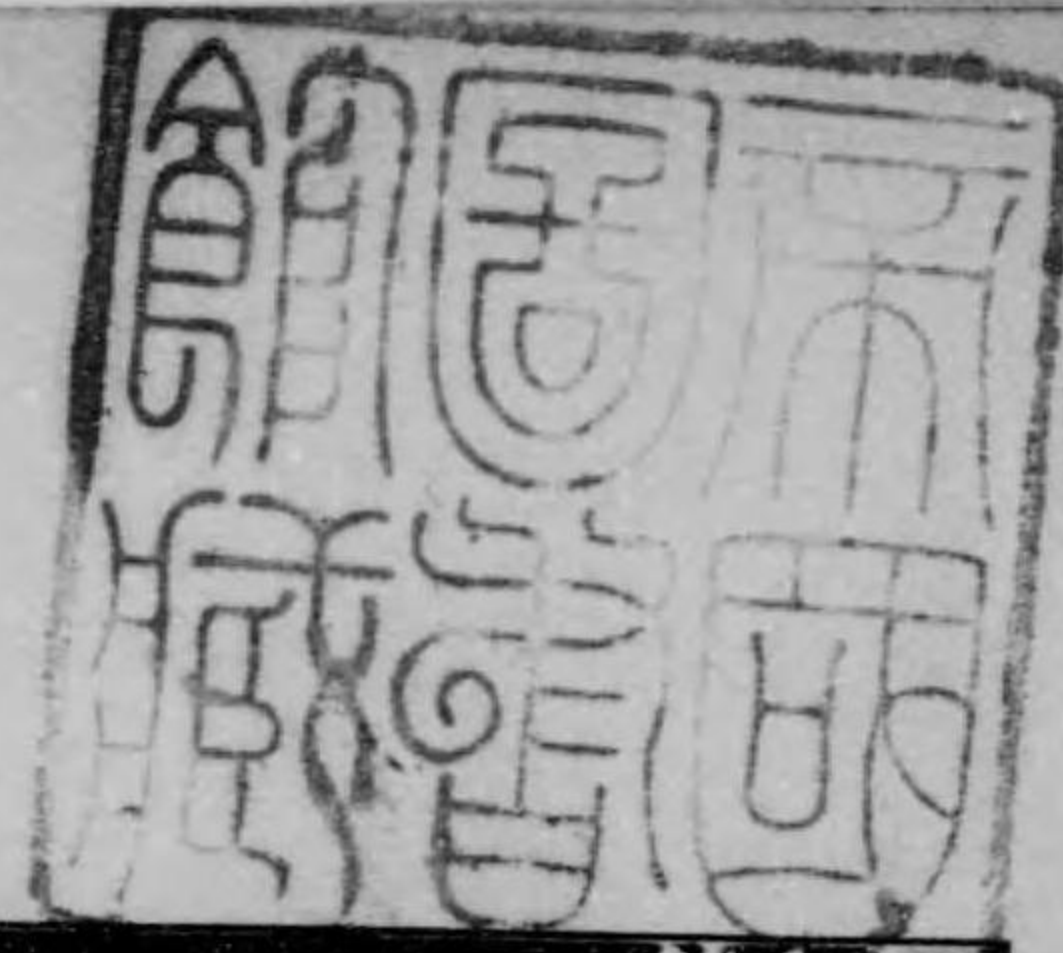


大正  
6. 6. 21  
寄贈

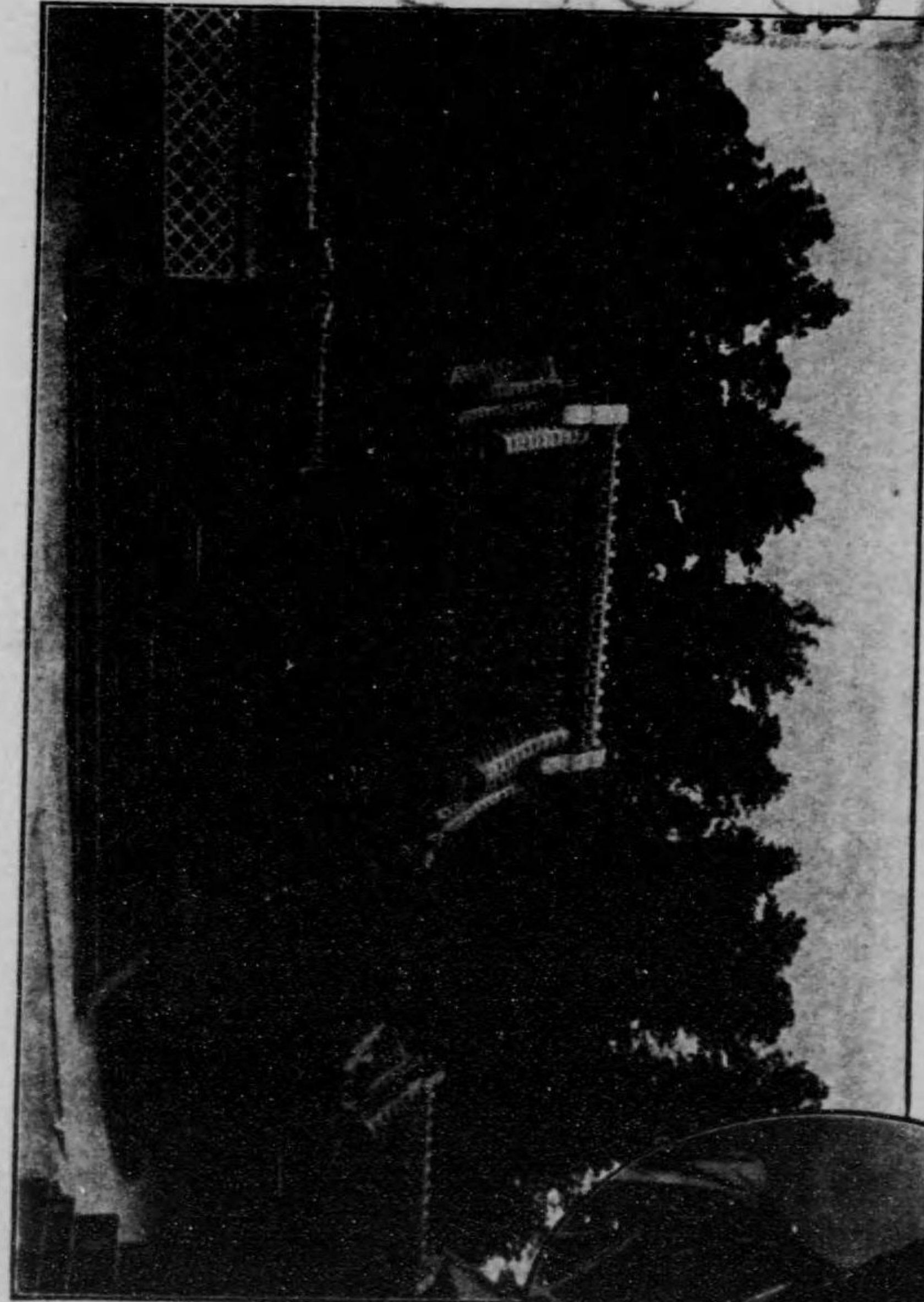
山原



露光量違いの為重複撮影



258.2-101

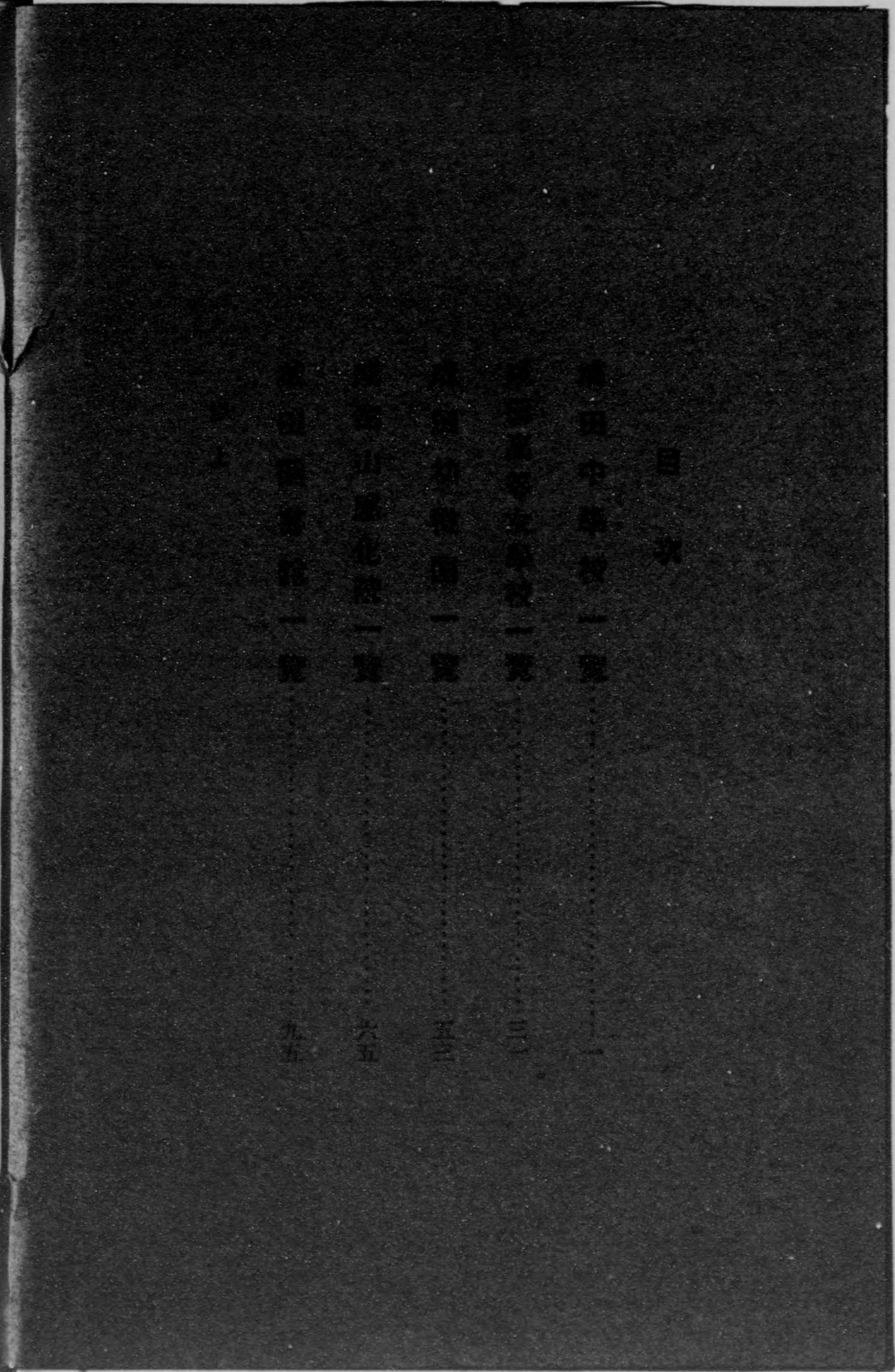


首貫川石と門表山田成



〇  
作  
寄  
贈  
本

大正  
6. 6. 21  
寄贈







成田山正面



本堂

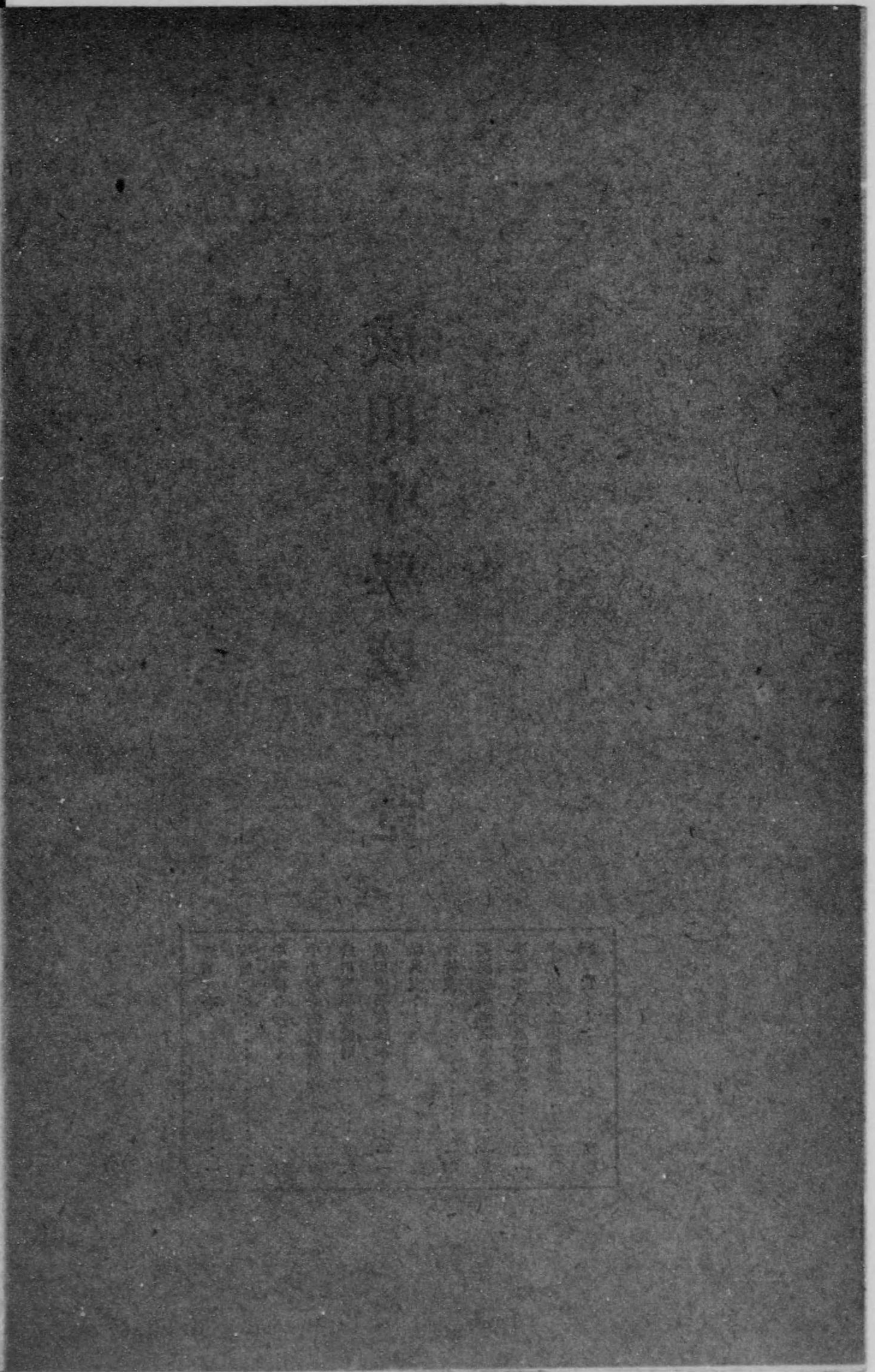




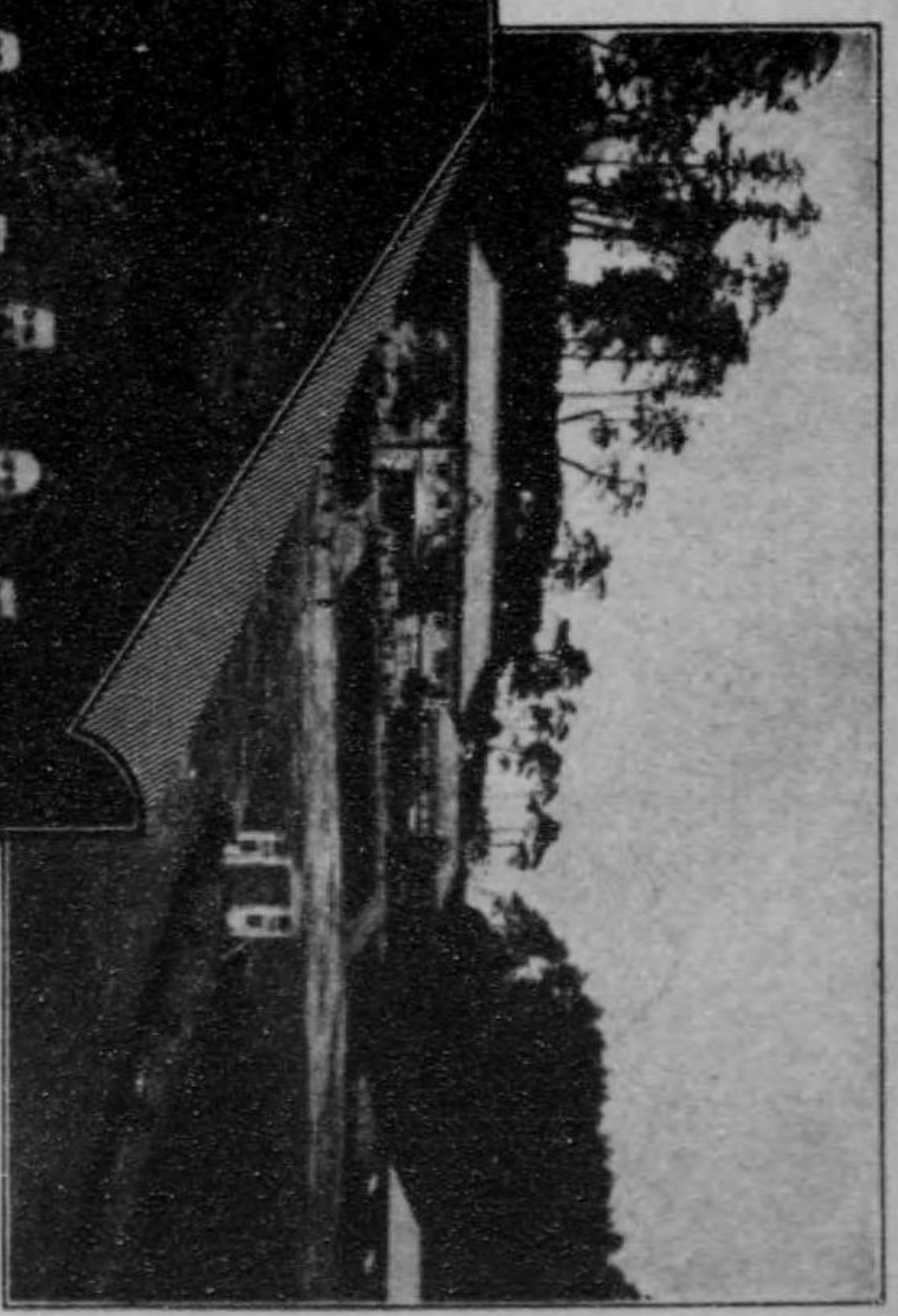
# 成田中學校一覽

沿革大略	一
學曆	二
中學校令抄	四
中學校令施行規則抄	四
成田中學校規則	六
成田中學校細則	一
職員表	一五
生徒表	一六
英漢義塾卒業生人名	一九
卒業生人名及現況表	二一
卒業生及生徒郡別表	三〇
經費	三〇

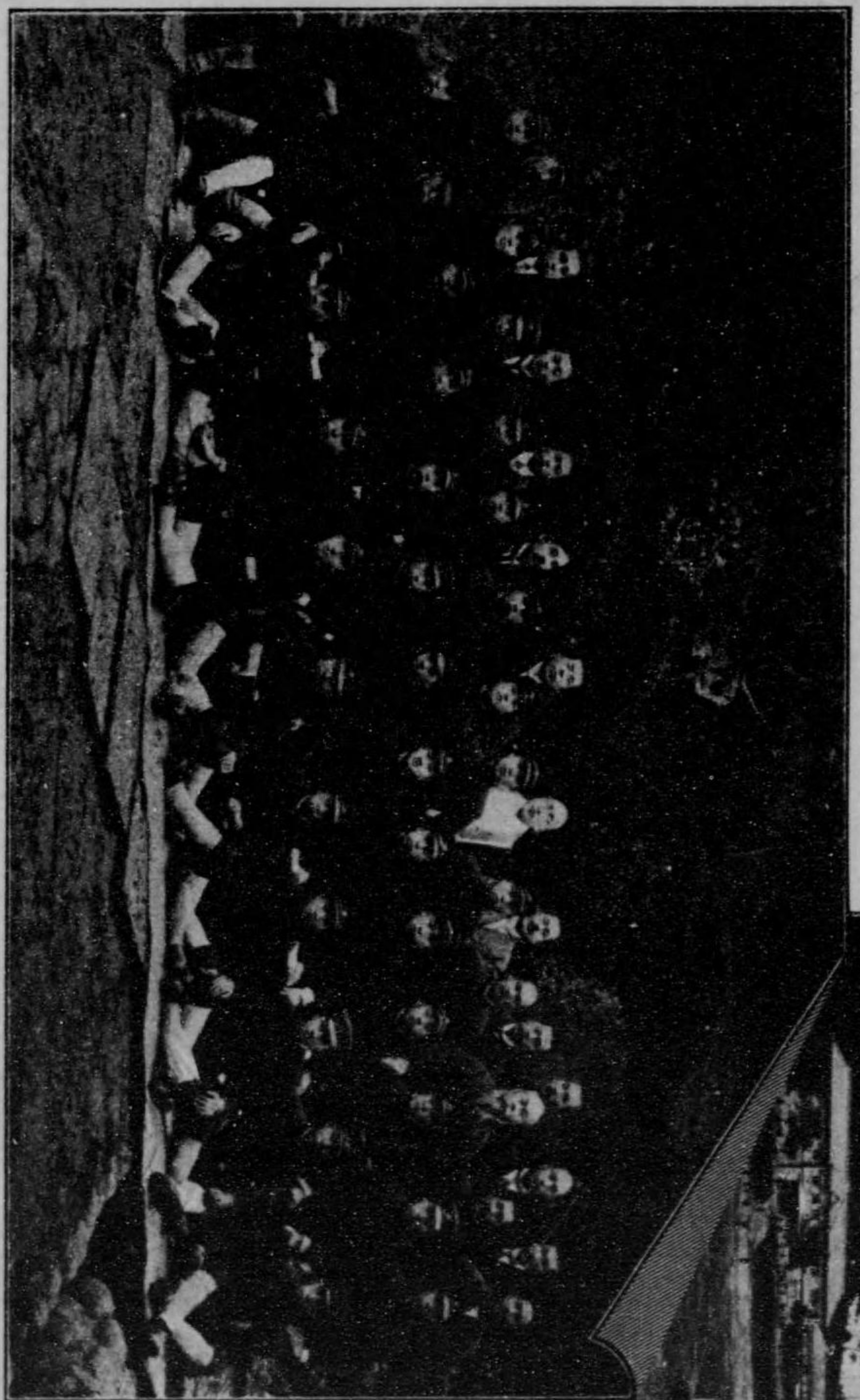




成田中學



全  
景



教職員及第十六回卒業生



# 私立成田中學校一覽

(大正六年四月二十五日現在)

## ◎沿革大略

私立成田中學校は明治三十一年十月七日文部大臣の認可を得て舊成田英漢義塾を改稱したるものにして、圖書館女學校幼稚園感化院と共に成田山新勝寺の施設せる公共事業の一部に係る。

英漢義塾は明治二十一年八月新勝寺先代の住職正七位大僧正三池照鳳師が有志石川甚兵衛、諸岡勝太郎其他の諸氏と謀り地方の公共教育機關として設立したる中等學校にして、全く三池師の篤志に出生したるなり。修業年限三箇年の規定にて高等小學校卒業以上及び其と同等の學力あるものを收容せり。宮村三多氏最初の塾長に任命せられ二十三年一月に至りて濱田義雄氏其跡を襲ふ此年第一回の卒業生を出す已にして濱田氏辭任し福山龜太郎氏來任せしが二十四年二月に至り和田玉一氏代り立てり。二十九年六月塾主三池氏入寂せられ現貫主大僧正石川照勤繼て塾主となる。三十一年七月新勝寺院代少僧正服部照和師當時在歐中の塾主の囑託を受けて中學校認可を文部大臣に稟請す。次で千葉

縣知事安部浩氏臨校せらる。十月七日成田中學校と改稱の件認可下る。三十一年十一月文學士喜田貞吉氏校長に任せらる。三十二年三月文部次官奥田義人、商工局長木内重四郎兩氏臨校せらる。八月喜田氏辭任。竹内楠三氏來り代る。

此時まで學校は成田町宇東谷なる。現圖書館の地所に位置せしが中學校認可と共に現在の校舎の土工を起し三十三年六月落成す。淺井造、宮田半左衛門、諸岡市郎左衛門、飯倉郁太郎の諸氏及評議員三橋金太郎氏建築委員として盡力せり。三月校主歸朝す。六月二十七日落成式を舉行す。文部大臣樺山資紀氏以下朝野の名士多數の參列あり。先是三十三年三月文部省告示第五號により徴兵猶豫の特典を附與せらる。又、四月十日校旗授與式を行へり。三十四年七月竹内氏辭し校主石川照勤校長を兼ねて今に及ぶ。三十五年四月中學校となりての第一回卒業生を出す。知事代理來臨、七月栗根鐵藏氏校長事務代理を命ぜらる。三十六年三月第二回卒業生を出す。板垣退助伯來臨せらる。三十七年



三月第三回卒業式を行ひ千葉縣知事石原健三氏臨校あり。三十八年三月第四回卒業生を出す。千葉縣知事代理臨席。三十九年三月第五回卒業生出づ、千葉縣知事代理臨席。四十年三月第六回卒業生を出す、四十一年三月第七回卒業生を出す。九月文學博士白鳥庫吉氏に本校顧問を囑託す。同月校長事務代理栗根氏辭任。文學士葛原運次郎氏來任せらる。次で校長事務代理の位置に校務主監の名稱を附す。四十二年三月第八回卒業生を。四十三年三月第九回卒業生を。四十四年三月第十回卒業生を。四十五年三月第十一回卒業生を。大正二年三月第十二回卒業生を送る。大正二年七月葛原主監辭任し文學士佐竹元二氏主監に任命せらる。大正三年三月第十三回卒業生を送る。大正四年三月文部省普通學務局長田所美治氏臨校せらる。大正四年三月第十四回卒業生を送る。大正四年六月生徒控場改築落成す。大正五年三月第十五回卒業生を送る。大正五年三月佐竹主監辭任。文學士佐藤禮云主監に任ぜらる。大正五年四月文部省參政官大津淳一郎氏の臨校あり。大正六年三月第十六回卒業式を行ひ文部大臣代理、千葉縣知事代理、陸軍大將福島安正閣下及上田文科大學長等臨校せらる。

◎學 曆

- 四月
  - 一日 第一學期開始、春季休業始
  - 七日 春季休業終
  - 八日 第一學期始業式、入學式、午前八時始業
  - 中旬 一日遠足
  - 下旬 身體検査
- 五月
  - 中旬 運動會
- 六月
  - 一日 夏服用、服装検査
  - 初旬 野球小會、庭球小會、文藝會
- 七月
  - 中旬 第一學期試験
  - 第一學期終業式
- 廿一日 夏季休業始
- 八月
  - 卅一日 第一學期終
- 九月

- 一日 第二學期開始、始業式
- 十月
  - 一日 冬服用、服装検査
  - 七日 創立紀念日
  - 中旬 武道小會、野球庭球小會、文藝會、修學旅行
  - 卅一日 天長節
- 十一月
  - 一日 午前九時始業
  - 上旬 遠足又ハ長距離競走
  - 中旬 發火演習
- 十二月
  - 中旬 第二學期試験
  - 下旬 第二學期終業式
  - 廿六日 冬季休業始
  - 卅一日 第二學期終
- 一月
  - 一日 第三學期開始
  - 新年拜賀式
  - 七日 冬季休業終
  - 八日 第三學期始業式

- 中旬 五年級生徒志望調査
- 自中旬至下旬 武道寒稽古
- 下旬 次學年教科書選定
- 二月
  - 十一日 紀元節
  - 中旬 武道大會
  - 野球大會
  - 庭球大會
  - 文藝會
- 下旬 校友會誌發行
- 三月
  - 上旬 五年級卒業試験
  - 五年級終業式
  - 中旬 四年級以下學年試験
  - 四年級以下終業式
  - 中旬 卒業式
  - 自廿五日至廿六日 入學試験
  - 廿六日 入學試験合格者發表
  - 卅一日 第三學期終



◎中學校令〔抄録〕(明治三十二年二月六日勅令第二十八號)

第一條 中學校は男子に須要なる高等普通教育を爲すを以て目的とす  
第九條 中學校の修業年限は五ヶ年とす但し一箇年以内の補習科を置くことを得

第十條 中學校に入學することを得る者は年齢十二年以上にして尋常小學校を卒業したる者又は之と同等の学力を有する者たるべし  
(明治四〇勅令二八〇號改正)

◎中學校令施行規則〔抄録〕(明治三十四年三月文部省令第三號)

第一條 中學校の學科目は修身、國語及漢文、外國語、歴史、地理、數學、博物、物理及化學、法制及經濟、實業、圖畫、唱歌、體操とす  
外國語は英語、獨語又は佛語とす  
實業は農業、商業、又は手工とす  
法制及經濟、實業、唱歌は當分の内之を缺くことを得  
實業は隨意科目と爲すことを得

第十六條 學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る  
前項に依る學年の外土地の情況に依り九月一日に始まり翌年八月三十一日に終る學年を置くことを得(明治四四省令二六號改正)  
學年は分て二學期とす  
補習科に關しては前三項の規定に依らざることを得  
第十七條 教授日数は毎學年二百二十日以上とす但し次條の場合及特別の事情に依り文部大臣の認可を受けたる場合に於ては此の限にあらざることを得

試験及修學旅行に充つる日数は前項の日數に算入せず  
第十八條 傳染病豫防の爲必要なるとき其他非常變災あるときは臨時休業を爲さしむることを得  
前項の事由あるときは地方長官は道廳府縣立以外の中學校の休業を命ずることを得

第十九條 紀元節天長節、及一月一日には職員及生徒學校に參集して祝賀の式を行ふべし  
第二十條 中學校の生徒數は六百人以下とす但し特別の事情あるときは八百人まで之を増すことを得  
分校の生徒は三百人以下とす  
補習科の生徒數は前學年に於て當該學校を卒業したる者の數を起ゆることを得ず

前項の生徒數は第一項の生徒數に算入せず  
第二十一條 學級は同學年の生徒を以て之を編制すべし  
一學級の生徒は五十人以下とす  
第二學年以上に於ける各學年の學級數は第一學年の學級數に超過することを不得但し特別の事情に依り文部大臣の認可を受けたるときは此の限にあらざる(三十五年文部省令第三號)  
前項の場合に於て分校の學級數は本校の學級數に算入す(同上)  
第四十一條 生徒を入學せしむべき時期は學年の始めより三十日以内とす但し缺員あるときは第二學期の始より十日以内に臨時入學せしむることを得  
前項の規定は補習科の生徒入學に關しては之を適用せず  
第五學年には轉學又は當該學年に於て退學したる者の再入學を除くことを得

外新に生徒の入學を許すことを得ず

第四十二條 第一學年入學志願者中尋常小學校を卒業せざる者に就きては試験に依りて其學力を檢定すべし

第一學年入學志願者中尋常小學校を卒業したる者は其の他の志願者に先ちて入學を許すことを得

尋常小學校を卒業したる者の數入學を許すべき人員に超過するときは試験に依りて入學者を撰拔すべし

第四十三條 前條第一項の試験は國語、算術、日本歴史、地理、理科に就き尋常小學校の程度に依り之を行ふべし

第四十四條 第二學年以上に入學を許すべき者は相當年齢に達し前各學年の課程を卒したる者と同等の學力を有すべし

前項入學者の學力は前各學年の程度に於て其の各學科目に就き試験に依て檢定すべし

第四十五條 (三十六年第三十八號改正) 中學校生徒にして退學したる者退學したるときより一箇年以内に入學を志願したるときは同一學年以下の學年に限り入學を許可することを得

前項の場合に於て其の退學したる中學校に再入學を志願したる者に限り試験に依らざることを得

第四十六條 他の中學に轉學を志望する生徒あるときは學校長は正當の事由ありと認めたる場合に限り其の生徒の在學證明書及成績表を移轉先學校に送付すべし

移轉先學校に於ては缺員ある場合に限り前項生徒の轉學を許可することを得  
前項の規定に依り轉學を許可する生徒は試験を行はずして同一學年に

編入することを得

第四十七條 (三十五年第二十八號改正) 各學年の課程の修了又は全學科の卒業を認むるには平素の學業及試験の成績を考査して之を定むべし

但し正當の事由ありて試験に缺席したる者に對しては平素の學業の成績のみを考査して之を定むることを得

試験は學校長の見込に依り之を行はざることを得

第五十條 補習科に入學することをを得る者は中學を卒業したる者たるべし

(三十六年第三十八號補) 補習科生徒の在學期間中は中學校を卒業したる日より起算し二箇年を超ゆることを得ず但徵兵令第二十三條の關係を有せざる者は此限に非らず

補習科を修了し又は退學したる者補習科に再入學するときは其の修了又は退學前に於ける補習科在學の期間は之を前項の期間に算入す

第五十一條 學校長は左の各號の一に該當する者に退學を命ずべし

- 一 品行不良にして改善の見込なしと認めたる者
- 二 學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者
- 三 引續き一箇年以上缺席したる者
- 四 正當の事由なくして引續き一箇年以上缺席したる者
- 五 出席常ならざる者



◎成田中學校校則

第一章 總則

第一條 本校は男子に須要なる高等普通教育をなすを以て目的とす

第二條 本校の修業年限を五箇年とし一年を以て一學年とす

第三條 但學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第三條 一學年を分ちて三學期とす左の如し

第一學期 四月一日より八月三十一日に至る

第二學期 九月一日より十二月三十一日に至る

第三學期 一月一日より三月三十一日に至る

第四條 休業日左の如し

各日曜日、開校記念日(毎年十月七日)大祭日、祝日、春季休業(四月一日より同七日に至る)夏季休業(七月二十一日より八月卅一日に至る)冬季休業(十二月二十五日より一月七日に至る)

第二章 學科課程及授業時間

第一條 各學科の配當并に毎週授業時数は別紙に依る

第三章 試験

第一條 試験を分ちて學期試験學年試験の二種とす

第二條 學期試験は第一學期及第二學期の終りに於て其學期間に授業せし科目に付之れを行ふ者とす第三學期試験は其學期間に於ける日課評點のみを以て之に充つ

第三條 學年試験は學年の終りに於て該學年間に授業せし全學科に付之れを行ふものとす

第四條 試験の評點は修身、國語及漢文、外國語、歴史及地理、數學、博物、物理及化學、法制及經濟、圖書、唱歌、體操は各一學科毎に百點を以て最高點とす

第五條 各教員は其受持學科に就き日課點を附す

第六條 一科目の學期試験評點は其學期中に於ける日課點の平均點と學期試験點とを加へ其和を二除したるものとす

第七條 一科目の學年試験評點は各學期試験評點の平均の二倍に學年試験點を加へ其和を三除したるものとす

第八條 各學年の學年評點五十點以上總約點六十點以上を得るにあらざれば進級するを得ず但三十五點以上

學科課程毎週教授時數表

學科	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年
修身	生徒心得、教育勸語、作法	道徳の要領	上	特要領、我國道徳の事實、作法	全
國語	講文、習字	全	全上、文法	講讀、文法	講讀、作文
漢文	讀方、譯文	讀方、譯文	讀方、譯文	全	讀方、譯文
英語	會話、讀方、譯文	會話、讀方、譯文	會話、讀方、譯文	全	讀方、譯文
歴史	日本歴史	日本歴史	東洋歴史	西洋歴史	日本歴史
地理	日本地理	世界地理	東洋地理	西洋地理	日本地理
數學	算術	代數	幾何	全	代數、幾何
博物	植物、動物	動物、生理	動物、生理	博物通論	三角
物理				物理學	
化學				化學	
法制				法制	法制
經濟					經濟
圖畫	自在畫	全	全	全	用器畫
體操	教練及體操	全	全	全	全
唱歌		全	全	全	全
計	三	三	三	三	三



上のもの一學科又は四十點以上のもの二學科以下あるも總約點六十點以上なるときは進級せしむ

第九條 學年試験及び學期試験に正當の事故の爲め豫め届出の上缺席したるものは補缺試験を行ふことあるべし但此の場合に於ては其得點の十分の二を減じ之れを試験點と定む

第四章 入學及退學

第一條 生徒の入學は毎學年の始とす但缺員あるときは學期の始めに於て募集することあるべし

第二條 本校第一學年級に入學を許すべきものは尋常小學校第六學年卒業のものは其卒業證により其他の志願者は入學試験に合格せるものを取る但尋常小學校第六學年卒業の者と雖も志願者の數募集人員に超過するときは入學試験を執行すべし

第三條 第一學年級の入學試験は尋常小學校第六學年を修了したるものに對しては讀書、作文、習字、算術の四科目に就き其他の志願者に對しては尙ほ日本地理、日本歴史を加へ尋常小學校第六學年卒業以上の程度に依り試験を行ふべし

第四條 第二學年級以上に入學を許可すべきものは相當

年齢に達し其學級に相當する學力試験に合格したるものに限る

第五條 他の中學校より轉學せんと欲する者ある時は缺員ある場合に限り入學を許可することあるべし但前學校と學科の配當に差異あるときは其學科に限り試験を行ひ前學校と同年級或は一級下に編入す

第六條 凡て本校に入學せんと欲するものは體格検査を施し合格せざるものは入學を許可せず

第七條 入學志願者は左の書式に依り入學願書に履歴書を差出すべし但尋常小學校六學年以上の課程を了へたる入學志願者は更に修業證書又は卒業證書を添へ該書なき者は校長又は首席訓導の證明書を添ふべし

入學願書

(用紙半紙 二ツ折)

私儀御校何年級に入學志願に付御許可相成度此段奉願候也

年 月 日

住所族籍

成田中學校長 何 誰 殿

戶主誰子弟 姓名 生年月日 印

履 歷 書

(用紙半紙 二ツ折)

本籍何府何縣何市郡何町村何番地 現在、、、、、

族籍、戶主に非れば誰子弟、 姓 名

生年月日

一何年何月より何年何月まで何學校に何學修業

一何年何月何學校を修業

一、、、、

一何年何月何の廉に付何賞或は何罰を受く

右之通相違無之候也

年 月 日 右

姓 名 印

第八條 入學の許可を得たるものは壹週間に内に左式の在學證書并戸籍謄本を差出すべし

在學證書

(用紙半紙 二ツ折)

保證人の印

參入 收印 紙

私儀今般入學御許可相成候に付ては在學中御規則命令等堅く遵奉可仕候也

住 所

誰子弟 族 籍

姓 名 印

生年月日

前記之通相違無之候に付拙者保證人に相立ち御規則命令等堅く相守らせ本人に關する事件一切引受可申候也

住 所

族籍職業

保證人

姓 名 印

成田中學校長 何某殿

右保證人は丁年以上の男子にして本町(村)内に於て一家計を立つる者に相違無之候也

何府何縣何國何郡市何町村長

年 月 日

何 某 印



第九條 保證人は父兄親戚又は後見人中丁年以上の男子にして一家計を立つる者に限る

第十條 保證人は豫め本校長の承諾を得たるものたるべし

第十一條 保證人の資格上不適當と認むるときは之れを變更せしむることあるべし

第十二條 左の場合に於ては退學を命ず

- (一) 性行不良にして改善の見込なしと認めたる者
- (二) 學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者
- (三) 引續き一箇年以上缺席したる者
- (四) 正當の事由なくして引續き一ヶ月以上缺席したる者

(五) 授業料未納二ヶ月以上に亘るもの

(六) 疾病事故に因り學業を履修する能はざるものと認むるもの

(七) 出席常ならざるもの

第十三條 中途退學せんと欲するものは保證人連署を以て其理由を具し願出づべし

第五章 授業料

第一條 授業料は一ヶ月金壹圓六拾錢とす

第二條 生徒在學中は出席の有無に拘はらず毎月五日迄に納むべし但毎年八月は納むるを要せず

第三條 授業料納付期日を過ぎ五日以内に尙ほ納めざるものは納入済まで停學を命じ保證人をして之を納めしむ

第四條 入學の許可を得たるものは入學金壹圓を納むべし

第五條 左の各項に該當するものは授業料を減免す  
一 學力優等品行方正にして他生の模範たるべきもの  
一 戦時若しくは事變に際し召集せられたる者の子弟  
一 貧困にして資力なく學力品行中等以上なるもの但此第三の場合に於ては父兄又は後見人より特に願書を差出さしめ又本人に對しては相當の義務を負はしむ

第六章 賞罰

第一條 品行方正學術優等の者には一學年間の授業料を免除し又は賞品賞状を授與することあるべし

第二條 規則命令に違背し又は風紀を害するものは戒飭、留置、停學、放校の罰に處す

第三條 學校の建物器具器械標本等を毀損又は亡失し

續をなすべし

第五條 退舍せんと欲するものは事由を記し保證人連署の上願書を差出し許可を受くべし

第八章 服制

第一條 生徒登校の時は必ず制服制帽を用ふべし

第二條 制帽の地質は黒羅紗にして本校の徽章を附すべし

第三條 制服はジャケット製ホック止めにして冬服の地質は紺色又は黒色のヘル若しくは小倉織を用ふべし

第四條 制服を未だ調製せざるもの若しくは汚損したるものは代用服を着用すべし

第五條 代用服は筒袖にして袴を着用すべし

第六條 制服又は代用服を着用するにあらざれば教場に入るを許さず但新入學生に限り指定の期間中制服調製の間は特に代用服を許す

◎私立成田中學校細則

第一章 生徒心得

第一條 生徒は日常左の各項を服膺すべし

たるときは相當の賠償をなさしむることあるべし

第七章 寄宿舎

第一條 寄宿舎は本校生徒にして父兄及保證人の住宅より通學し能はざるものをして寄宿せしむる所とす但場合により下宿を命ずることあるべし

第二條 寄宿舎は一ヶ月の食費として金五圓食費として金十錢毎月五日以内に納むべし若し故なくして期間内に納めざる者は退舎を命じ未納の費額は保證人より追徴す

但食費の外炭油料の實費を徴集す

第三條 入舎の許可を得たるものは左の保證書を差出すべし

(形雛)

保證書 (用紙半紙 二ツ折)

御校何年生某儀今般寄宿舎へ入舎致し候上は本人入舎中金員物品の辨償は勿論本人身上に關する一切の事件負擔可仕候仍て保證書如件年 月 日 住所番地族籍 保證人 姓 名 印 成田中學校長 何誰殿

參入 錢印 收紙







私立成田中學校一覽

第九條 制服を着用し難き場合にありては代用服を用ふることを許す其制左の如し  
 但代用服をば諸儀式體操科修學旅行の時には着用すべからず  
 一上衣は筒袖の和服にして紺色若くは黒色の木綿を以て製すべき事  
 一袴は通常木綿袴を用ふべき事  
 第四章 試験  
 第十條 試験規定は學則第三章による  
 一 進試験評點は一切公示せず  
 各一學期末及學年末に成績を調査して同級を通じて席順を定む  
 第十一條 試験の日限及時間割は校長之を定めて試験期日三日前に掲示す  
 第十二條 試験の方法は筆記を主とすと雖も是に依り難き學科は口述或は實地に就てす  
 第十三條 試験問題の意義に就ては一切質問することを許さず  
 第十四條 試験場には受験用以外の物を一切携帯することを許さず  
 第十五條 試験用紙は學校より給與す  
 一 答案を記するには特別の許可ある場合を除きては半紙には毛筆墨を用ひ洋紙には鉛筆及ペン黒インキを用ふべし  
 第十六條 受験上不正の行爲ありと認むる時には受験教師の見込に依りて校長の認可を経て其學科評點を減じ又は零點とし更に相當の罰を課す但試験場に於て本條の行爲を認めたる時は直に退場を命ず  
 第十七條 同學校にて落第二回に及ぶ者は退學せしむ  
 第十八條 學年試験の後は成績を保證入に通知す  
 第五條 入學在學退學

第十九條 入學志願者には總て體格検査を施行す  
 第二十條 入學の許可は之を公示し其許可の日より在學と認む  
 第二十一條 入學の許可を得たる者は本校學則に定めたる在學證書を差出すべし  
 第二十二條 保證人本町以外の在住者にありては別に本町内に身元確實なるものを代理保證人と定め届出づべし  
 第二十三條 入學の許可を得たるものは入學金壹圓を納むべし  
 第二十四條 生徒在學中は出席の有無に拘はらず毎日五日迄に授業料金壹圓六十錢を納むべし但し毎年八月は納むるを要せず  
 第二十五條 授業料納附期日を過ぎ五日以内に尙ほ納めざるものは保證人をして之を納めしむ  
 第二十六條 疾病其他止むを得ざる事故ありて退學せんとするものは其事由を詳記し保證人より届出づべし但し病氣退學の場合には醫師の診斷書を要す  
 第二十七條 病氣の爲め一ヶ月以上休學せんとするものは學校醫の診斷書を添へ保證人より届出づべし但し休學中は授業料を免除す  
 第六章 賞罰  
 第二十八條 學術優等品行方正なるものは授業料を免じ特待生とす  
 第二十九條 前條の外特に善行なるもの又は役員任期中能く其任を盡したるもの等には賞品賞狀を授與することあるべし  
 第三十條 特待生其資格を毀損せし事實ある時には其特待を止むべし  
 第三十一條 學校の建物業具標本等を毀損し又は亡失せしときには其情狀に因りて相當の賠償をなさしむ  
 第三十二條 總て賞罰は校内に掲示し且之を保證人に通知す

◎職員

受持學科	職名	職階	姓名	族籍	就職年月
修身、法、制、經濟	校長	勳六等	石川 照勳	千葉縣平民	大正五年三月
英語	主監兼教諭	文學士	白鳥 庫吉	千葉縣平民	大正五年十月
英語	教諭	文學士	佐藤 禮云	愛知縣平民	大正五年十一月
英語	教諭	文學士	入谷 智定	慶手縣士族	大正五年四月
英語	教諭	文學士	西川 萬里	宮城縣士族	大正五年五月
英語	教諭	文學士	田島 周太郎	埼玉縣平民	大正六年四月
英語	教諭	文學士	志賀 實	山口縣平民	大正六年四月
英語	教諭	文學士	高橋 幾造	東京府士族	大正六年四月
英語	教諭	文學士	佐藤 秀男	千葉縣平民	明治廿九年十一月
英語	教諭	文學士	秋山 篤英	千葉縣平民	明治廿九年十一月
英語	教諭	文學士	丸山 錦吾	長野縣平民	明治廿九年十一月
英語	教諭	文學士	竹田 敏泰	島根縣平民	大正四年四月
國語	教諭兼舍監	文學士	伊藤 好太郎	山梨縣平民	大正六年四月
國語	教諭	文學士	西村 耕三郎	愛媛縣士族	大正三年二月
國語	教諭	文學士	澤井 茂三郎	千葉縣平民	明治廿三年五月
國語	教諭	文學士	關根 利三郎	埼玉縣平民	大正四年十月
國語	教諭	文學士	三橋 長吉	千葉縣平民	明治廿三年十月
國語	教諭	文學士	青葉 知	千葉縣平民	明治廿三年一月
國語	教諭	文學士	南井 榮助	千葉縣平民	明治廿四年四月
國語	教諭	文學士	高川 直三郎	千葉縣平民	明治廿三年十月

私立成田中學校一覽



◎生徒表

(大正六年四月現在)

(○印特待生)

(△印正副級長)

級長以下身長順

第五學年

(三十八名)

學年主任

教諭

西川萬里

△安倉貫一 印旛久住  
 △野平忠一 印旛豐住  
 後藤浩次 印旛安食  
 豐田謹悟 印旛成田  
 古川茂廣 山武片貝  
 鈴木喜廣 印旛久住  
 伊藤文亮 印旛遠山  
 越川明 印旛遠山  
 藤崎忍 印旛遠山  
 石井勝男 印旛成田

山内卯之助 印旛成田  
 寺内保 茨城鹿島  
 鈴木德治 印旛成田  
 深山盈二 印旛旭  
 藤倉武男 印旛成田  
 鈴木謙堂 印旛中郷  
 西谷三郎 印旛公津  
 宮原謙 印旛久住  
 宮野圭 印旛成田  
 中野圭 印旛成田  
 高橋巖 印旛成田

吉田善四郎 東京神田  
 神戶隆太郎 印旛成田  
 山田好助 印旛富里  
 飯塚忠 香取多古  
 小川總良 山武千代田  
 日暮輝雄 印旛豐住  
 日色四郎 香取豐如  
 田中藤治 香取小門  
 藤崎英亮 印旛遠山  
 伊藤七右衛門 印旛久住

實川和男 山武千代田  
 長谷川藤市 印旛成田  
 佐々木喜代之 山武二川  
 清水東四郎 山口大浦  
 安藤俊行 印旛久住  
 土井規矩藏 印旛公津  
 林一 印旛八生  
 武士田 印旛成田

第四學年

(四十五名)

學年主任

教諭

志賀實

石原幸一 印旛成田  
 △湯淺三吾 印旛八生  
 米川平 印旛久住  
 澤田文 印旛中郷  
 林正雄 印旛成田  
 武藤行敬 印旛永治

藤崎隆三郎 印旛遠山  
 廣瀬光亮 印旛豐住  
 石川順 印旛成田  
 福田直四郎 東京本郷  
 福田直四郎 印旛中郷  
 吉川巖 印旛八生  
 伊藤公平 印旛成田

小川太郎 印旛八生  
 小倉仁 印旛成田  
 篠原次郎 印旛成田  
 石橋孝三郎 印旛成田  
 檜垣省吾 印旛久住  
 伊藤秀雄 印旛中郷

瀧澤徳治 印旛成田  
 齋藤昭武 印旛中郷  
 小川了介 山武千代田  
 石橋正也 印旛成田  
 根本新一 茨城稻敷

伊藤源右 印旛中郷  
 鷓澤忠也 印旛成田  
 高安俊 印旛中郷  
 日暮真 印旛中郷  
 山崎信男 香取高岡  
 湯淺武之助 印旛八生

仲山清亮 印旛公津  
 香取舜治 山武二川  
 池田春之助 印旛富里  
 藤崎信助 印旛富里  
 猪瀬晋太郎 印旛布鐘  
 丸善衛 印旛公津

椎名操 香取本大須賀  
 葛生幸吉 印旛安食  
 相京理三郎 印旛公津  
 千脇長 千葉更科  
 石橋進 印旛富里  
 稻岡小二郎 印旛公津

神崎俊之助 印旛遠山  
 四宮弘之 印旛富里  
 大三川 香取多古

第三學年

(四十六名)

學年主任

教諭

佐藤秀男

△若命富郎 印旛成田  
 △大野龜之助 香取滑川  
 岩館源一郎 山武千代田  
 齋藤喜一 印旛富里  
 石井美雄 印旛富里  
 篠崎忠雄 印旛遠山  
 椎名一雄 印旛久住  
 下村好市 印旛八生  
 寺内吾市 印旛中郷  
 加藤武夫 印旛成田  
 藤崎章 印旛遠山  
 吉岡彰 印旛中郷

福田郁次郎 茨城稻敷  
 菅澤忠也 印旛遠山  
 石井庄平 印旛八生  
 林井稜二 印旛本郷  
 岩井表次 印旛富里  
 鈴木新之助 印旛成田  
 關木久光 山武千代田  
 萩原英一 印旛成田  
 千葉實一 茨城結城  
 深山陽 印旛旭  
 小川俊一 印旛公津  
 伊藤藤 印旛久住

藤本寅司 印旛成田  
 根本儀一 印旛久住  
 磯山儀一 印旛公津  
 山崎利雄 印旛永治  
 竹村利雄 印旛富里  
 山崎利雄 印旛木下  
 鈴木吉守 印旛安食  
 飯田英亮 香取大須賀  
 平田榮昌 香取多古  
 關口恒光 印旛久住  
 甲田與市 印旛遠山  
 木内勝之助 印旛公津

小川廣則 印旛富里  
 宮崎博 印旛成田  
 相川規矩治 印旛富里  
 阿部規矩治 印旛豐住  
 高橋勇雄 印旛公津  
 大貫芳吉 香取小門  
 木内善之 印旛成田  
 石井權之 印旛遠山  
 丸井善兵衛 印旛公津  
 竹村秀壽 印旛成田

△荻原道三 海上鏡子  
 第二學年甲組 (三十一名)

△鈴木除人 印旛大森

學年主任

教諭

竹田敏泰

金子進 山武豐岡



古市正大 印旛川原  
 藤原良作 印旛酒々井  
 後藤慎平 印旛豊住  
 高野照典 印旛安食  
 旭野高典 印旛成田  
 永山敬榮 印旛水戸  
 印旛石城

吉岡順 印旛中郷  
 藤島英巖 印旛遠山  
 山手島秀 山武千代田  
 山口正秀 印旛駿東  
 竹田正 印旛成田  
 小倉武 印旛成田  
 石上七 印旛成田

鈴木達夫 印旛成田  
 川島和勉 印旛富里  
 露崎秀雄 長生五郷  
 石川義孝 印旛中郷  
 吉岡義雄 印旛富里  
 中原正義 山武松尾

菅澤英治 香取高岡  
 齊藤光雄 印旛成田  
 大木唯雄 印旛成田  
 山倉文雄 印旛久住  
 篠原貞雄 印旛本郷  
 諸岡俊一 印旛成田

第二學年乙組 (三十一名)

學年主任

教諭

伊藤好太郎

内海盾雄 印旛八生  
 中野卯三男 京原豊多摩  
 和田英男 印旛酒々井  
 和田定吉 印旛成田  
 高田淳吉 香取高岡  
 長竿照雄 印旛公津  
 齋藤真雄 印旛布織  
 鹽田愛忠 印旛中郷  
 寺内彌茂 印旛中郷

加藤和 印旛八生  
 安藤壽榮 茨城那珂  
 杉山福壽 印旛富里  
 椎名永良 印旛安食  
 小安達一郎 印旛遠山  
 關川俊夫 印旛八生  
 長川雅司 印旛成田

秋山榮吉 印旛八生  
 内藤榮 茨城稻敷  
 松田照應 印旛成田  
 福田晴 印旛酒々井  
 磯山宣雄 印旛公津  
 大宮竹 印旛遠山  
 宇井聖 印旛成田

吉田義法 安房田原  
 松岡勝重 印旛遠山  
 山崎信夫 香取飯高  
 小倉良太郎 印旛八生  
 村島道弘 印旛公津  
 小海川昌則 印旛久住  
 宮野操 印旛酒々井

湯淺勘一 印旛八生  
 山田喜雄 印旛八生  
 弘海弘之 印旛安食  
 高橋正夫 香取萬歳

高宮清一 印旛根郷  
 市原登起 千葉郡  
 片岡賢爾 印旛遠山  
 中村賢爾 印旛白井

北島宙 香取小門  
 大島忠平 印旛八生  
 白鳥論吉 印旛宗像  
 岩澤丈夫 印旛遠山

丸山正臣 長野南郷  
 岩澤巖 印旛中郷  
 岩澤多門 印旛遠山  
 關川安正 印旛成田

第一學年甲組 (三十四名)

學年主任

教諭

秋山篤英

三橋義人 印旛成田  
 桑原啓次郎 印旛安食  
 榎田克美 印旛成田  
 根本克美 印旛八生  
 山田忍 印旛公津

關谷重雄 印旛公津  
 根本五郎 香取滑川  
 小沼久郎 香取北三原  
 高川一雄 印旛中郷  
 岩澤統一 印旛中郷

櫻井泰二 印旛成田  
 竹村猛壽 印旛成田  
 加藤治 印旛成田  
 小林博吉 印旛成田  
 石橋廣吉 香取滑川

相川己一郎 印旛富里  
 藤崎昇 印旛和田  
 青野謙次郎 茨城稻敷

大島仁次 印旛成田  
 諸岡次夫 山武二川  
 飯高治平 印旛豊住  
 廣瀬藤平 印旛遠山  
 本多巳代治 印旛八生  
 湯淺八郎 印旛志津  
 岩井睦夫 香取小門  
 堀井清 印旛公津  
 太田家倚 印旛公津

石井武之助 印旛豊住  
 吉岡康治 印旛木下  
 石木清見 廣島豊田  
 實川之馨 山武千代田  
 野平清 印旛久住  
 神邊秀夫 印旛成田  
 渡邊實一 印旛成田  
 伊藤榮 印旛成田

藤山照仁 印旛遠山  
 村崎勘司 印旛豊住  
 藤原喜太郎 印旛酒々井  
 萩原隆 印旛成田  
 竹尾治助 印旛成田  
 島村三郎 印旛成田  
 井上三郎 印旛成田  
 高橋清雄 印旛成田

齋藤忠 山武千代田  
 伊藤巖 印旛成田  
 木内正夫 印旛公津  
 圓城寺一郎 茨城稻敷  
 田中一登 印旛成田  
 淺井義一 茨城稻敷  
 伊能春夫 山武二川  
 加藤北二郎 印旛八生

◎成田英漢義塾卒業生人名 (×死亡者)

第一回卒業生 (明治二十二年三月)  
 北田彦三郎 三橋金太郎

第二回卒業生 (明治二十五年三月)  
 山田兵治 吉川松太郎

第三回卒業生 (明治二十六年三月)

私立成田中學校一覽



私立成田中學校一覽

法學士 石井佐次馬	岡本幸造	林政次郎	伊藤幸次郎	山崎傳七	大田家續	森寬一	赤谷由助	石波恒	×郡司喜太郎	山野制	玉井喜一	原久藏	篠田鶴吉	誰選科履修生	實業
山田高次郎	山田要之助	大野市太郎	林田恒藏	根本太一	山本喜助	篠原友之助	木内民雄	林田恒三郎	並木弘	堀井富五郎	長谷川孝司	細田孝司	山口要太郎	戶村喜助	實業
山田市太郎	石川英之助	湯淺真二郎	藤崎仁三郎	高梨盛太郎	多田寧	林田政吉	米津重次郎	湯淺暉	山本金四郎	岡本保	小野寺弘	×木内啓司	香取友吉	飯倉貞造	實業
		篠崎幸吉	惠口忠治	×石川昌三	×藤崎欽哉									寺内一夫	實業
														後藤七郎	實業
														瀧澤德治郎	實業
														遠藤與惣平	實業
														木内茂助	實業
														小川利太郎	實業
														×藤倉精助	實業
														佐々木收治	實業
														田中重衛	實業
														加藤右二	實業
														神崎庄助	實業
														那須文治	實業
														山本順	實業
														多田亨	實業
														山本	實業
														伊藤昇	實業
														萩原義重	實業
														宮野源一郎	實業
														野村竹男	實業

◎卒業生人名及現況表

(×死亡)

第一回卒業生 (明治三十五年三月)	第二回卒業生 (明治三十六年三月)	第三回卒業生 (明治三十七年三月)	第四回卒業生 (明治三十八年三月)
京都府立第二中學校教諭 文學士 小野寺精一郎 千葉印旛	×京須 幸 千葉印旛	×渡邊 政助 千葉印旛	芝浦製作所技師(東京高等工業學校卒業) 農學士 伊藤昇 千葉印旛
九州逓信局技師 工學士 飯倉 文甫 千葉印旛	加納 義俱 千葉印旛	小川 源一郎 千葉印旛	大日本農會在勤 農學士 萩原義重 千葉印旛
小田原中學校教諭(東京美術學校卒業) 三橋 信吉 千葉印旛	(藤崎改) 高橋 照文 千葉印旛	額賀清右衛門 茨城鹿島	尼ヶ崎紡績會社構場工場技師工學士 宮野源一郎 千葉印旛
成田中學校教諭(早稻田大學文科卒業) 秋山 篤英 千葉印旛	小川 克己 千葉印旛		醫師(千葉醫學專門學校卒業) 野村竹男 千葉印旛
日本石油會社員(早稻田大學商科卒業) 黑田 政吉 千葉印旛	吉岡 芳之助 千葉印旛		
日本興業會社員(早稻田大學卒業) 神崎 義俱 千葉印旛	加藤 芳之助 千葉印旛		
日本大學教務編輯主任 (藤崎改) 加納 金助 千葉印旛	黑川 信 千葉印旛		
山口縣技手(水産講習所卒業) 山口 政吉 千葉印旛			
東京時事新報社員(步兵中尉) 實業 小川 源一郎 千葉印旛			
渡米實業 實業 渡米實業 實業 渡米實業 實業			
臺灣總督府鐵道部計理課在勤 (早稻田大學商科卒業) 實業 額賀清右衛門 茨城鹿島			

私立成田中學校一覽



























露光量違いの為重複撮影



生業卒回六第及口職教

校學女等高田成

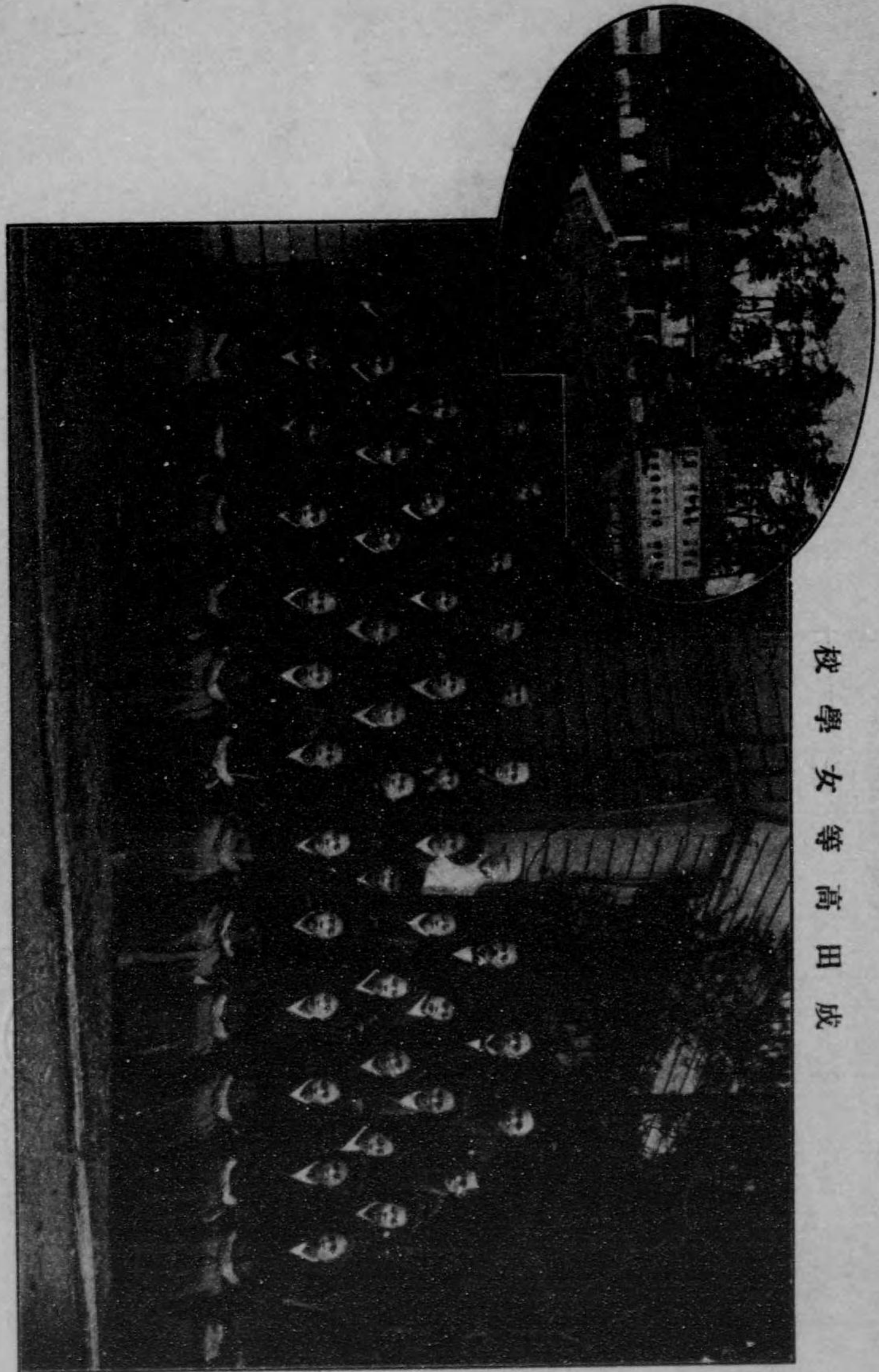
令校

大正六年學曆

第一學期 自四月一日起至八月三十一日	第二學期 自九月一日起至十二月卅一日	第三學期 自一月一日起至三月三十一日	每學期始業式日及每月第二月職員會	每月 第一學期 講堂訓話	每月 第三學期 日學級會
四月	四月 春季休業終	五日 入學式、始業式	六日 午前九時始業	中旬 教授豫定記入	中旬 遊足
十六日 午前八時半始業	下旬 身體檢查	五月	一日 午前八時始業	上旬 校友會學藝部會	中旬 校友會運動部會
二十七日 海軍紀念講話會	六月	二十五日 地久節祝賀式	同日 校友會學藝部會	七月	
二十日 午前七時半始業	二十日 第一學期授業終	二十四日 成績發表、終業式	二十五日 夏季休業始	三十日 明治天皇祭	八月
三十一日 天長節、夏季休業終	九月	一日 始業式	二日 午前七時半始業	上旬 教授豫定記入	十七日 午前八時始業
十月	上旬 修學旅行	中旬 校友會學藝部會	三十一日 天長節祝賀式	十一月	一日 午前九時始業
上旬 校友會運動部大會	十二月	上旬 校友會學藝部會	二十日 第二學期授業終	二十四日 成績發表、終業式	二十六日 冬季休業始
一月	一日 新年祝賀式	七日 冬季休業終	八日 始業式	中旬 教授豫定記入	下旬 來學年度教科書選定
二月	十一日 紀元節祝賀式	十三日 創立紀念祝賀式	同日 校友會學藝部大會	本月中 卒業生ノ志望調査	三月
十日 陸軍紀念講話會	同日 校友會學藝部會	十四日 第三學期授業終	十八日 成績發表、終業式	二十二日 證書授與式	二十三日 入學試驗
二十五日 春季休業始					



露光量違いの為重複撮影



校舎

校學女等高田成

生業卒回六第及員職教

大正六年學曆

第一學期 自四月一日起至八月三十一日	第二學期 自九月一日起至十二月三十一日	第三學期 自一月一日起至三月三十一日	每學期始業式日及每月第二月職員會	每月 第一月職員會開議	每月 第三月職員會
四月	五月	六月	七月	八月	九月
四日 入學式、始業式	五日 入學式、始業式	六日 入學式、始業式	七日 入學式、始業式	八日 入學式、始業式	九日 入學式、始業式
十日 入學式、始業式	十一日 入學式、始業式	十二日 入學式、始業式	十三日 入學式、始業式	十四日 入學式、始業式	十五日 入學式、始業式
十六日 入學式、始業式	十七日 入學式、始業式	十八日 入學式、始業式	十九日 入學式、始業式	二十日 入學式、始業式	二十一日 入學式、始業式
二十二日 入學式、始業式	二十三日 入學式、始業式	二十四日 入學式、始業式	二十五日 入學式、始業式	二十六日 入學式、始業式	二十七日 入學式、始業式
二十八日 入學式、始業式	二十九日 入學式、始業式	三十日 入學式、始業式	三十一日 入學式、始業式	一月 入學式、始業式	二月 入學式、始業式
三月 入學式、始業式	四月 入學式、始業式	五月 入學式、始業式	六月 入學式、始業式	七月 入學式、始業式	八月 入學式、始業式
九月 入學式、始業式	十月 入學式、始業式	十一月 入學式、始業式	十二月 入學式、始業式	一月 入學式、始業式	二月 入學式、始業式
三月 入學式、始業式	四月 入學式、始業式	五月 入學式、始業式	六月 入學式、始業式	七月 入學式、始業式	八月 入學式、始業式
九月 入學式、始業式	十月 入學式、始業式	十一月 入學式、始業式	十二月 入學式、始業式	一月 入學式、始業式	二月 入學式、始業式



# 私立成田高等女學校一覽

## ◎沿革略

本校ハ明治四十四年四月ノ創立ニ係ル、是ヨリ先キ明治四十一年四月、三學年程度ノ私立成田山女學校ヲ設立セシモ、女子教育ノ趨勢ハ、永ク斯カル状態ニ止マルコトヲ得ザルヲ以テ、茲ニ本校ノ創立ヲ見ルニ至レリ、而シテ校主兼校長ハ現成田山主大僧正石川照勤師ニシテ、所謂成田山五事業ノ一ナリ  
 本校ニ理事アリテ校主兼校長ヲ輔佐ス、石川愛一郎、三橋金太郎、三橋重郎兵衛、小野寺清三郎ノ四氏理事ヲ囑託セラレ、内石川理事事務タリ  
 明治四十四年二月十三日、文部大臣ヨリ本校設立ヲ認可セラレ○三月二十一日本校學則ヲ制定セリ○四月一日中島喜一校務主監兼教諭ニ任セラレ○四月一日、二日兩日ヲ以テ二、三、四學年ノ編入試験ヲ行フ○四月五日生徒八十四名ニ入學ヲ許可シ、之ヲ本科第四學年以下ノ各學年ニ分編ス、同日始業式ヲ行フ○四十五年三月第一回卒業生ヲ出シ、千葉縣知事代理臨席ス○四十四年十二月増築ニ着手セシ、雨中體操場、理科教室及普通教室等工ヲ竣ヘ、大正元年十一月ヨリ使用シタリ  
 ○大正二年三月第二回卒業生出ツ○大正二年九月校務

主監兼教諭中島喜一休職ヲ命セラレ、理學士菅野皆可其後任ニ就カレタリ○大正三年三月第三回卒業生ヲ出シ○大正四年三月第四回卒業生ヲ出シ○大正五年三月第五回卒業生ヲ出シ○大正六年三月第六回卒業生ヲ出セリ

## ◎大正五年度重要記事

四月五日 入學式(入學生三十九名)始業式、教諭黒田亮氏新任披露式  
 四月十五日 東京上野ニ開催ノ水産博覽會觀覽  
 四月廿一日 長谷川教諭本縣中等學校國語漢文科教員打合會(千葉師範内)ニ出席  
 四月廿二日 教諭伊藤好太郎氏新任披露式  
 四月廿三日 文部省參政官大津淳一郎氏市村本縣視學官等ヲ隨ヘ來校  
 四月廿九日 生徒身體檢査  
 五月五日 菅野教諭本縣中等學校數學科教員打合會(佐倉中學内)ニ出席  
 五月八日 高松宮殿下 伏見若宮殿下 山階若宮殿下ヲ成田驛ニ奉迎奉送  
 五月廿日 運動部テニス大會



五月廿一日 廣島市長島刺繡學校教師森下嘉之藏氏ノ簡易刺繡法ノ講話  
 五月廿七日 海軍記念日午前成田小學校ニ於テ海軍少佐奥井茂氏ノ講話、午後學藝部會  
 五月三十日 本日ヨリ來月七日迄本縣中等學校生徒ノ圖書展覽會  
 六月九日 黑田教諭本縣中等學校英語科教員打合會(千葉中學)ニ出席  
 六月十二日 本校講堂ニテ成田佛敎婦人會總會開催、宮島教諭本縣中等學校家事科教員打合會(千葉高女校内)ニ出席  
 六月十九日 東京音樂協會主事小野寺萩園氏ノ「ゾアイオン」演奏  
 六月廿五日 地久節式後學藝部會  
 七月五日 菅野主監君津安房市原東金香取ノ各女學校其他ヲ觀察ノタメ出張往復十日間  
 七月十七日 菅野主監植生神社祭典ニ參列  
 七月廿日 第一學期授業終了  
 七月廿一日 元校務主監中島喜一氏病死ノ報アリ  
 七月廿四日 第一學期成績發表、終業式  
 九月一日 第二學期始業式

九月四日 職員交代ニテ教育時事學術常識其他ノ揭示ヲナストス  
 九月九日 掃除服新調  
 九月廿六日 山内校醫ノ虎列拉病ニツキテノ講話及生徒健康診斷  
 十月十六日 夏季休暇中課題ノ優良者宮島賴子外九名ニ對スル賞品授與  
 十月十九日 四學年生廿七人菅野長谷川伊藤青葉ノ四教師及山内校醫附添日光(修學旅行(二泊))  
 十月廿四日 生徒全體菅野主監以下職員引率ノ下ニ印旛湖畔ニ遠足  
 十月卅一日 天長節祝賀式 後學藝部會  
 十一月三日 立太子祝賀式  
 十一月五日 第二回運動部大會  
 十一月十三日 銚子實科高等女學校職員生徒來校  
 十一月廿一日 宮島教諭木更津高等女學校ニ於ケル家事展覽會ニ出張  
 十二月十三日 テニス會  
 十二月十五日 卒業生上原ヨウ病死ニ付菅野主監宮島教諭及二、三、四學年生徒二名ヅ、總代ニテ會葬  
 十二月二十日 第二學期授業終

十二月廿四日 第二學期成績發表、終業式

一月一日 新年祝賀式  
 一月八日 第三學期始業式 一同校主ノ許ニ年賀  
 一月十三日 圖書館司書文屋氏葬式ニツキ職員生徒各總代ニテ會葬  
 一月十七日 堀田本縣視學官杉浦縣視學來校三學年生ニ對シ國語、算術ノ試問ヲナス  
 一月二十日 講堂ニテ成田佛敎青年會總會開催  
 一月廿七日 新勝寺重役淺井氏葬儀ニツキ職員一同及生徒總代會葬  
 一月三十日 職員一同土曜會總會ニ出席  
 二月八、九日 石井泰次郎氏ノ料理ニ關スル講話及實地ヲ聽視ス  
 二月十一日 紀元節祝賀式  
 二月十三日 創立記念式 學藝部總會  
 二月十八日 講堂ニテ成田佛敎婦人會開催  
 二月二十日 川島事務係成田小學校ニ開カレタル附近小學校長會ニ出席、山内校醫中等學校々醫會議(縣廳内)ニ出席  
 二月廿一日 菅野主監中等學校長會議(縣廳内)ニ出席  
 三月四日 二月十三日發行ノ答ナリシ校友會誌第一號

印刷所ノ都合ニテ本日發行  
 三月十日 陸軍記念日、菅野主監ノ陸軍ニ關スル講話及高津圖書館主任ノ不綺語戒ノ講演  
 三月十四日 校友會開催 卒業生送別會  
 三月十八日 本學年成績發表、終業式  
 三月廿一日 上田博士一行來校  
 三月廿二日 本校第六回證書授與式 卒業生二十九名  
 三月廿三日 入學試驗施行  
 三月廿四日 入學許可者發表 志願者四十六名内入學ヲ許可シタル者四十名

◎學則

第一章 總 則  
 第一條 本校ノ修業年限ハ本科四箇年トス  
 第二條 生徒ノ定員ハ百六十人トス  
 第三條 休業日ハ左ノ如シ  
 一、祝日、大祭日  
 二、日曜日  
 三、皇后陛下御誕辰  
 四、紀念日 二月十三日  
 五、春季休業三月廿五日ヨリ四月四日ニ至ル







第廿六條 寄宿ハ自治自炊制トシ舎生ヲシテ輪番ニ之ヲ處理セシム

第廿七條 生徒取締ニ關スル規程ハ學校長之ヲ定ム

第八章 附則

第廿八條 本校則施行ニ關スル細則及ビ其ノ他心要ナル内規ハ學校長之ヲ定ム

(備考 第一號乃至第九號書式略ス)

◎服務規程

第一條 職員ハ學校所定ノ時間ニ登校シ出勤簿ニ捺印スベシ

第二條 職員兵役官衙ノ召喚交通遮斷疾病又ハ女子ニシテ懷妊出産ノタメ出勤シ難キ時ハ其事由ヲ記シ學校長ニ届出テ其他私事ノ故障ニ係ルモノハ許可ヲ受クベシ疾病缺勤二週日以上ニ亘ル時ハ醫師ノ診斷書ヲ添ヘ届出爾後一週日毎ニ同様ノ届出ヲナスベシ

第三條 職員忌服父母ノ疾病看護父母ノ祭忌日ノ場合ニ於テ出勤セザル時ハ其日數ヲ記シ學校長ニ届出ツベシ

第四條 教諭以下職員ニシテ前各條缺勤ノ場合ニハ其ノ擔任事務中至急處理ヲ要スルモノハ届出ト同時ニ其ノ處理ノ見込ヲ附シ申出ツベシ

第五條 職員族籍氏名ヲ變更シタル時ハ學校長ニ届出ツベシ

第六條 職員轉任退職又ハ休職ヲ命ゼラレタル時ハ三日以内ニ其ノ

事務ヲ後任者及ハ代理者ニ引繼ギ授受者連署ノ上學校長ニ届出ツベシ

第七條 職員其職務以外ノ教育事業ニ從事セントスル時ハ其理由ヲ記シ學校長ノ許可ヲ受クベシ

第八條 凡ソ圖書文書器械ハ校務主監ノ許可ヲ受クルニアラザレバ外人ニ示シ又ハ貸與スルコトヲ得ズ

第九條 近火暴風其ノ他非常ノ事變アル場合ニ於テハ職員一同連登校シ學校長ノ指揮ヲ受クベシ若シ急遽ニシテ指揮ヲ受クル退ナキトキハ臨機ノ處置ヲ爲スベシ

第十條 災害ノ自己ニ迫ルモノハ此ノ限ニアラズ

第十一條 教諭以下職員ヨリ學校長ニ差出スベキ書類ハ總テ事務理事及校務主監ヲ經由スベシ

第十二條 教諭以下職員ニ關スル事務分掌ハ學校長之ヲ定ム

第十三條 教諭以下ハ生徒ノ賞罰其他ニツキ意見アルトキハ校務主監ニ稟議スベシ

第十四條 教諭以下職員ニシテ指揮ヲ學校長ニ承ケ事務理事ト協議シ校務ヲ總理シ所属職員ヲ指揮監督シ兼テ生徒ノ教育ヲ擔任ス事務掛 本校ニ關スル一切ノ事務ヲ掌理シ校務主監事故アルトキハ其職務ヲ代理ス

但シ教務及庶務ニ關シテハ校務主監ノ指揮ヲ承ケ會計ニ關シテハ事務理事ノ監督ヲ受ク

書記 指揮ヲ校務主監ニ承ケ事務掛ヲ助ケ庶務及會計ニ從事ス

學級主任 指揮ヲ校務主監ニ承ケ擔任級生徒ノ教育監督及特ニ該級ニ關スル一切ノ事務ヲ分擔ス

校務主監 學校長代理ニシテ指揮ヲ學校長ニ承ケ事務理事ト協議シ校務ヲ總理シ所属職員ヲ指揮監督シ兼テ生徒ノ教育ヲ擔任ス事務掛 本校ニ關スル一切ノ事務ヲ掌理シ校務主監事故アルトキハ其職務ヲ代理ス

但シ教務及庶務ニ關シテハ校務主監ノ指揮ヲ承ケ會計ニ關シテハ事務理事ノ監督ヲ受ク

書記 指揮ヲ校務主監ニ承ケ事務掛ヲ助ケ庶務及會計ニ從事ス

學級主任 指揮ヲ校務主監ニ承ケ擔任級生徒ノ教育監督及特ニ該級ニ關スル一切ノ事務ヲ分擔ス

校務主監 學校長代理ニシテ指揮ヲ學校長ニ承ケ事務理事ト協議シ校務ヲ總理シ所属職員ヲ指揮監督シ兼テ生徒ノ教育ヲ擔任ス事務掛 本校ニ關スル一切ノ事務ヲ掌理シ校務主監事故アルトキハ其職務ヲ代理ス

但シ教務及庶務ニ關シテハ校務主監ノ指揮ヲ承ケ會計ニ關シテハ事務理事ノ監督ヲ受ク

書記 指揮ヲ校務主監ニ承ケ事務掛ヲ助ケ庶務及會計ニ從事ス

學級主任 指揮ヲ校務主監ニ承ケ擔任級生徒ノ教育監督及特ニ該級ニ關スル一切ノ事務ヲ分擔ス

校務主監 學校長代理ニシテ指揮ヲ學校長ニ承ケ事務理事ト協議シ校務ヲ總理シ所属職員ヲ指揮監督シ兼テ生徒ノ教育ヲ擔任ス事務掛 本校ニ關スル一切ノ事務ヲ掌理シ校務主監事故アルトキハ其職務ヲ代理ス

但シ教務及庶務ニ關シテハ校務主監ノ指揮ヲ承ケ會計ニ關シテハ事務理事ノ監督ヲ受ク

書記 指揮ヲ校務主監ニ承ケ事務掛ヲ助ケ庶務及會計ニ從事ス

學級主任 指揮ヲ校務主監ニ承ケ擔任級生徒ノ教育監督及特ニ該級ニ關スル一切ノ事務ヲ分擔ス

校務主監 學校長代理ニシテ指揮ヲ學校長ニ承ケ事務理事ト協議シ校務ヲ總理シ所属職員ヲ指揮監督シ兼テ生徒ノ教育ヲ擔任ス事務掛 本校ニ關スル一切ノ事務ヲ掌理シ校務主監事故アルトキハ其職務ヲ代理ス

但シ教務及庶務ニ關シテハ校務主監ノ指揮ヲ承ケ會計ニ關シテハ事務理事ノ監督ヲ受ク

書記 指揮ヲ校務主監ニ承ケ事務掛ヲ助ケ庶務及會計ニ從事ス

學級主任 指揮ヲ校務主監ニ承ケ擔任級生徒ノ教育監督及特ニ該級ニ關スル一切ノ事務ヲ分擔ス

校務主監 學校長代理ニシテ指揮ヲ學校長ニ承ケ事務理事ト協議シ校務ヲ總理シ所属職員ヲ指揮監督シ兼テ生徒ノ教育ヲ擔任ス事務掛 本校ニ關スル一切ノ事務ヲ掌理シ校務主監事故アルトキハ其職務ヲ代理ス

但シ教務及庶務ニ關シテハ校務主監ノ指揮ヲ承ケ會計ニ關シテハ事務理事ノ監督ヲ受ク

書記 指揮ヲ校務主監ニ承ケ事務掛ヲ助ケ庶務及會計ニ從事ス

學級主任 指揮ヲ校務主監ニ承ケ擔任級生徒ノ教育監督及特ニ該級ニ關スル一切ノ事務ヲ分擔ス

校務主監 學校長代理ニシテ指揮ヲ學校長ニ承ケ事務理事ト協議シ校務ヲ總理シ所属職員ヲ指揮監督シ兼テ生徒ノ教育ヲ擔任ス事務掛 本校ニ關スル一切ノ事務ヲ掌理シ校務主監事故アルトキハ其職務ヲ代理ス

但シ教務及庶務ニ關シテハ校務主監ノ指揮ヲ承ケ會計ニ關シテハ事務理事ノ監督ヲ受ク

書記 指揮ヲ校務主監ニ承ケ事務掛ヲ助ケ庶務及會計ニ從事ス

學級主任 指揮ヲ校務主監ニ承ケ擔任級生徒ノ教育監督及特ニ該級ニ關スル一切ノ事務ヲ分擔ス

校務主監 學校長代理ニシテ指揮ヲ學校長ニ承ケ事務理事ト協議シ校務ヲ總理シ所属職員ヲ指揮監督シ兼テ生徒ノ教育ヲ擔任ス事務掛 本校ニ關スル一切ノ事務ヲ掌理シ校務主監事故アルトキハ其職務ヲ代理ス

◎理事會規程

第一條 本校々主ハ校務ノ進捗ヲ計ル爲メ理事ヲ囑託シ諮問機關ヲラシム

第二條 本校ニ理事會ヲ置ク

第三條 理事會ハ本校ニ關スル重要ノ事件ヲ審議スルモノトス

第四條 理事會ハ理事ヲ以テ組織ス

第五條 理事ノ定員ハ四人トシ内一人ヲ事務理事トス

第六條 理事會ハ學校長又ハ事務理事ニ於テ其ノ必要ヲ認メタルトキ又ハ校務主監ノ要求ニヨリ之ヲ開ク

第七條 理事會ハ必要ニ應ジ校務主監事務掛學級主任學科主任及學校醫ノ参加ヲ承認スルコトアルベシ

但シ此場合校務主監ノ外ハ決議ノ數ニ加ハルコトヲ得ズ

第八條 理事會ノ決議事項ニ關シテハ事務理事之ガ責ニ任ズルモノトス

第九條 事務理事ハ校務ニ參與ス

◎成績考查規程

第一條 學業成績ハ點數ヲ以テ之ヲ表ハシ一學科ノ定點ヲ一百點トス

但シ本校職員以外ノモノニ對シテハ評語ヲ以テ之ヲ表ハスモノトス其ノ標準ハ左ノ如シ

甲 八十點以上

乙 六十點以上八十點未滿

丙 四十點以上六十點未滿

丁 四十點未滿

第二條 學科ニテ分科ヲナセルモノハ各分科ノ定點ヲ一百點トシ分科ノ平均點ヲ以テ當該學科ノ點ト定ム

第三條 左ノ諸科ノ成績ハ日課ノミヲ以テ之ヲ定ム其ノ他ノ學科ノ成績ヲ定ムルニハ日課ノ外ニ臨時試驗ヲモ行フコトヲ得

但シ同一級ニ對シ同日ニ二科ヨリ多ク試驗スルコトヲ得ズ

作法、作文、習字、圖畫(用器畫ヲ除ク)裁縫(裁方ヲ除ク)音樂、體操、手藝、插花

第四條 操行成績ハ點ニテ之ヲ表ハシ成績査定ニ際シ一學科ト同等ニ取扱フモノトス

但シ採點標準ハ學科ノ場合ト相同ジ

第五條 試驗ニ缺席シタルモノ、成績ハ別ニ規定セル考查法ニヨリテ相當ノ評點ヲ與フルモノトス

但シ授業日數ノ半以上缺席シタルモノニ對シテハ此ノ限ニアラズ

第六條 各學期ノ成績ハ其學期内ノ成績ヲ以テ之ヲ定ム各學年ノ成績ハ其ノ學年内ノ各學期ノ成績ノ平均ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 生徒ノ進級若クハ卒業ヲ列スルニハ各學科評點四十點以上全學科平均評點五十點以上ヲ以テ合格トス

但シ右ノ標準ニ合セザルモノト雖證議ノ上合格トスルコトアルベシ

◎生徒褒賞規程

第一條 褒賞ハ特別ノ場合ヲ除ク外ハ學年末ニ於テ之ヲ施行ス

第二條 褒賞ハ教員會議ニ依リテ之ヲ判定ス



成田高等女學校一覽

第三條 褒賞ノ標準及種別ヲ定ムルコト左ノ如シ

褒賞種別	標準	種與ノ類
名譽賞	操行學術成績各科八〇點以上平均九〇點以上ヲ得タル者	特待生
優等賞	操行學術成績各科七五點以上平均八五點以上ヲ得タル者	賞品
操行賞	操行甲ノ上ニシテ學術成績各科六〇點以上平均七〇點以上ヲ得タルモノ	賞品
優等賞	學術成績特ニ秀抜ナルモノ	賞品
精勤賞	一學年間皆出席ノモノ	賞品
特等賞	四學年若シクハ引續キ三學年間名譽賞又ハ優等賞ヲ得タルモノ	賞品
精勤賞	四學年若クハ引續キ三學年間精勤賞ヲ得タル者	賞品
功勞賞	校長副校長及其ノ他ノ生徒ニシテ特ニ功勞アリタル者	賞品
善行賞	特ニ表彰スベキ善行アリタルモノ	賞品
進歩賞	學年成績ノ前學年成績ニ比シ十點以上多キ者	賞品

第四條 操行學術共ニ拔群ニシテ他生徒ノ模範トナル者ニハ前條ノ規定ニ拘ラズ特ニ重ク之ヲ賞スルコトアルベシ

○圖書部規程

第一條 圖書部書籍ハ本校圖書室備付ノ書籍ト成田圖書館ヨリ帶出セル借本トヨリ成ル  
 第二條 圖書館ヨリ帶出ノ圖書ハ職員ノ選定シタルモノトシテ生徒ノ要求シタルモノニシテ職員ノ適當ト認メタルモノトシテ係ル  
 第三條 三四年生ニハ一定ノ時間ヲ設ケテ職員指導ノ下ニ自由讀書ヲ課ス、一部ノ圖書讀了後ニ於テ各自ヲシテ感想文ヲ書カシム

第四條 前條ノ時間以外ノ閱覽ニ關シテハ生徒心得第五條登校中ノ心得ニ依ル

第五條 圖書館ヨリ帶出圖書ヲ閱覽セントスルモノハ室內備付ノ閱覽票ニ書名學年姓名ヲ記入スベシ  
 第六條 職員ニシテ圖書室備付ノ圖書ヲ帶出セントスルトキハ圖書帶出簿ニ規定事項ヲ記入スルモノトス  
 第七條 生徒圖書ヲ帶出セントスル場合ニハ職員ノ許可ヲ受ケ其ノ檢印ヲ得タル後前條ノ規定ニ從フベシ  
 第八條 圖書室當番ニ關シテハ生徒心得第十條當番第八項ニヨル

○儀式ニ關スル規程

○三大節及地久節祝賀式  
 一 同敬禮(樂器ノ合圖ニヨル)  
 一 順次退場  
 一 生徒入場  
 一 職員入場  
 一 同敬禮(樂器ノ合圖ニヨル)  
 一 唱歌(君が代)  
 一 職員生徒 一同進拜  
 一 勸語捧讀 一同最敬禮  
 一 唱歌(勸語奉答)  
 一 主監ノ訓諭  
 一 唱歌  
 一月一日  
 紀元節  
 天長節  
 六月廿五日  
 ○證書授與式  
 一 同敬禮(樂器ノ合圖ニヨル)  
 一 順次退場  
 一 生徒入場  
 一 父兄入場  
 一 職員入場  
 一 來賓入場  
 一 同敬禮(樂器ノ合圖ニヨル)  
 一 唱歌(君が代)  
 一 勸語捧讀 一同最敬禮  
 一 主監ノ報告及訓諭  
 一 卒業證書修業證書授與  
 一 褒賞授與  
 一 學校長ノ告辭  
 一 來賓ノ祝辭  
 一 卒業生答辭

○生徒心得

第一章 三 綱  
 一、本校生徒は常に教育に關する勸語の御趣意を服膺して其實行を期すべし  
 二、常規を守り質實勤勞を旨として身體の鍛錬に努むべし  
 三、學業を修め淑徳を養ふは他日良妻賢母たるの基なれば深く理解し堅く收得すべし  
 第二章 細目  
 第一條 禮 一 拜  
 本校生徒は毎朝必ず伊勢皇太神宮を遙拜して  
 聖壽無疆國家隆昌、一族無事を祈るべし  
 第二條 深呼吸  
 毎朝深呼吸を行ふべし  
 又成るべく冷水摩擦を行ふべし  
 第三條 服 裝  
 一、平日は筒袖服に袴を着用し式日は成るべく黒紋附服に袴を着用すべし  
 但し黒紋附服は角袖とす  
 二、地質は木綿類とす袴は毛織物(モスリン、アマモスリン)色は紫紺とす  
 三、髪は束髪としリボン又は華美なる櫛及びピンを用ふべからず  
 四、履物、傘、等は質素なるを主とし高價なる靴表附下駄網襪洋傘は用ふべからず  
 五、襟まき手袋は病氣其他特別の事情あるもの、外使用すべからず  
 六、脂粉を用ふべからず  
 七、體操の時は必ず靴を用ふべし  
 八、上草履下草履を用意し決して混用すべからず  
 第四條 敬 禮  
 一、受業の終始には生徒一同起立して校長號令の下に正しく敬禮を

一 唱歌  
 仰ば尊し(卒業生)  
 祝歌(在校生)  
 一 同敬禮(樂器ノ合圖ニヨル)  
 一 順次退場  
 ○入學式  
 一 生徒及父兄入場  
 一 職員入場  
 一 同敬禮(樂器ノ合圖ニヨル)  
 一新入生紹介  
 一 主監ノ訓諭  
 一 同敬禮(樂器ノ合圖ニヨル)  
 一 順次退場  
 ○始業式及終業式  
 一 生徒入場  
 一 職員入場  
 一 同敬禮(樂器ノ合圖ニヨル)  
 一 皇太神宮遙拜  
 一 御沙汰書捧讀  
 一 主監ノ訓諭  
 一 唱歌(金剛石)  
 一 同敬禮(樂器ノ合圖ニヨル)  
 一 順次退場  
 ○職員新任披露及告別式  
 一 生徒入場  
 一 職員入場  
 一 同敬禮  
 一 主監ノ挨拶  
 一 新任者(退職者)ノ挨拶  
 一 生徒總代ノ挨拶  
 一 同敬禮  
 一 順次退場  
 ○開校記念日式  
 一 生徒入場  
 一 職員入場  
 一 來賓入場  
 一 同敬禮(樂器ノ合圖ニヨル)  
 一 唱歌(君が代)  
 一 皇太神宮遙拜  
 一 勸語捧讀 一同最敬禮  
 一 學校長祝辭  
 一 來賓祝辭  
 一 生徒總代祝辭  
 一 唱歌若クハ記念日ノ歌  
 一 同敬禮(樂器ノ合圖ニヨル)  
 一 順次退場

成田高等女學校一覽



成田高等女學校一覽

四〇

- 行ふべし
- 二、受業時間中參觀人等ある場合は教師の命令ある時に限り敬禮すべし
  - 三、教室外に於ては職員に對して登校後始めて過ひたる時及降校の時、敬禮を行ひ其他は會釋に止めて可なり
  - 四、校内に於て長上と認むる人に過ひたる時は會釋して過ぐべし
  - 五、途中師長に過ひたる時は敬禮を行ひ答禮あるを待ちて過ぐべし
  - 第五條 登校中の心得
    - 一、受業時間の外は教室に入るべからず
    - 但し特に許可を得たる場合はこの限にあらざ
    - 二、始業前及休憩時間には控所若くは戶外にて運動すべし
    - 三、事情により早く登校したるものは始業前二十分まで圖書室にて自修若くは讀書することを得
    - 四、放課後讀書及其他にて居残りんとするものは日直當番の許可を受くべし
    - 五、放課後は各定められたる順序により運動を行ふべし
    - 但し遠方より通學の者はこの限にあらざ
    - 六、登校中は一切外出すべからず
    - 但し止むを得ざる場合は學級主任又は日直當番の許可を受くべし
    - 七、休日登校せんとするものは豫め學科受持教師に申出て日直當番の許可を受くべし
  - 第六條 遅刻缺席其他
    - 一、病氣其他の事故により缺席せんとする者は其の事由を具して始業前に届出づべし
    - 但し病氣缺席一週間以上に亙る者は醫師の診斷書を差出すべし

- 二、遅刻部缺早退の場合には其の都度學級主任に申出づべし
- 三、汽車の都合により始業時に後れたるものは遅刻又は部缺と見做さず
- 第七條 携帶品
  - 一、學用品以外のものを携帶すべからず
  - 二、必要ありて金錢を携帶したる場合には必ず學級主任に預くべし
  - 三、所持品には必ず學年及姓名を明記すべし
  - 四、拾物忘物落し物ありたる時は直ちに届出づべし
- 第八條 忌服
  - 一、忌引は左の如く服すべし
 

父母	三日以上
祖父母、曾祖父母	二日以上
伯叔父母、兄弟	一日以上
- 第九條 級長
  - 一、級長は生徒をして互選せしめ其の中に就きて校務主監之を任命す
  - 但し第一學年にありては第一學期間指名により二週間交替にて之を任命す
  - 二、級長の任期は一學年間とす
  - 但し再選再任するを得
  - 三、級長の任務は左の如し
    - イ、他生の模範たるべきこと
    - ロ、學級の和親統一を計ること
    - ハ、命令及申出を傳達すること

ニ、必要の場合には學級生徒の代表者となる事  
ホ、其他特に命ぜられたることに任ずること

第十條 當番

- 一、掃除當番は各學級毎に若干名とし毎日交替勤務すべし
- 二、掃除當番の掃除すべき場所は各自の教室其の廊下及便所(水土)以外は左の分担に依る

- |   |  |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>イ、講堂</li> <li>二、年</li> <li>ロ、作法室及其の廊下</li> <li>三、四年</li> <li>ハ、圖書室及其の廊下</li> <li>三、四年</li> <li>ニ、裁縫教室及其の廊下</li> <li>一、四年</li> <li>ホ、理化室及其の廊下</li> <li>三、四年</li> <li>ヘ、洗面所(水土)</li> <li>三、四年</li> <li>ト、理裝室</li> <li>四、年</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>三、掃除當番は普通掃除の外左の仕事をするべし</li> <li>イ、習字圖書用の水を用意分配すること</li> <li>ロ、裁縫受業の用意及其の後片附をすること</li> <li>ハ、食食用の湯茶を運び及後仕舞をすること</li> </ol> |
|---|--|

- ニ、授業準備の補助をすること
- 四、月並大掃除は毎月第一土曜日に之を行ふ其の分担は前記(二)項以外は左の定むる所に據る
- イ、主監室
- 三、四年
- ロ、應接室
- 二、年
- ハ、刺烹室
- 三、四年
- ニ、下駄箱及昇降口
- 各學年
- 五、掃除了りたる時は主任の檢閲を受くべし
- 六、日誌當番は各學級毎に一名宛順番に之に當り學級日誌裁縫教室日誌を記載し即日主任の檢閲を受くべし
- 七、掲示當番は三、四年生中より二名宛一週間交替にて之に當り二回以上掲示(學術修養時事其の他の事項)をなすべし
- 八、圖書室當番は三、四年生中より三名宛一週間交替にて之に當り圖書室に關する一切の事務を執るべし
- 第十一條 身分其他の移動
 

身分宿所に移動を生じたる時及保證人を變更したる時は直ちに届出づべし

◎職員

受持學科	職名	姓 名	族 籍	就職年月
修身、數學、理科	校主兼校長	石川 照勤	千葉縣平民	大正二年十月
	主監兼教諭	菅野 皆可	宮城縣士族	

成田高等女學校一覽

四一



歴史、地理、英語、教育、地文	漢文、習字、理科、歴史、地理	作法、裁縫、家事	圖書、作法、數學、編物	音楽、樂、體	裁縫、家事、挿	挿
教諭	教諭兼事務掛	教諭	教諭	教諭心得	教諭心得	教諭心得
黒田 亮	長谷川シマ	川島能三郎	宮島 あい	竹田マツノ	島田りん	横田 さだ
新潟縣平民	北海道士族	千葉縣平民	千葉縣平民	茨城縣平民	千葉縣平民	千葉縣平民
大正五年四月	明治四十四年四月	明治四十四年四月	大正二年一月	大正六年四月	大正元年十一月	明治四十四年十月
				吉岡平右衛門	青葉り	酒井 泰作
				伊藤 總平	山内平治郎	千葉縣平民
				明治四十五年四月	明治四十四年四月	明治四十四年四月

◎生徒表

岩井 井	石川 井	石川 井	土肥 井	土肥 井	土肥 井
ふち	こち	あち	なち	なち	なち
印旛本塾	印旛大森	印旛豊住	印旛成田	印旛公津	印旛公津
神崎 崎	加瀬 崎	大徳 崎	谷村 崎	山口 崎	山田 崎
印旛遠山	香取多古	印旛久住	茨城布川	印旛成田	印旛豊住
山崎 志	小藤 志	小坂 志	後藤 志	遠藤 志	遠藤 志
印旛公津	印旛遠山	印旛阿蘇	印旛安食	印旛公津	印旛公津
深山 志	宮内 志	宮内 志	宮内 志	宮内 志	宮内 志
印旛六合	印旛八生	印旛久住	印旛成田	印旛成田	印旛成田
大正四年四月	大正四年四月	大正四年四月	大正四年四月	大正四年四月	大正四年四月

第三學年

五十嵐 ゆき	池田 喜	石原 つ	石上 圭	小川 は	小川 さ	小川 美	岡部 喜	勝田 雪
印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田
吉田 種	高川 種	竹内 種	瀧澤 種	中村 種	中村 種	上野 種	大川 種	大川 種
印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田
福田 志	山田 志	山田 志	山田 志	山田 志	山田 志	山田 志	山田 志	山田 志
印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田
鳥田 志	日暮 志	本橋 志	清宮 志	關川 志	關川 志	關川 志	關川 志	關川 志
印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田
大正五年四月	大正五年四月	大正五年四月	大正五年四月	大正五年四月	大正五年四月	大正五年四月	大正五年四月	大正五年四月

第二學年

岩館 や	伊藤 喜	伊藤 喜	池田 喜	石井 喜	石井 喜	石井 喜	飯原 喜	土井 喜
印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田
土井 志	大木 志	大木 志	大木 志	大木 志	大木 志	大木 志	大木 志	大木 志
印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田
竹村 志	根山 志	仲山 志	宇井 志	野中 志	野中 志	野中 志	野中 志	野中 志
印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田
山本 志	古本 志	古本 志	古本 志	古本 志	古本 志	古本 志	古本 志	古本 志
印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田
山本 志	山本 志	山本 志	山本 志	山本 志	山本 志	山本 志	山本 志	山本 志
印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田	印旛成田
大正五年四月	大正五年四月	大正五年四月	大正五年四月	大正五年四月	大正五年四月	大正五年四月	大正五年四月	大正五年四月



成田高等女學校一覽

種別	學年				入學生	轉學	病退	學事	學故				
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年									
官島頼子	印藤大森	三須知衣	印藤川上	杉田はな	印藤安食	鈴木トシ	印藤公津						
石原かつ	印藤成田	神崎あい	印藤遠山	葛生かつ	印藤安食	宮崎秀子	長生八積						
石川久	印藤成田	芳澤光代	印藤布録	山田布知	印藤八生	篠田みつ	印藤遠山						
遠藤ゆう	印藤公津	吉岡珙子	印藤木下	山田勢い	印藤八生	島村てい	印藤布録						
林君代	印藤八生	田中はな	印藤ケ崎	松田さだ	印藤成田	鹽田登志	印藤布録						
尾崎サト	山武松尾	谷中うめ	印藤公津	丸田みち	印藤公津	須倉きん	印藤本野山						
小川てい	印藤公津	竹村嘉代	印藤富里	増淵才	印藤安食	須藤静子	印藤六合						
小野寺千代子	印藤成田	鶴田たつ	印藤佐倉	古田千代	茨城太田	鈴木好技	茨城布川						
小田垣徳子	印藤成田	中越加津子	印藤成田	兒島愛	茨城太田	鈴木好技	茨城布川						
岡部利子	三重浦田	中野哲子	香取高岡	後藤たむ	印藤安食	鈴木好技	印藤富里						
海瀬よしゑ	安房稻都	野口乙己	印藤豊住	後藤せつ	印藤安食	鈴木好技	印藤富里						
合 計	一四五	四二	四二	二九	三二	三三	二六	三一					
學年	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	合 計	一四五	四二	四二	二九	三二	三三	二六	三一

◎大正五年度生徒異動表

(同)

◎大正五年度褒賞受領生徒表

(同)

種別	學年				名譽優等	精勤	功勞	特別名譽	特別精勤	夏季課題成績優良		
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年								
計	二	一〇	〇	一	一三	四六	八	二〇	〇	〇	七	一〇

◎生徒父兄職業調査表

(同)

種別	學年				合 計
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	
農	一	〇	一	一	三
工	一	一	一	一	四
商	二	〇	一	一	四
官公	二	〇	一	一	四
教	二	〇	一	一	四
軍	〇	一	一	一	三
醫	〇	一	一	一	三
事	〇	一	一	一	三
俗	〇	一	一	一	三
請	〇	一	一	一	三
旅	〇	一	一	一	三
運送	〇	一	一	一	三
合 計	三	四	三	三	一三

成田高等女學校一覽



◎在學生徒入學前修業學校名 (同)

學校名	第四學年	第三學年	第二學年	第一學年	計
印旛郡成田小學校	七	二	一	三	一三
八生小學校	二	一	一	一	五
安食小學校	一	一	一	一	四
豐住小學校	一	一	一	一	四
長沼小學校	一	一	一	一	四
久住小學校	一	一	一	一	四
久住東小學校	一	一	一	一	四
中郷小學校	一	一	一	一	四
布鎌小學校	一	一	一	一	四
富里小學校	一	一	一	一	四
公津小學校	一	一	一	一	四
北邊田小學校	一	一	一	一	四
和田小學校	一	一	一	一	四
酒々井小學校	一	一	一	一	四
本埜小學校	一	一	一	一	四
川上小學校	一	一	一	一	四
六合小學校	一	一	一	一	四
大養小學校	一	一	一	一	四
木下小學校	一	一	一	一	四
阿蘇小學校	一	一	一	一	四
四街道小學校	一	一	一	一	四
計	七	二	一	三	一三

◎卒業生及生徒郡別表 (同)

郡別	計	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	計
富塚小學校	二	一	一	一	一	四
八生農學校	一	一	一	一	一	四
多古小學校	一	一	一	一	一	四
高岡小學校	一	一	一	一	一	四
山武郡日向小學校	一	一	一	一	一	四
松尾小學校	一	一	一	一	一	四
君津郡久留里小學校	一	一	一	一	一	四
布佐小學校	一	一	一	一	一	四
東葛飾郡風早小學校	一	一	一	一	一	四
茨城	一	一	一	一	一	四
金江津小學校	一	一	一	一	一	四
布川小學校	一	一	一	一	一	四
長竿小學校	一	一	一	一	一	四
八原小學校	一	一	一	一	一	四
文問小學校	一	一	一	一	一	四
廣島山中高等女學校	一	一	一	一	一	四
計	一三九	三八	四〇	三三	二八	一三九

種別	計	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	計
千葉市原東葛飾印旛	一〇三	一	一	一	一	四
香取海上	三	一	一	一	一	四
匠瑳山武	二	一	一	一	一	四
長生夷隅	二	一	一	一	一	四
君津安房	一	一	一	一	一	四
他府縣	一〇	一	一	一	一	四
計	一二六	一〇	二二	二二	二二	一二六















◎成田高等女學校々友會規則

第一條 本會ハ本校ノ教育ト相待テ善良ナル校風ヲ發揚シ會員相互ノ親睦ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ本校生徒及職員ヲ以テ組織シ理事卒業生其他本校ニ關係アルモノニシテ入會スル者ハ特別會員トナス

第三條 本會ハ第一條ノ目的ヲ達センガ爲ニ學藝部運動部ノ二部ヲ置ク

第四條 學藝部ハ文藝、音樂、家政、作法、講演等ニ關スルコトヲ掌リ運動部ハ體操、遊戲、遠足、ローンテニス、ピンポン、フットボール及其他ノ運動ニ關スルコトヲ掌ル

第五條 學藝部ハ每學期二回以上ノ部會ヲ催シ本校紀念日ニ際シ總會ヲ開キ、運動部ハ第一第二學期ニ於テハ一回以上ノ部會ヲ催シ秋季ニ於テ大會ヲ開ク

第六條 學藝會ニハ成ルベク知名士ヲ招聘シテ修養上ノ講話ヲ聽クモノトス

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク  
 會長一名 學校長ヲ推ス 副會長一名 校務主監ヲ推ス  
 部長二名 職員ヨリ會長之ヲ指名ス  
 委員十六名 各學年各部二名ツ、互選セシメ會長之ヲ定ム任期ハ一ケ年トス

會計係一名 本校書記ニ委任ス

第八條 役員ノ任務ハ左ノ如シ  
 會長ハ本會ヲ總理ス  
 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アル時ハ代理ヲナス  
 部長ハ各部ヲ管理シ委員ヲ指揮シ其分掌ニ屬スル事業ノ進歩發達ヲ圖ル

委員ハ、部長ノ指揮ニ從ヒ各自ノ分掌ニ屬スル事務ニ當ル

會計係ハ會長ノ指揮ニ從ヒ本會ノ出納ヲ掌ル

第九條 本會ハ必要ニ應ジ役員會ヲ開キ各部又ハ全部ニ關スルコトヲ議決ス

第十條 會費トシテ生徒ハ毎月金七錢ヲ授業料ト同時ニ納メ職員ハ金拾五錢ヲ納ムルモノトス、但シ八月ハ之ヲ徵收セズ

特別會員ハ一ケ年金參拾錢ヲ納ムルモノトス

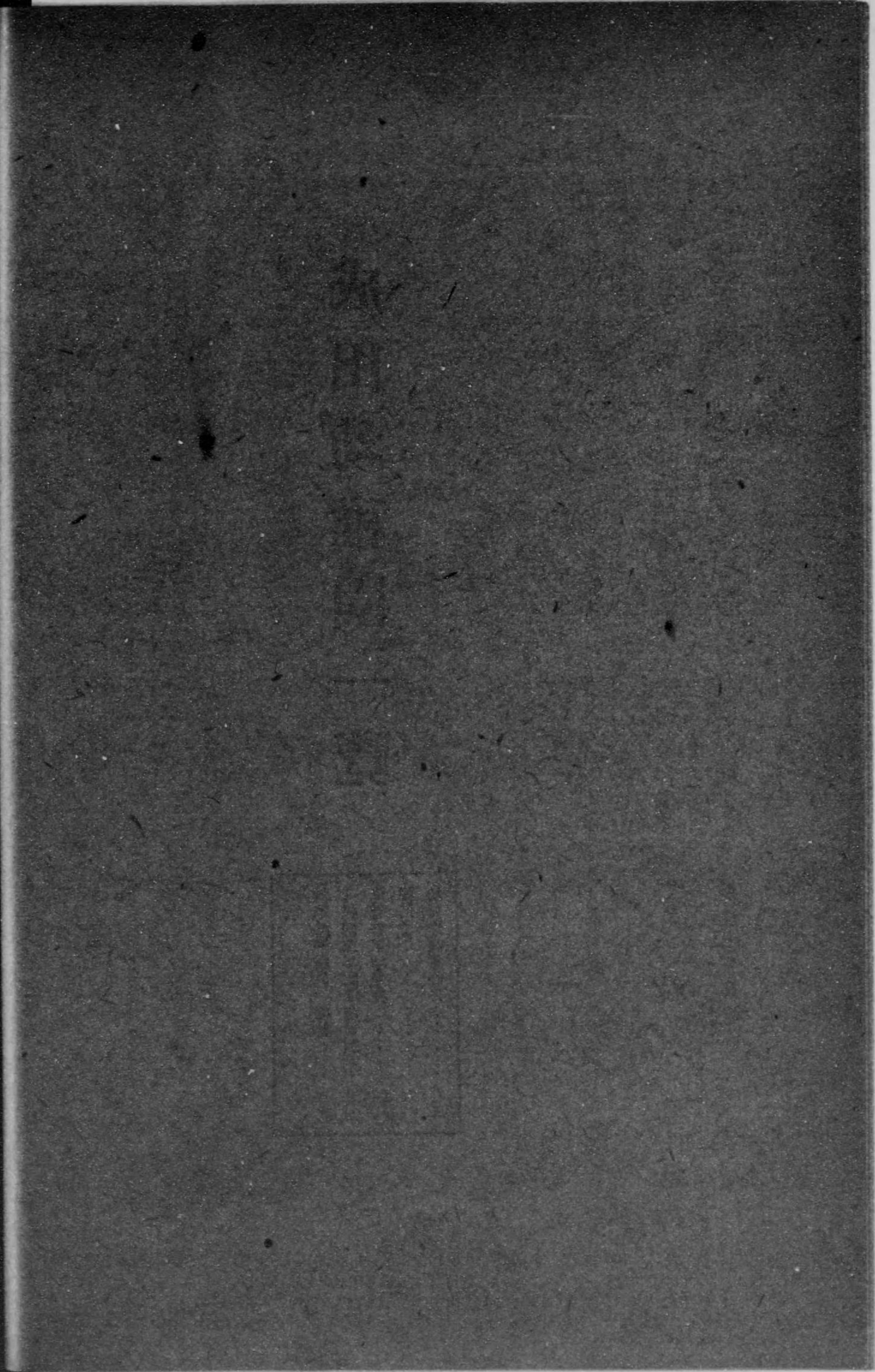
第十一條 本會ニ左ノ帳簿ヲ備ヘテ會務ヲ處理ス  
 一 會費領收簿 一 金錢出納簿 一 器具器械臺帳 一 校友會記事錄

第十二條 本會ハ學藝獎勵ノタメ卒業生ノ寄附ニカ、ル生徒獎勵基金ニヨリ隨時ニ成績優秀者ニ授賞ヲ行フ

成田幼稚園一覽

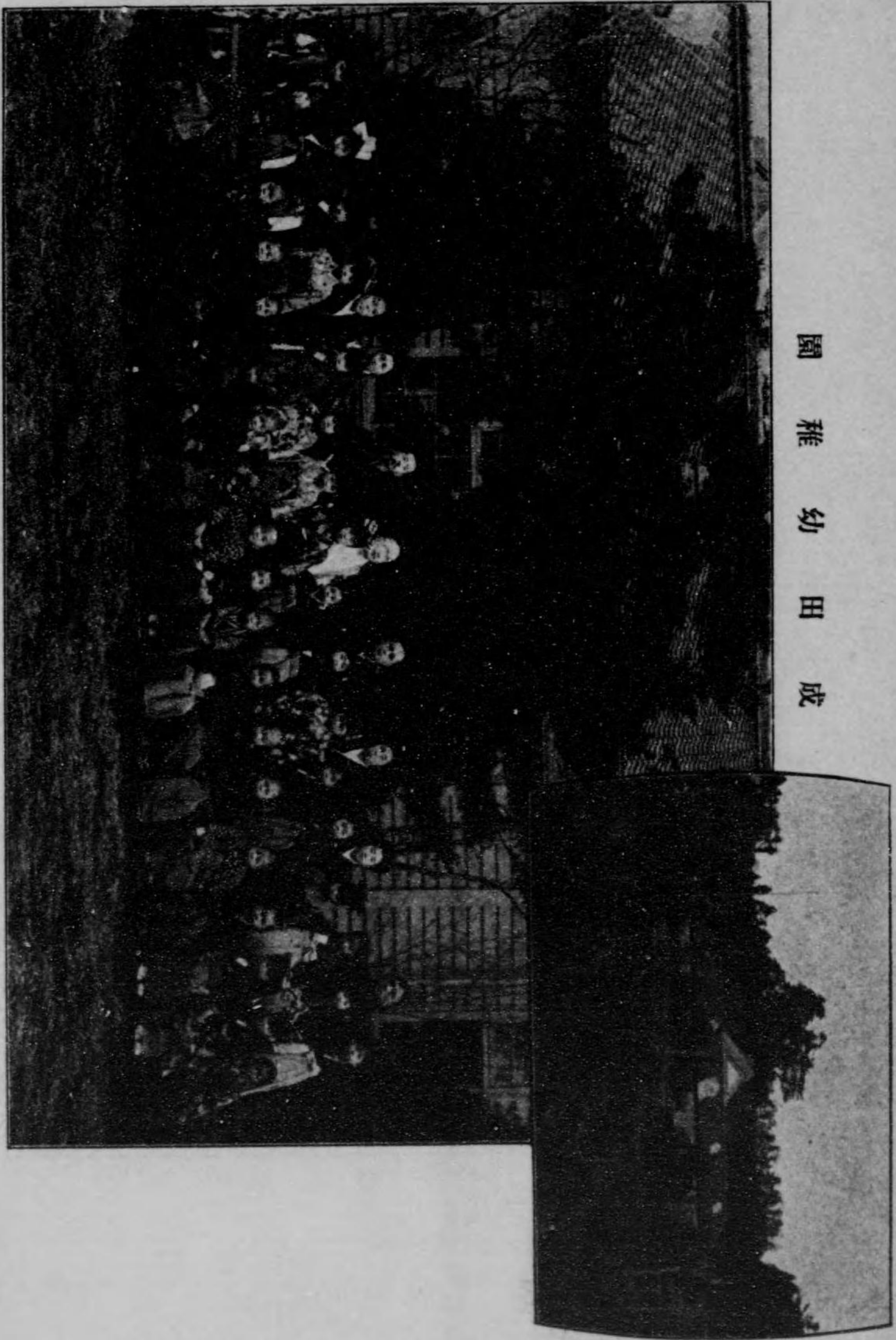
園歌	五三
沿革略	五三
職員、經費	五五
入退園及年度末現員調	五七
保育修了幼兒數	五八
規則	六一
幼兒保護者心得	六三





景全

成田幼稚園



職員及第二十回保育修了者



園歌

大和田 建樹氏作歌  
小山 作之助氏作曲

御寺の山をあけ暮に

見わたす成田の幼稚園

園に生ひたつ撫子の

花にめくみの露しけし

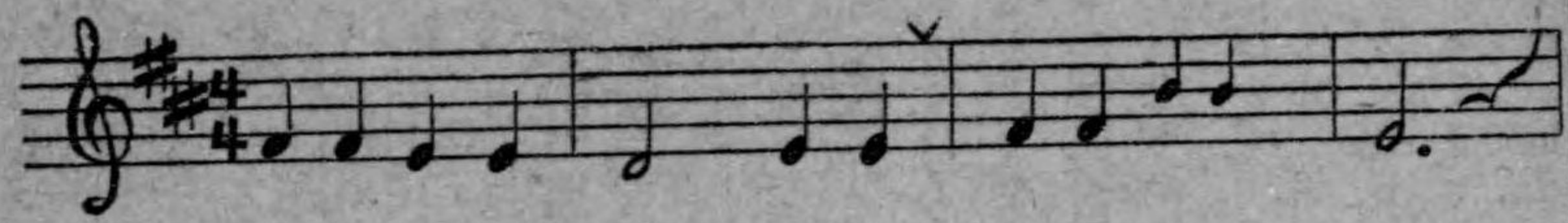
我等も日々に集りて

雲雀となりて謠はまし

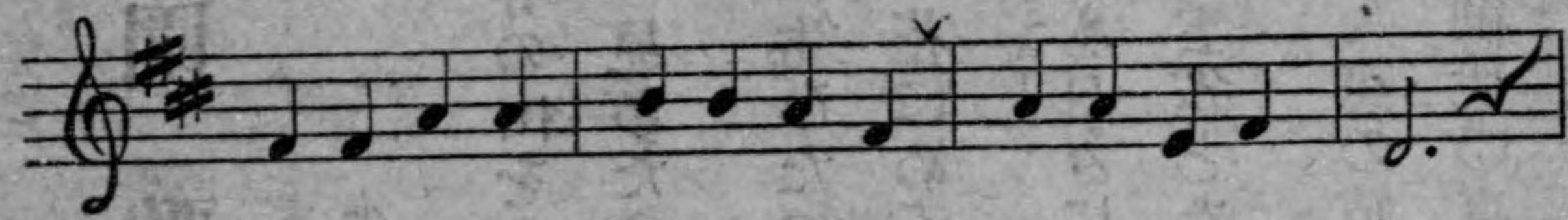
そのゝ恵の嬉しさを

御代の恵のたのしさを

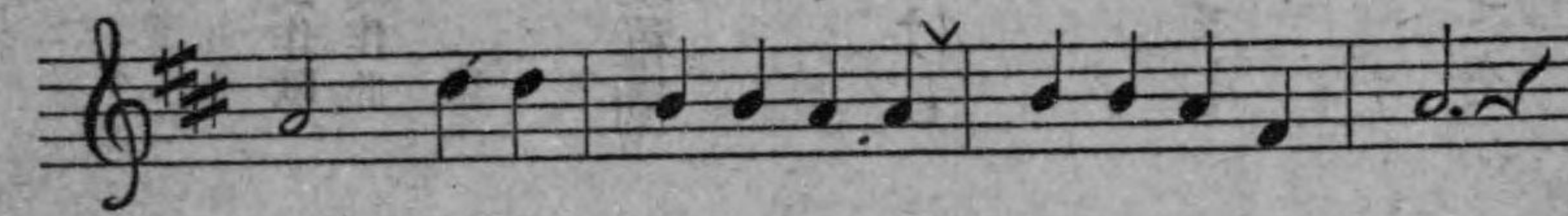




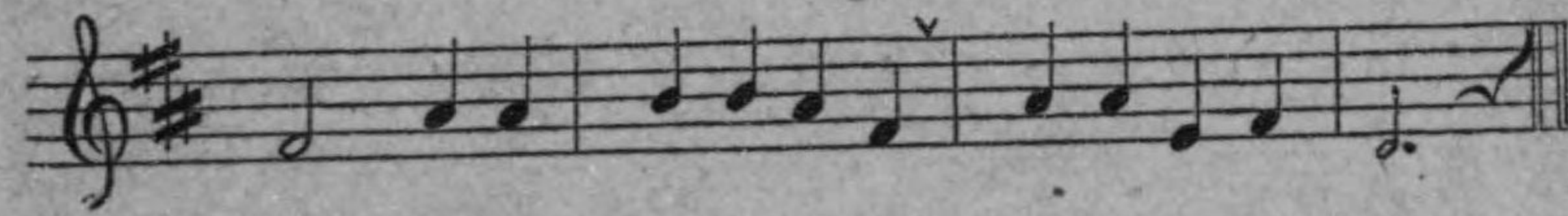
ミテラノ ヤ マラ アケクレ ニ  
われらも ひ びに あつまり て



ミワタス ナリタノ ヨーチエ ン  
ひばりと なーりて うたはま し



ソ ノニ オヒタツ ナデシコ ノ  
そ のの めぐみの うれしさを



ハ ナニ メグミノ ツユシダ シ  
み よの めぐみの たのしさを

### 私立成田幼稚園一覽

#### ◎沿革略

本園は明治三十八年五月の創立にして保育を開始せしは其月の二十四日也而して開園式は六月一日町立成田尋常小學校内假園舎に於て舉行せり

假園舎の狹隘なるにも拘はらず幼児入園の申込は月毎に増加し行くの趨勢なるが故に園舎新築の必要を生じ同年の十月地を成田山の東南、向臺と稱する一區域をトし此所に工事に着手すると爲り而して翌三十九年六月三日園舎新築落成の式典を擧ぐることを得たり

新築に關する工事費並に諸般の設備費は概算約一萬餘圓内二千圓は成田區よりの寄附にかゝり餘は悉く新勝寺に於て負擔支辨せり

園舎の位置は成田町成田小字向臺と稱する所にして町の東南方に位し四方の眺望極めて佳く四季の風光亦大に推稱するに足る高燥なる地域也

園の總敷地は三千七十五坪内遊園に屬するもの約二千六百坪花壇、砂場、築山、藤棚等を設け自餘は所々

#### 私立成田幼稚園一覽

に樹木を植えて大に趣を添へたり而して園舎の總建坪は二百四十餘坪其内譯は即ち左の如し

一 昇降口	一	十二坪
一 保育室	四	四十九坪五合
一 園長室	一	三坪
一 恩物室兼保母室	一	八坪
一 遊戯室	一	四十八坪
一 應接室	一	四坪
一 静養室	一	四坪
一 廊下、便所	二	六十四坪五合
一 保母住宅	一	三十四坪
一 小使室等附屬建物	一	十七坪二合五勺

大略右の如くにして其構造上特色とも見るべきものなきも只主として幼児の出入の便を計るが爲めに廣き昇降口を園舎の正面に置きて有觸たる玄關構を設けず南面に於て空氣の流通光線の射入等に意を注ぎ専ら保



育上の便宜を旨とし又華美に渉るを避けて質實を旨としたり

而して全般に亘る工事の設計は斯道に名ある服部文部技手之に當られたり

かくて園舎の新築は本園の面目をして一段に重からしめたるは大に喜ぶべきことなりと雖も同時に園は幼児保育の効果を完うせんとならば家庭との連絡を計らざるべからずと爲し屢次保育懇話會を開きて園児の保護者を招集し或は不定期刊行の雑誌『撫子』を發刊して其連絡の機關とし聊か得る所ありき

保育の事は保母専ら其任に當り保育主任之を指導監督す其他全般の庶務等に至りては園長之を總攬し理事之が諮問の任に當る而して園長は園主之を兼ね理事は園主之を囑托す外に幹事、會計主任、園醫あり共に園主の任命する所たり

園主兼園長は成田山貫首石川僧正にして理事は石川愛一郎、三橋重郎兵衛、關川博道の三人也内三橋理事は幹事を關川理事は園醫を兼ね別に淺井儀助會計主任たり

右の外現在職員は保育主任以下保母三名なり今之を

擧ぐれば左の如し

職名	族籍	姓名	就職年月
保育主任	徳島縣士族	山口 政子	大正三年十月
保母	神奈川縣平民	添田 喜美	大正三年七月
保母	茨城縣平民	加藤木 光	大正五年十月
保母	千葉縣平民	小宮 惠	大正五年九月

備考 保母白石とは大正五年五月病氣に付、又同山本鐘は全年八月家事の都合上執れも退職せり

本園の新築費及經費は左の如くにして保育料以外は凡て新勝寺の負擔支出する所のもの也。而して保育料として保護者より徴收する料金は一人一ヶ月五十錢とし二人以上を通園せしむるものは一人毎に半減とす

敷地買入及新築費、落成式費  
 一金參千五百八圓八十五錢一厘 (自三十八年六月至四十年三月) 經費  
 一金壹千八百八圓十六錢五厘 (四十年年度經費)  
 一金壹千九百四十圓三十九錢六厘 (四十一年年度經費)  
 一金壹千五百二十七圓三錢三厘 (四十二年年度經費)  
 一金一千七百二十五圓四十二錢五厘 (四十三年年度經費)  
 一金一千九百三十五圓七十錢四厘 (四十四年度經費)

一金一千九百二圓九十五錢四厘 (大正元年度經費)  
 一金二千一百四十圓十五錢四厘 (大正二年度經費)  
 一金二千二百四十二圓十四錢七厘 (大正三年度經費)  
 一金三千一百四十六圓五十錢五厘 (大正四年度經費)  
 一金一千九百九十一圓三十四錢八厘 (大正五年度經費)  
 合計三萬四千三百三十九圓五十三錢三厘  
 最近三ヶ年の經費平均額は左の如し  
 金三千四百五十九圓六十六錢六厘

◎入退園及年度末現員調

年 度	入 園		卒 業		退 園		死 亡		現 員
	女	男	女	男	女	男	女	男	
明治廿八年度	四二	三九	一三	九	四	六	〇	〇	二五
明治廿九年度	三〇	二二	二二	一五	七	九	一	〇	二二
明治四十年 度	二六	二六	二〇	二二	四	一〇	〇	〇	二四
明治四十一年 度	二六	二六	一一	一一	六	一〇	〇	〇	二六

年 度	入 園		卒 業		退 園		死 亡		現 員
	女	男	女	男	女	男	女	男	
明治四十二年 度	三一	二九	二〇	一九	五	七	〇	〇	三五
明治四十三年 度	二二	二二	二〇	一九	九	七	〇	〇	二六
明治四十四年 度	四九	四一	二二	二〇	一〇	一七	〇	〇	三九
大正元年度	二五	二五	一九	一九	四	二	〇	〇	四三
大正二年度	二〇	二〇	二九	二九	六	九	〇	〇	二五
大正三年度	三〇	二〇	二六	二六	六	六	二	〇	三八
大正四年度	二六	二六	一六	一三	九	六	三	〇	二三
大正五年度	二六	二六	一八	一六	九	九	〇	〇	三六
大正六年度	二五	二五	一五	一三	九	九	〇	〇	三一
大正七年度	二四	二四	一〇	一二	九	一二	〇	〇	三〇

右の外大正六年四月末日調査現在園児数は男五十五人女五十九人合計百一十四人なり



◎保育修了幼兒數

明治三十八年度二十二人	男一三	女九	
十ヶ月	菅谷 清治	豊田 謹悟	増村 重治
全	神山 雅一	鈴木 徳治	三橋 たか
全	柳本 富治	長竹 達三	關川 鳳
全	小島 富全	井阪 あさる	山内 徳
全	松田 幸郷	齋藤 アイ	竹内 源太郎
全	諸岡 照保	小泉 綱全	野々宮 らん
全	伊藤 美榮	飯倉 菊	
全	若葉 誠一	黒川 しめ	
明治三十九年度三十八人	男二三	女一五	
一年十月	藤倉 武男	堀 勇	鈴木 木
全	吉岡 源太郎	浅井 よし	渡邊 英太郎
全	山田 清吉	神戶 隆太郎	岩瀬 くみ
全	加藤 たか	關川 利子	水野 しま
全	小倉 とし	三橋 衛吉	堀木 治
全	高川 綾子	廣瀬 てい	石井 勝男
全	寺内 安子	大木 道子	酒井 しず
全	山内 卯之助	古矢 さだ	格 ヒデ

明治四十二年度三十九人	男二〇	女一九		
三年十月	石橋 うの	高野 秀雄	秀雄 健治	
全	三ヶ年 高川 種子	八木 やす	一ヶ年 大畑 郁太郎	
全	加藤 武夫	鈴木 好司	三橋 つね	
全	青野 ちか	若葉 巳代次	沼崎 とく	
全	鳥居 俊一	古矢 喜一郎	若生 源次郎	
全	小倉 米全	鈴木 達衛	秋山 しま	
全	小石川 重雄	藤原 愛五	木内 芳雄	
全	諸岡 一全	黒川 かね	島村 治助	
全	柳 ミツ	寺内 敬一	櫻井 泰治	
全	大木 安太郎	小倉 こう	香取 とみ	
全	古矢 芳子	鳥居 三郎	紺屋 きゆ	
全	山田 愛子	諸岡 薫	宇井 幾久子	
全	大野 光治	大木 俊雄	宇井 博	
全	竹田 正吉	沼崎 あさ	茂手木 たま	
全	藤倉 能男	松下 ミツ	加藤 孝太郎	
全	山田 エイ	久保田 やま	久保田 やま	
明治四十三年度三十七人	男一七	女二〇		
四年 浅井 儀一	三年十月	石川 ぶく	二年十月	中趣 加津子

明治四十一年度二十七人	男二二	女一五		
三年十月	關川 安正	二年十月	若葉 さよ	
全	大矢 光子	二年十月	京須 善太郎	
全	小野寺 千枝子	小 林 博	一年十月	志村 かつら
全	河合 ヨシ	増 淵 才	一年十月	平治郎
全	平山 謙	竹村 猛	一年十月	木内 正夫
全	木村 五郎	鈴木 はな	一年十月	藤崎 貴太郎
全	大島 仁	葛生 きち	一年十月	藤崎 貴太郎
全	中山 方	赤尾 とし	一年十月	藤崎 貴太郎
全	紺谷 勝	鶴岡 なか	一年十月	藤崎 貴太郎
全	松田 さだ	柳本 章	一年十月	藤崎 貴太郎
全	三橋 雅子	柳本 美恵	一年十月	藤崎 貴太郎
全	宇井 聖		一年十月	藤崎 貴太郎
全	鶴田 きん		一年十月	藤崎 貴太郎
全	瀧澤 千代		一年十月	藤崎 貴太郎
全	瀧澤 喜久		一年十月	藤崎 貴太郎
全	山内 泰子		一年十月	藤崎 貴太郎

明治四十四年度四十二人	男二二	女二〇		
一年十月	石橋 孝三郎	二年十月	齊藤 貞雄	
全	石川 順	鈴木 きよ	一年十月	河野 きみ
全	小野寺 武夫	上原 勝太郎	一年十月	河野 きみ
全	大塚 光雄	鶴田 美治	一年十月	河野 きみ
全	渡邊 好雄	大木 たみ	一年十月	河野 きみ
全	川村 正也	田口 稔	一年十月	河野 きみ
全	高安 俊也	古川 とし	一年十月	河野 きみ
全	川村 さだ	齊藤 徳太郎	一年十月	河野 きみ
全	忽那 勇	菅谷 愛	一年十月	河野 きみ
全	後藤 英子	石橋 規矩	一年十月	河野 きみ
全	佐久間 はる	諸岡 俊一	一年十月	河野 きみ
全	三橋 榮子	下村 愛	一年十月	河野 きみ
全	齋藤 昭	豊田 れん	一年十月	河野 きみ
全	紺谷 益雄	鶴岡 とく	一年十月	河野 きみ
全	宇井 聖		一年十月	河野 きみ
全	鶴田 きん		一年十月	河野 きみ
全	瀧澤 千代		一年十月	河野 きみ
全	瀧澤 喜久		一年十月	河野 きみ
全	山内 泰子		一年十月	河野 きみ



私立成田幼稚園一覽

一ヶ年	石井 五太郎	一ヶ年	石橋 泰三	十一ヶ月	大野 勝司
二ヶ年	山内 康夫	二ヶ年	伊佐治 喜美子	二ヶ年	小島 たか
三ヶ年	林 七郎	三ヶ年	小島 友藏	三ヶ年	渡邊 政雄
四ヶ年	山内 治	四ヶ年	増田 温子	四ヶ年	宇井 敏子
五ヶ年	文 若	五ヶ年	平山 まさ子	五ヶ年	寺内 多喜子
六ヶ年	三 一	六ヶ年	大木 君子	六ヶ年	小倉 とよ
七ヶ年	吉 清	七ヶ年	京須 忠雄	七ヶ年	古川 泉
八ヶ年	松田 清	八ヶ年	宇野 幸男	八ヶ年	紺谷 満枝
九ヶ年	石橋 なか	九ヶ年	小野 幸	九ヶ年	諸岡 その
十ヶ年	石原 はつ	十ヶ年	小野 俊郎	十ヶ年	野々宮 秀雄
十一ヶ年	石原 とり	十一ヶ年	京須 すみ	十一ヶ年	水野 岩雄
十二ヶ年	石原 尾	十二ヶ年	神戶 盛三	十二ヶ年	水野 雪子
十三ヶ年	柳本 吉	十三ヶ年	眞松 具徳	十三ヶ年	根本 花
十四ヶ年	高石 寅吉	十四ヶ年	豊田 てる	十四ヶ年	根本 花
十五ヶ年	小泉 繁子	十五ヶ年	佐久間 みつ	十五ヶ年	山田 文太郎
十六ヶ年	石川 たけ	十六ヶ年	武田 護	十六ヶ年	高川 俊夫
十七ヶ年	石川 仁郎	十七ヶ年	宮田 たい	十七ヶ年	諸岡 貞子
十八ヶ年	關川 昭全	十八ヶ年	淺井 隆全	十八ヶ年	藤倉 しげ
十九ヶ年	關川 新全	十九ヶ年	淺井 純全	十九ヶ年	諸岡 ます
二十ヶ年	關川 安世	二十ヶ年	渡邊 道治	二十ヶ年	高安 愛之助
二十一年	吉田 美津乃	二十一年	長谷川 清全	二十一年	瀧澤 喜代

三ヶ年	加藤 きん	三ヶ年	稲垣 恵三	六ヶ月	小田垣 君子
四ヶ年	寺内 賢治	四ヶ年	沼尻 芳郎	五ヶ月	木下 ゲイ
五ヶ年	淺井 とし	五ヶ年	小野寺 アイ	二ヶ月	寺内 てる子
六ヶ年	瀧澤 利一	六ヶ年	鶴田 孝全	一ヶ月	菅澤 治夫
七ヶ年	夏海 いま	七ヶ年	文屋 喜美全	一ヶ月	石橋 たみ
八ヶ年	棟原 純雄	八ヶ年	關川 邦雄全	一ヶ月	山田 はる
九ヶ年	諸岡 琴子	九ヶ年	森口 久全	一ヶ月	廣川 くす
十ヶ年	藤倉 さだ	十ヶ年	堀内 鶴夫	一ヶ月	佐竹 田鶴子
十一ヶ年	若葉 孝四郎	十一ヶ年	堀内 鶴夫	一ヶ月	佐竹 田鶴子
十二ヶ年	小倉 格司	十二ヶ年	大橋 あい	一ヶ月	水野 愛子
十三ヶ年	吉田 壽全	十三ヶ年	高石 きよ	一ヶ月	伊佐治 照子
十四ヶ年	大徳 愛子	十四ヶ年	高石 きよ	一ヶ月	長竹 勅子
十五ヶ年	大野 政治	十五ヶ年	瀧澤 由子	一ヶ月	加藤 まつ
十六ヶ年	根本 玉壽	十六ヶ年	古矢 春子	一ヶ月	田島 中
十七ヶ年	諸岡 新一	十七ヶ年	京須 清三郎	一ヶ月	鬼澤 いち
十八ヶ年	早川 類	十八ヶ年	加藤 實全	一ヶ月	大木 安治
十九ヶ年	鈴木 恒夫	十九ヶ年	小倉 信亮	一ヶ月	井口 壽
二十ヶ年	鈴木 萬壽子	二十ヶ年	高橋 よね	一ヶ月	石塚 賢太郎
二十一年	鈴木 萬壽子	二十一年	高橋 よね	一ヶ月	石塚 賢太郎
二十二年	鈴木 萬壽子	二十二年	高橋 よね	一ヶ月	石塚 賢太郎
二十三年	鈴木 萬壽子	二十三年	高橋 よね	一ヶ月	石塚 賢太郎
二十四年	鈴木 萬壽子	二十四年	高橋 よね	一ヶ月	石塚 賢太郎
二十五年	鈴木 萬壽子	二十五年	高橋 よね	一ヶ月	石塚 賢太郎
二十六年	鈴木 萬壽子	二十六年	高橋 よね	一ヶ月	石塚 賢太郎
二十七年	鈴木 萬壽子	二十七年	高橋 よね	一ヶ月	石塚 賢太郎
二十八年	鈴木 萬壽子	二十八年	高橋 よね	一ヶ月	石塚 賢太郎
二十九年	鈴木 萬壽子	二十九年	高橋 よね	一ヶ月	石塚 賢太郎
三十年	鈴木 萬壽子	三十年	高橋 よね	一ヶ月	石塚 賢太郎

私立成田幼稚園一覽

三ヶ年	鈴木 喜美子	三ヶ年	山内 總江	二ヶ月	緒 せい
四ヶ年	諸岡 富美	四ヶ年	關川 政司	三ヶ月	神戶 剛
五ヶ年	高須賀 勳	五ヶ年	石井 さと	四ヶ月	諏訪原 貞夫
六ヶ年	小倉 美枝	六ヶ年	高橋 恒三	五ヶ月	豊田 喜美
七ヶ年	山田 照子	七ヶ年	高橋 恒三	六ヶ月	豊田 喜美
八ヶ年	山田 照子	八ヶ年	高橋 恒三	七ヶ月	豊田 喜美
九ヶ年	藤崎 英全	九ヶ年	木内 淡	八ヶ月	福田 茂重郎
十ヶ年	高石 藤作	十ヶ年	豊田 登代	九ヶ月	高安 美哉子
十一ヶ年	大友 廣高	十一ヶ年	増淵 衛一	十ヶ月	山田 よし
十二ヶ年	京須 やす	十二ヶ年	久保田 潔	十一ヶ月	寺内 一郎
十三ヶ年	大野 豊吉	十三ヶ年	鶴田 明全	十二ヶ月	寺内 一郎
十四ヶ年	石橋 重雄	十四ヶ年	長竹 定子	一ヶ月	寺内 一郎
十五ヶ年	林 八重	十五ヶ年	小倉 梅	二ヶ月	河合 ふぢ
十六ヶ年	文 壽全	十六ヶ年	伊佐治 眞全	三ヶ月	越川 素行
十七ヶ年	鈴木 とみ	十七ヶ年	香取 ゆわ	四ヶ月	加藤 仲次
十八ヶ年	高橋 秀子	十八ヶ年	小倉 治子	五ヶ月	岩館 はる
十九ヶ年	三橋 誠一	十九ヶ年	松野 正之助	六ヶ月	京須 てる
二十ヶ年	堀 榮三郎	二十ヶ年	西内 五全	七ヶ月	大竹 治
二十一年	堀 榮三郎	二十一年	小野寺 秀雄	八ヶ月	上原 千代
二十二年	堀 榮三郎	二十二年	小野寺 秀雄	九ヶ月	上原 千代
二十三年	堀 榮三郎	二十三年	小野寺 秀雄	十ヶ月	上原 千代
二十四年	堀 榮三郎	二十四年	小野寺 秀雄	十一ヶ月	上原 千代
二十五年	堀 榮三郎	二十五年	小野寺 秀雄	十二ヶ月	上原 千代
二十六年	堀 榮三郎	二十六年	小野寺 秀雄	一ヶ月	上原 千代
二十七年	堀 榮三郎	二十七年	小野寺 秀雄	二ヶ月	上原 千代
二十八年	堀 榮三郎	二十八年	小野寺 秀雄	三ヶ月	上原 千代
二十九年	堀 榮三郎	二十九年	小野寺 秀雄	四ヶ月	上原 千代
三十年	堀 榮三郎	三十年	小野寺 秀雄	五ヶ月	上原 千代

◎私立成田幼稚園規則

- 第一條 本園ハ滿三歳ヨリ學齡マデノ幼兒ヲ收容保育スルヲ以テ目的トシ保育期間ハ在園二箇年以上ノモノニ限リ入園ヲ許可ス
- 第二條 本園保育課目ヲ分ツコト左ノ如シ
  - 一 遊戲 幼兒各自ニ運動セシメ又ハ歌曲ニ合ヘル諸種ノ運動等ヲナサシメ心情ヲ快活ニシテ身體ヲ健全ナラシムルコトヲ期ス
  - 一 唱歌 平易ナル歌曲ヲ唱ハシメ聽器發音器及呼吸器ヲ練習シテ其發音ヲ助ケ心情ヲ快活純美ナラシメ兼テ徳性ノ涵養ニ資センコトヲ期ス
  - 一 談話 有益ニシテ興味アル事實及寓言通常ノ天然物及加工品等ニ就キテ之ヲ爲シ徳性ヲ涵養シ觀察注意ノ力ヲ養ヒ兼テ發音ヲ正シクシ言語ヲ練習セシムルコトヲ期ス
  - 一 手技 恩物ヲ用ヒテ手及眼ヲ練習シ心意ノ發育ニ資スルコトヲ期ス
- 第三條 保育時間ハ一日五時間以内トス
- 第四條 本園收容幼兒ノ定員ハ百廿人トシ之ヲ三組ニ



編成ス

- 第五條 休業日ヲ定ムルコト左ノ如シ
  - 一 祝日、大祭日及日曜日
  - 一 春期休業 自三月二十六日至三月三十一日
  - 一 紀念日 六月一日
  - 一 皇后陛下御誕辰日
  - 一 夏季休業 自八月二十一日至九月五日
  - 一 冬期休業 自十二月二十五日至一月七日
- 第六條 入園ハ四月九月ノ兩度トス
- 第七條 入園ヲ請フ者ハ本園規定ノ書式ニ依リ其旨申出デ許可ヲ受クベシ
- 書式ハ本園ヨリ交付スベシ
- 第八條 退園ハ其理由ヲ具シ保護者ヨリ申出ヅベシ
- 第九條 一年以上在園ノ幼兒退園ニ際シテハ特ニ保育證書ヲ授與ス
  - 但一ケ年以内ト雖モ保護者ノ希望ニヨリテ證議ノ上授與スルコトアルベシ
- 第十條 幼兒若シクハ其保護者ニ於テ轉居シタル時ハ直チニ届出ヅベシ
- 第十一條 幼兒ノ缺席ハ其都度必ズ届出ヅベシ

第十二條 保育料ハ本園ノ休業全月ニ亙リタルトキノ外幼兒一人ニ付一ヶ月金五十錢トシ幼兒出席ノ有無ニ拘ハラズ毎月五日迄ニ保護者ヨリ納付スベシ  
但一族ニテ在園幼兒二名以上ナルトキハ一名ヲ本文ノ通りトシ其他ハ總テ半減スルモノトス  
備考 本規則第一條ニ新ニ保育期間云々ノ規定ヲ加ヘ大正五年ヨリ實施ス

入園證書

何ノ誰  
右ハ今般貴園ニ入園御許可相成候ニ付テハ本人ニ關スル一切ノ事件拙者引受可申候也  
右幼兒保護者  
千華縣印旛郡成田町大字何何番地  
何ノ誰  
大正 年 月 日  
私立成田幼稚園長 石川照勳殿

經歷書

幼兒何ノ誰

- 一 生年月日 明治何年何月何日生
  - 一 原籍及族籍 何縣何郡何町村大字何番地  
華土族平民  
何縣何郡何町村大字何番地
  - 一 出生地 千葉縣印旛郡成田町大字何番地
  - 一 現住地 何々業又ハ何々商何誰
  - 一 家長職業及氏名 何々業又ハ何々商何誰
  - 一 家長ト幼兒トノ關係 幼兒ノ何々(例ハ祖父、父)
  - 一 生父母ノ年齢及其健否 父何歲健母何歲健
  - 一 兄弟姉妹及其健否 兄何人弟何人姉何人妹何人皆健
  - 一 養育セラレシ場所及營 自宅ニテ生母ノ乳ノ如キ又ハ里子  
養品 牛乳、乳母ノ乳
  - 一 痘 種痘又ハ天然痘
  - 一 生來重キ疾病ニ罹リシコトノ有無
  - 一 性質習慣ノ著シキモノ
  - 一 其他特別ノ事故
  - 右之通りニ候也
- 大正 年 月 日  
右幼兒保護者 何ノ誰  
私立成田幼稚園御中

◎私立成田幼稚園幼兒保護者心得

一 家庭と幼稚園との連絡に關する事  
幼兒の保育に關しては幼稚園と家庭と相待ちて協力するにあらざれば好果を得ること能はざるは云ふまでもなき事なるべしされば家庭と幼稚園とは常に氣脈を通じ内外相應じて保育の効を全くせざるべからず今彼此の連絡に關して當園の冀望する所を擧げんに概ね左の如し  
一 家庭より當園の事に付疑義あるか或は幼兒の事に關して擔任保母に問合せ又は協議せられたき事あらば何時にても遠慮なく口頭又は書面にて申出でられた  
二 父母兄弟並に直接に幼兒の保育に關係ある人は時々來園して當園の實況を視察し之を家庭の保育に參考せられんと當園の最も冀望する所也又毎年春秋二回特に保育懇話會を開き保護者諸君の來會を請ふを例とせり是は一は實地保育の模様を諸君に示し又一は諸君よりも家庭の狀況を聞



き幼児の保育に關し相互に懇話せんが爲なり日時は其都度通知すべければ成るべく來會ありたし

一 幼児付添人に關する事

當園に於ては幼児付添人を要せず

但往復途中の送迎は隨意たるべし

一 幼児の遊嬉に關する事

遊嬉は實に幼児の仕事にして心身の發達一に之によるものなれば最も自由快活に之を爲さしむること必要なれども野鄙亂暴に涉るものは之は制せざるべからざるは勿論玩具等に付きて亦能く其良否を甄別せられたし又幼児の記憶に任せ讀書等を授けらるゝ向もまゝあるよしなれども是等は幼児の發育に害あるも益なかるべければ注意せられたし

一 幼児服裝に關する事

幼児の服裝は成るべく質素にして遊嬉運動等に便利なる者を用ひ従つて地質は綿布麻布の類とし仕立方を簡袖とせられたし

一 幼児の携帶品に關する事

幼児在園中用ふべき器具等は總て當園にて貸與すべし

きが故に手拭鼻紙等必要なる物品の外は幼児に携帶せしめざる様致したし  
帽子辨當傘等の携帶品には一々氏名を記し置かれたし

一 幼児の往復に關する事

幼児の往復は充分に保護せらるべきは勿論なれども風雨其他疾病遠路特別の事情ある時の外は成るべく徒歩せしめられたし

一 幼児の缺席並に家庭の疾病等に關する事

幼児の缺席一週を超ゆるときは口頭或は書面にて詳細に其事由を届出でらるべし凡て多人數の集る所は充分注意をなすにあらざれば或は悪疾傳染の媒をなす恐あるを以て幼児の家族に傳染病者ある時は直に其病名を記して届出でらるべし

但茲に傳染病と稱するは痘瘡及假痘、猩紅熱、腸室扶斯、發疹室扶斯、虎州刺、赤痢、ジフテリア

ベスト等を云ふ

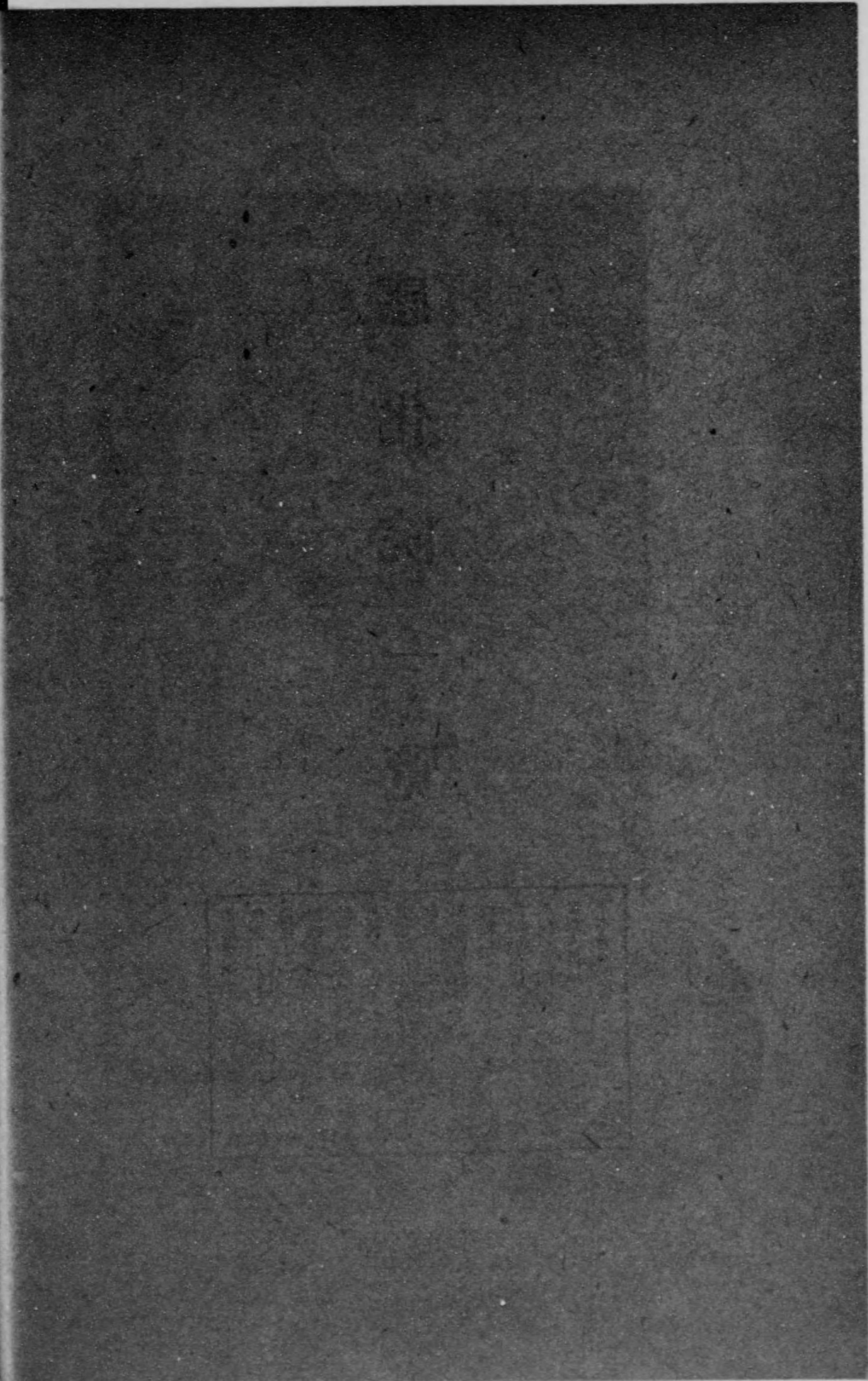
一 保護者の異動に關する事

保護者の變更は勿論其轉任改氏名等異動ありたるときは直に届出でらるべし

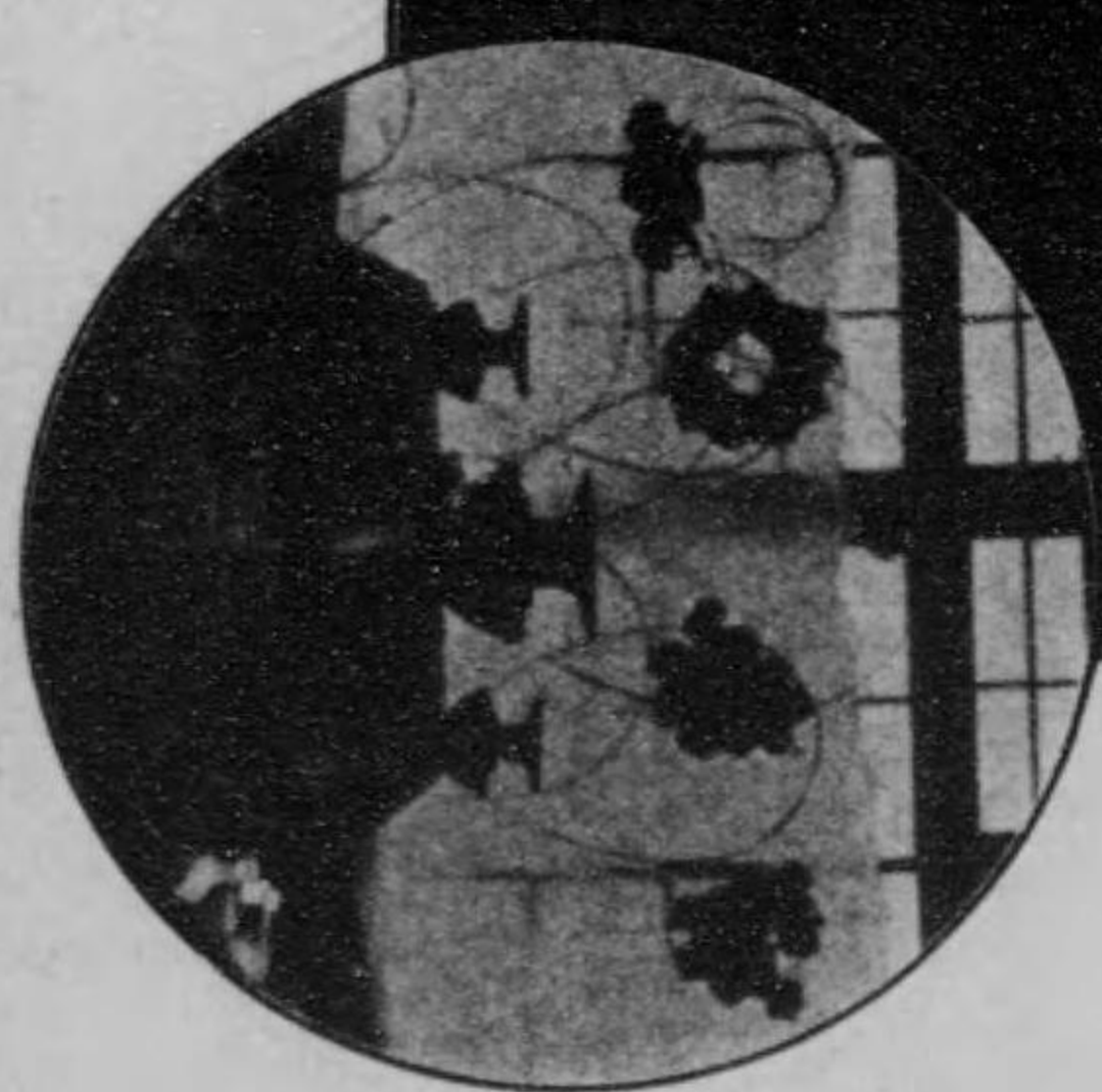
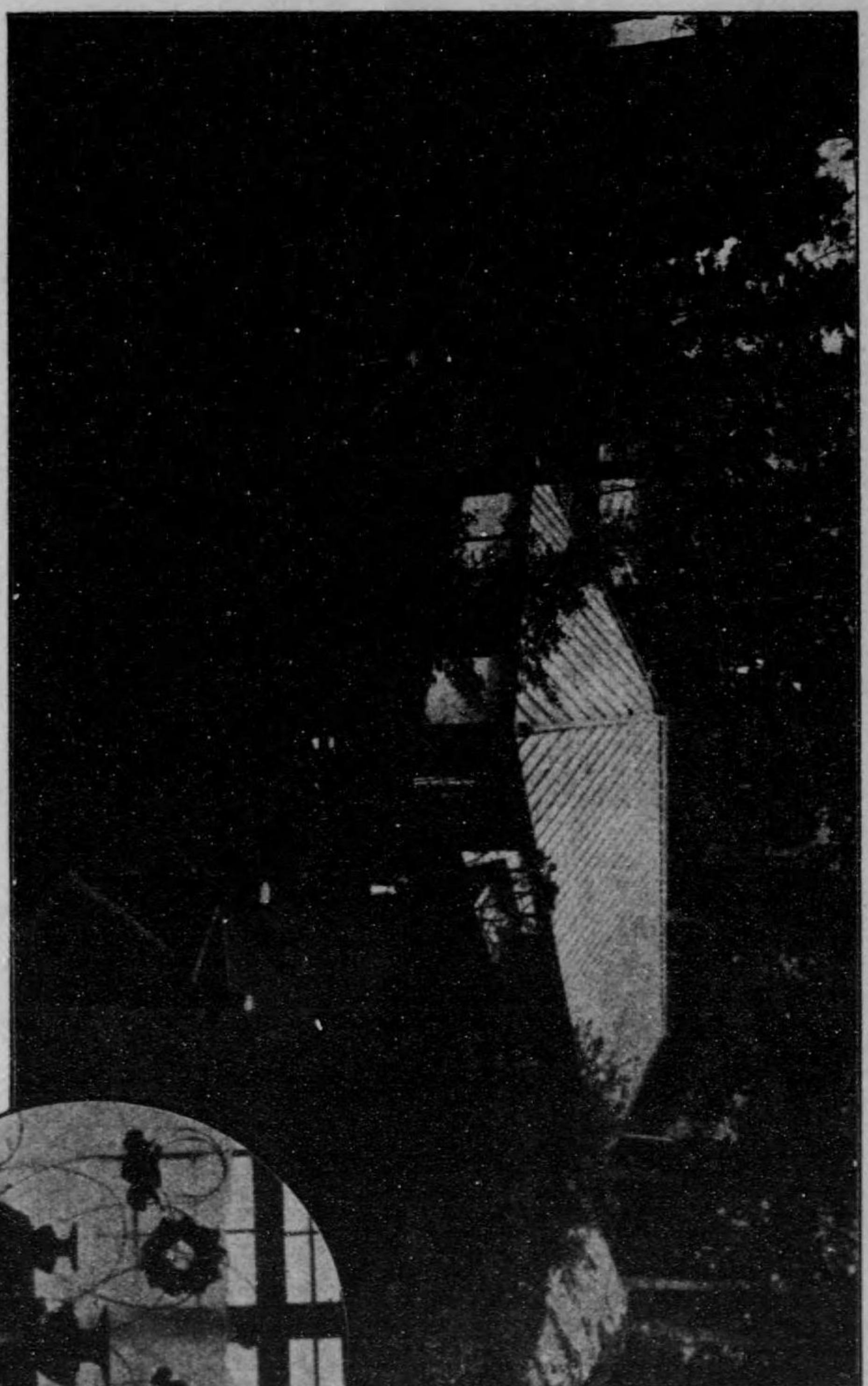
# 感化院一覽

沿革要項	六五
位置	六六
構造	六六
組織	六六
教育	六八
生活	七一
賞罰	七四
經費	七五
生徒教育類型	七六
成績	七八
退院の生徒	八八
生徒の入院	八九
參觀人員	九二
基本金の蓄積	九三





院 化 威 山 田 成



品 作 製 徒 生



### 私立成田山感化院一覽

(大正六年三月三十一日現在)

#### ◎本院沿革要項

- 一 創立 明治十九年十一月廿八日にして元千葉感化院と稱し縣下佛教各宗共同して創立したるものなり
- 一 感化慈善會設立 明治二十年四月本院事業を維持するの目的を以て設立す
- 一 組織の變更 明治二十一年四月成田山新勝寺主として本院を經營維持することに變更す
- 一 感化慈善會と改稱 前項の變更と同時に感化院慈善會は斯業を補助するの客位に立ち即感化慈善會と改稱す
- 一 舊千葉感化院建築竣工 明治二十四年五月三十日
- 一 院長更迭 明治二十七年五月二十七日舊院長三池照鳳師辭職現院長就職す
- 一 縣補助金の謝絶 明治三十四年に於て縣廳は本院に補助金を與ふるの議あり縣會の決議を経たりしも新勝寺は故ありて之を謝絶し獨力本院の維持に當ることとせり
- 一 本院新築移轉 明治四十一年三月二十五日舊所在地

たる千葉町を去り現所在地に移轉す

- 一 改稱 右移轉と同時に成田山感化院と改稱す
- 一 内務大臣より下附金 明治四十二年二月十一日本院事業上從來功績ありとし且つ獎勵の趣旨を以て金百圓を下附せらる
- 一 御膳本下付 明治四十三年九月七日教育勸語膳本並に戊申詔書膳本各一通下附せらる
- 一 皇族御來院 明治四十四年十月十七日山階宮芳麿王殿下 久邇宮朝融王殿下 華頂宮博忠王殿下 久邇宮邦久王殿下 山階宮藤麿王殿下本院へ御成り被遊尙同月二十二日更に 山階宮妃殿下御成り遊され生徒徒製作に係る竹籠の内に三里塚名産の初茸を入れたるものを献上したるに直に御嘉納遊さるる旨恩命に浴したり
- 一 内務大臣より下付品 大正四年二月十一日本院事業獎勵として市岡紫雲作青銅製松上鶴模様の花瓶一對下付せらる



◎本院の位置

一千葉縣下總國印旛郡成田町成田四百二番地の一に於て成田山境内に在り前面成田町横町より新勝寺へ往復する道路に沿ひ成田停車場よりは約六町成田山不動尊へ參詣するものは上段大日如來の靈道を右に見左方へ約一丁にして來るを得東隣出世稻荷への參詣者は左方に古木鬱蒼幽靜の間に白亜の一家屋を見るべし、本院即ち是れなり

◎本院構造

明治四十一年三月二十五日の竣工に係り敷地建坪並に建築費用左の如し

- 一 本院敷地面積 一千百二十五坪
  - 一 建坪 二百坪
  - 一 建築費 一萬八千二百圓九錢九厘
- 但し別に手工品販賣店を有するも此中に算入せず敷地建物詳細圖は次頁に掲ぐ

◎組織

成田山新勝寺住職  
院長 勲六等 石川 照 勳

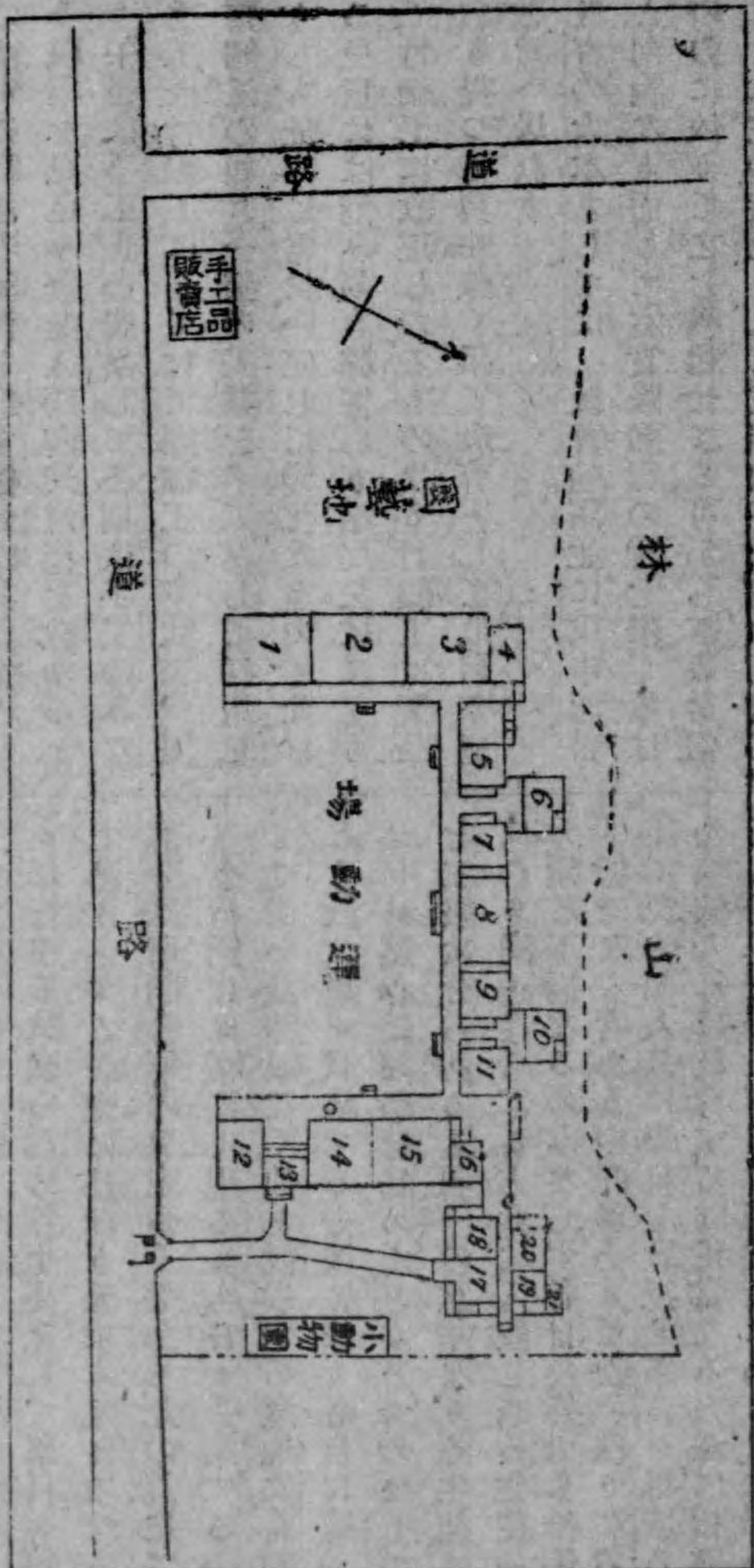
- 一 主任 大友 秀松
  - 一 會計主任 久保田 萬吉
  - 一 教師 東洋大學文學士 大友 惟誠
  - 一 教師 中里 淑人
  - 一 保母見習 石渡 けい
  - 一 篤志院醫 關川 博道
  - 一 篤志唱歌遊藝教師 島田 りん
- 右職員の外本院評議員左の如し
- 一 木田 茂

職員中院内常住のもの左の如し

- 一 主任 大友 秀松
- 一 教師 大友 惟誠
- 一 保母見習 石渡 けい

職員一同は院長の指導監督を受くるは勿論能く院長の精神と威化院職員たるの自覺とにより職務に従ふの外現在としては別に職員に對する成文の制令なし唯協同一致して圓滿に且つ規律ある家庭を作るを目的とし而かも此範圍に於て自由に活動を許し妄りに牽制を加へざる組織なり

私立成田山威化院全圖



1	講堂	面積千二百二十五坪
2	圖書室	
3	教室	
4	教員室	
5	生徒室	
6	教師室	
7	生徒室	
8	工場	
9	生徒室	
10	保母室	
11	生徒室	
12	總務室	
13	昇降口	
14	食堂	
15	炊事場	
16	洗面場	
17	主任室	
18	同家族室	
19	病室	
20	新入生徒室	
21	物置	總面積千二百二十五坪



◎本院の教育

午前は學科にして總て普通小學令規に據る尋常小學程度全科を卒業せし後仍ほ向上の見込ある兒童にして且品行最早差支なしと認めらるゝ時は中學へ通學せしむることあり又尋常科中と雖も其個人性の特に進歩の見込あるものは別に特種の教育を爲す例せば其兒童の將來に於ける職業を見込み農業入門商業道德を教ゆるが如きはなり午後は手工と農業にして冬期は手工のみなり目下の手工は竹細工にして曾て籐細工の下駄表、經木真田、藁細工の如き一種の工業を手工として採用せしことありしも仕事は常に一定して變化なきため此れに従事する兒童には倦み易き弊害あり結局失敗に了りたるを以て竹細工に改正したるものなり竹細工は製品常に變化あり従つて興味深く手工教育としては目下適當のものと考え居れり

本院修身教育の大本としては、教育勅語並に成申詔書に基くこと勿論なり而して右實踐躬行の實を擧ぐるは宜く信仰の力に依りて之を喚起せざる可からざるを信するものなり本院の特色として成田山不動尊を信仰せしむる所以即ち是に在りとす

耕地は現下三反五畝を有し追々擴張の見込にして別に豚數頭と洋鶏數十羽を飼養せり農業は斯業教育上最大必要なるが故に本院は熱心に之を奨勵し居れり

別紙學業成績一覽表は學科試験の成績を掲げたるものにして本院は普通一般に行はるゝ平時の見込に依る考査の方法を採らず此の舊式なる試験方法を用ゆるは數々舉行する試験の爲め各生徒をして學科を熱心勉強せしめんとする底意に基けり元來本院に來れる兒童の大部分は所謂勝氣の兒童多く而かも此の氣風は他の必要なき行動には猛烈に現るゝも日々受業する學科に至つては惜い哉勝氣なく他と競争する意地なく頗る不熱心なり故に數々試験する方法に依り各自に競争心を發動せしめ熱心に修學せしめんとするものにして目下學級を三級に分ちあるも同一の意味なり各生徒は入院時期何れも同一ならざると共に入院し來る生徒の學級及學力頗る不揃なるのみならず各自の能力も伶俐なる者あり低能なる者あり中間者ありて全く種々なるを以て實際に於て個人毎に學科を教授せざるを得ざる事情あり勿論個人毎に教育するは正當なる方法に相違なしとするも修學を好まざる本院生徒にありては同一の學級に於て相互競争すべき機會全然存せざる時は益々奮勵向

◎大正六年三月末學業成績一覽

級別	學科	修	讀	習	綴	算	珠	書	算	農	手	合	約	評	決	稱	號
中	一	6	5	6	7	4	4	5	8	8	4	5.3	5.3	丙	合	裁	之
尋	六	5	9	4	9	2	6	5	8	8	6	6.2	6.2	乙	合	恭	敬
同		5.7	8	7	9	6.5	6	8	7	7	6	72.2	7.2	乙	合	清	矣
尋	四	2.7	4.5	5	9	5	6	9.8	7	5	6	6.0	6	乙	合	敏	好
同		3.9	7	5	7	4	2	5	7	7	5	54.9	5.5	丙	合	有	道
同		4.9	7.6	6	7	5	5	6	7	5	6	57.5	5.8	丙	合	知	十
尋	三	8.9	8	8	9.8	7	5	5	7	3	4	60.7	6.6	乙	合	再	可
同		2.2	5	6	7.5	1	7	7	5	3	2	38.7	4.3	丙	合	得	仁
尋	一	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0.8	0.8	戊	不	安	之
同		1	1	1	1	1	1	1	1	2	0	1	1	戊	不	信	之
同		1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0.8	0.8	戊	不	懷	之

備考 末記の三名は低能兒なり



◎大正六年三月中生徒操行一覽

稱	號	力信仰	智力	正直	勤勉	忍耐	從順	忠實	清潔	感應	合計	憤怒	執拗	放肆	合計	約
懷	之	2	2	3	1	2	2	2	1	1	16	3	2	4	9	11
信	之	2	2	3	1	2	2	2	2	2	19	3	4	4	11	10
安	之	2	2	4	1	2	2	2	1	2	21	2	3	4	9	9
清	矣	5	7	2	5	5	5	3	5	4	42	5	6	7	18	8
裁	之	5	7	7	4	5	4	5	8	4	49	7	8	8	23	7
知	十	5	5	2	5	5	5	6	6	5	43	3	6	15	6	6
敏	好	5	6	5	4	5	5	6	6	4	46	4	5	15	5	5
得	仁	5	3	5	5	5	7	2	4	4	42	3	3	10	4	4
再	可	5	6	2	6	5	7	8	8	6	52	3	3	10	3	3
有	道	7	7	1	7	6	7	9	9	6	55	2	6	13	2	2
恭	敬	8	8	8	7	6	5	9	9	9	66	7	7	21	1	1
稱	號															

上の熱心を缺き結果甚良好ならざるが故に生徒少數なるに拘はらず便宜各級に分類し教授し居れり

前記の如く本院教育の實科は手工及農業なり手工は退院後の職業として授業せず單純に兒童相應なる手指運動の器用を與へんが爲めと精神教育の二つとを目的として授業し居れり蓋し複雑なる手藝の如きを年少の兒童に課するは無理に腦力を消耗せしむるの害あるを以て年少の兒童には最も簡單平易なる竹細工のみを爲さしめ永く在院せる年長兒童には稍精巧なる竹細工を授業し居れり又生徒改善退院の際には父兄と相談し本人の性質嗜好希望等を參酌し大工なり左官なりあらゆる職業中本人に最も適切のものを撰び更に授業師たる家庭の適當なるものを索め徒弟若くは小僧として夫々奉公せしめ居るの定めなり此場合本院は委託生の名稱を用ひず退院者として先方に送れり又此方法を採らずして直に依頼者の家庭に歸宅せしむるものあるも可成徒弟として他家に奉公せしむるの方針なり院内に大工指物靴工等の如きものを設備して授業する方法は從來考量したる一つなるも三四の業務を設備したりとて到底全生徒の性質嗜好に悉く適合せしむる事至難にして強

いて職業を狭き範圍に押込むる嫌ひあり殊に威化院に適當なる授業師たる人物を得ること最も困難にして施設繁多なる割合に善き好果を收められざる遺憾あり依つて單に手工農業の二課を設けある所以なり

◎本院の生活

本院を參觀せざる人々には本院は如何なる構造如何なる設備及び如何なる待遇の下に家庭生活が行はれて居るや其内容は詳ならざるべく從て中には過嚴冷酷の生活ならんと推量する向きも有り時に之を耳にする所なるも事實は全く反對にして一般に於ける温き家庭生活と毫も異なる所なし尤も普通教育と異なり或る一定の時間を限り教育するにあらずして普通教育の時間以外家庭教育として兒童一般の躰をなすを以て本院威化教育の最も緊要とする所なると共に先づ生徒自身に信仰の觀念を生ぜしめ其習慣を與ふるを以て實に本院生活の精神と爲す所なり此根本の精神に基き總ての施設及全體の方法を實現し居れり其生徒待遇の方法に至つては慈悲仁愛の情を以て之に對するは勿論一面には小整然たる規律生活をなさしめ亂雜放肆に流れざるやう



最も注意せり然れ共本院家庭内の大小悉く豫て定めたる成文によつて行動せしめ監督すると云ふが如き方法にあらず常に便宜を主とし温き家風自然の慣例等によつて之を教練し力めて愉快なる生活をなさしむるを以て主眼とせり

日課又日々の行事は左の如し

一 午前五時起床職員生徒一同直に掃除に就く

一 午前七時半講堂に於て禮拜

一 天皇陛下の萬歳を奉祝す

二 大廟遙拜

三 成田山不動尊禮拜

四 各自先祖敬拜

一 午前八時朝食

一 午前九時より正午まで學科

一 正午十二時晝食

一 午後一時より午後四時まで農業若くは手工

一 午後五時夕食

一 午後六時より午後七時まで學科復習

一 午後八時就寢

以上の如く定むると雖も時季により時々變更するは勿

論便宜臨時に變改することあり

イ 生徒の食事

一、米七分麥三分の割合にして一日量五合乃至七合と定め生徒の欲する儘飽食せしむ

一、副食物は上食にあらず下食にあらず其中を標準とせり豫め献立を作らず下食二錢五厘乃至三錢（一日七錢五厘乃至九錢）を目安とせり

ロ 生徒の衣類

一、生徒全體に鼠色の上衣を着せしむ是は鼠色は陰氣なりとか精神上如何に影響するとか六ヶ敷理屈より考案せるものにあらず最初は寺の小僧の如く服装せしめんとしたるもの流れて今は單に色合のみ残れるなり但外出の時は普通の衣類を用ゆ尤も毎朝禮拜の場合及教室に於て授業の際には袴を着用せしむ

ハ 院内外の清潔

一、清潔は本院の最も勉むる所なり朝起直に各持場に就き掃除を爲し土曜水曜日は特に大掃除を爲す

ニ 生徒の祭日と誕生日

祭日とは生徒各自の先祖の祭日にして若し父母死したるものある時は勿論最も近き先祖の命日に於て一日の

休暇を與へ先祖に敬拜の意を表せしめ終日謹慎せしむ誕生日も一日の休暇を與ふ早朝先づ不動尊に參詣其立身出世を祈らしめ本院よりは其祝意を表し特に本人の好める文具品を贈り又特別に御馳走を供する等終日自由愉快に一日を送らしむ

ホ 生徒の娛樂

一 娛樂の設備及娛樂の方法は左の如し

一 プランコ 一 鐵棒

一 孔雀 一 鸚鵡 一 赤草鸚鵡 一 相思鳥

一 小鳥數十羽 一 猿一疋

一 將棋 土曜日曜日の午後及平日の正午休憩一時間

一 圖書室 此所には教育に無害にして且つ娛樂を與ふべき書籍を成田圖書館より時々取替へ借り來る

を以て見るべきもの頗る豊富なり

一 箱庭作り春夏の候に際すれば生徒一同は箱庭作り

に熱心に多大の趣味を以て餘念もなく娛樂せり

一日曜日の午後不動尊に參詣を爲さしめ同時に散歩

せしむ（又臨時郊外に遠足を爲さしむ）

一 成田町伊佐美座と稱する劇場及成田山境内に時々

活動寫眞の興業あり此活動寫眞を見物するは生徒

の最も嗜好する所にして本院は大抵生徒の此希望を満足せしめ居れり幸に活動寫眞の内容は教育種のもの多く却て教育上裨益を感ずること多きを認め思ふに常設館ならざる故に寫眞の材料に缺乏を感じて何等の注意撰擇もなき寫眞を映寫するの必要なき爲めならんと思料する所なり此外本山境内に時々興業する輕業其他あらゆる觀世物は本山生徒に見物せしむ

ヘ 雜件

一 朝起きは新勝寺の曉鐘に警醒せられ蹶起せざるを得ざる習慣を作れり但本院のみならず成田町一般に此

良習を存するが如し

一 冷水摩擦は毎朝洗面の時必ず同時に約五分間以下之

を行ふ冷水浴は自由に任せ置けり

一 明治三十五年頃は精神運動と稱し一種の教化術を

與へたりしが其後省身の方法に代へ一反省せしむる

方法）今は更に靜坐法に改む但し今日流行する岡田

式靜坐法と異り其靜坐中に一種の暗示を與ふる方法

なり深呼吸は冬期を除く外盛んに之を行ふ

一 就寢前一同不動尊に禮拜を爲す但し朝夕共此際簡單



なる修身講話を爲せり

一催眠術は感化教育上或者には其必要なるを認め時々之を應用せり無信仰の者遺傳性の者寢小便秘ある者の如き特に効果少からざるを認め居れり但し年少の生徒に對しては單に一種の暗示法を行ひ居れり

一生徒用の雜誌は實業之日本、日本少年及幼年世界等なり新聞紙は閲讀を禁ぜり

一生徒在院中は特に稱號を用ひ本名は嚴に之を秘して呼ばしめず例へば盡善サン恭敬サン處貴サンと名稱するが如し生徒よりしては院長は御前様任主は先生他の職員は誰れだれ先生と其姓を頭に於て先生と呼び主任の妻女は奥サン保母はおばサンと呼び居れり

一肉食は平常之を與へず日曜日及毎月一日のみ之を與ふるの定めなるも特志の人々より時々菓子等を生徒に寄贈せらるゝことあり又院長手許より生徒を慰めよとて特に珍菓水菓子等送り來ること數々なれば實際に於ては肉食の度數割合に中々多き方なり是等の方法は總て一般家庭の兒童生活と異なることなし  
一唱歌は日々四回づゝ徒手體操は二回づゝ三十分間之

を行ひ居れり、但し一回は就寢前なり  
一生徒中日々順番に當番並に水汲便所掃除の勞務に就かしめ當番には雜務の外臺所の手傳へを爲さしむ

◎本院の賞罰

總て普通の家庭生活の狀態と同一ならしむる希望なるが故に賞罰の如きも固より格別の定めなし假令ば重き過失と認めたる時は一日一回乃至二回の延食を命ぜり(延食とは定時の食時より一時間若しくは二時間食事を延すの意味なり)

輕き過失の時は教師室に一時間乃至二時間沈黙せしむ但し大抵は訓戒を與ふるのみにして止む

毎年三月二十五日は本院の紀念日にして當日は多くの賞與を與ふるを例とするも平時は賞與を實行せざる方なり又手工賃銀の如きも生徒には與へたることなし是は固より本院の經濟上より定めたる方法にあらざる學者は勞働には相當報酬を與ふると現實に勤勉の價値を知らしめ教育上甚必要なりと説けり然れ共本院の此如く教育するは所謂現金主義の人物を作るの弊を恐るゝが

故にして少年時代より此習慣を作らしむるは寧ろ好果なしと信ずるに由る殊に本院に來る兒童の大多數は教へずして此流儀の甚だしきものたるは事實なり

生徒の席順は入院年月の順序又は年齢に依らず毎月一日より月末に至る一ヶ月間各生徒の操行成績を調査し右の結果により(日々々の成績表、視善録に依るの外更に教員の意見を附加す)翌月一日席順の等差を定むるの例にして此席順には最も重きを置き嚴確に生徒間の階級を定む

既に平時は賞與を實行せざる方法を採れるを以て生徒中善行あるときは教師は誠意を以て單に言語により之を賞奨し是が爲め特に金品を與へず又生徒に章標を佩用せしめ若くは一部の生徒に優勝旗を附與する等の方法なし

◎本院の經費

一本院には嚴密なる豫算なしと云ふ方事實に近し固より大體の豫算を定め置き右を標準として支出をなし嚴に濫費を防ぐは勿論なりと雖も實際は必要に重きを置き必要なる以上は實費を使用するに躊躇せず況

んや錢厘に拘泥するが如きをや從て亦豫算内なりとして必要な費途を無理に消費するが如き無きは無論なり毎月定日本院經費の金額を新勝寺會計主幹より領收し之を支出するの慣例なるが會計上院長及主幹より未曾て一言の注意質問を受けたることなし全く深き信頼を與へて濫りに細小の監督を加ふるが如きはあらざるなり此結果は自然局に當る者に對し自制心を與へ求めずして總ての節約行はれ其効果は儘に豫算を限定する以上において更に頗る便利を極め居れり左に記載するは本院移轉後の決算なり

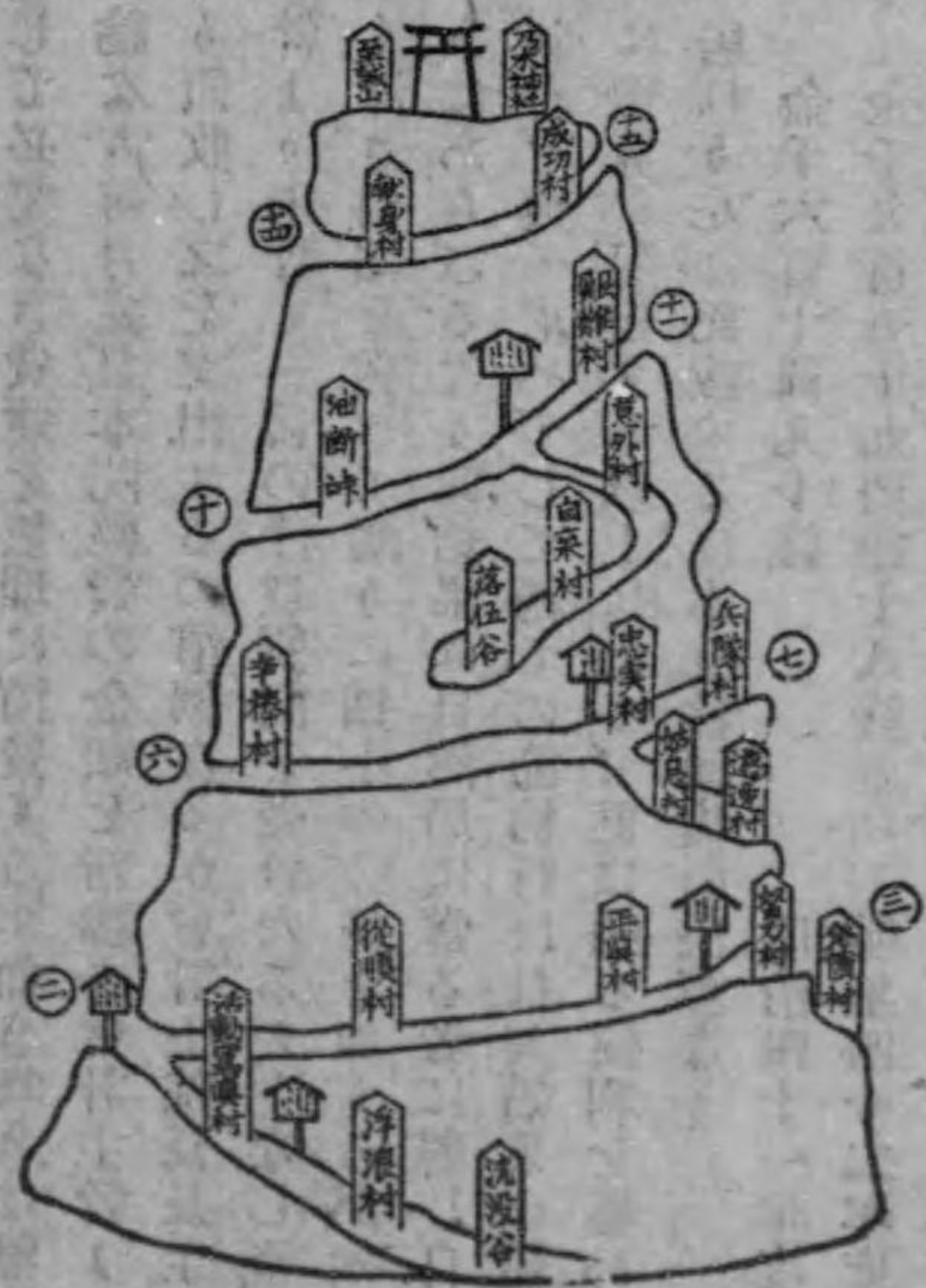
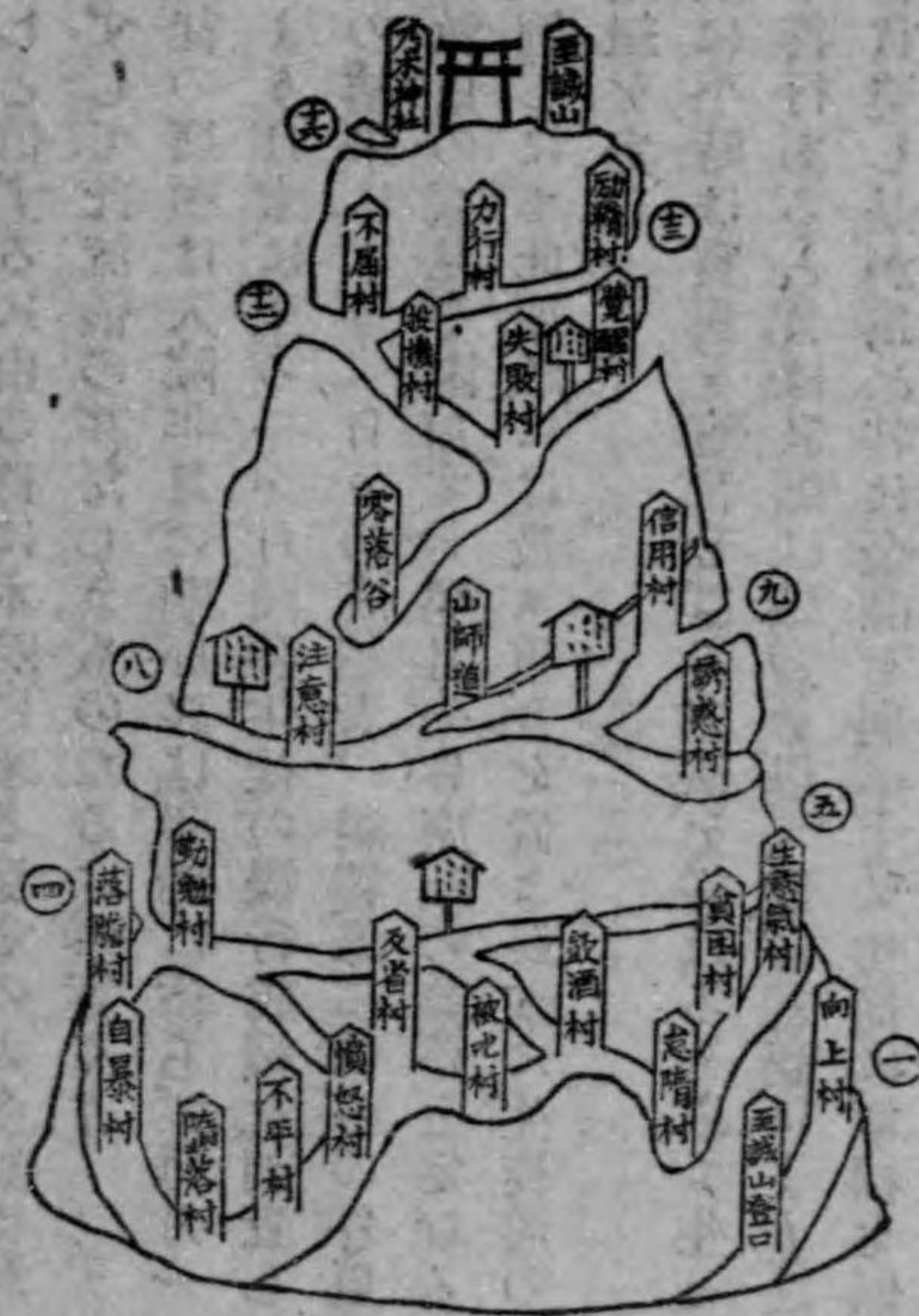
- 金千六百十圓九十錢 明治四十一年度
- 金千九百五十九圓四十八錢 明治四十二年度
- 金二千八百八十五圓三錢九厘 明治四十三年度
- 金二千三百二十一圓八錢 明治四十四年度
- 金二千六百七十五圓六十七錢二厘大 正元年度
- 金二千三百四十五圓六十二錢九厘大 正二年度
- 金二千三百三十二圓七十四錢 大正三年度
- 金二千八百三十一圓五十七錢 大正四年度
- 金二千七百八十六圓五十九錢二厘大 正五年度
- 合計金二萬千二百二十八圓七十錢二厘



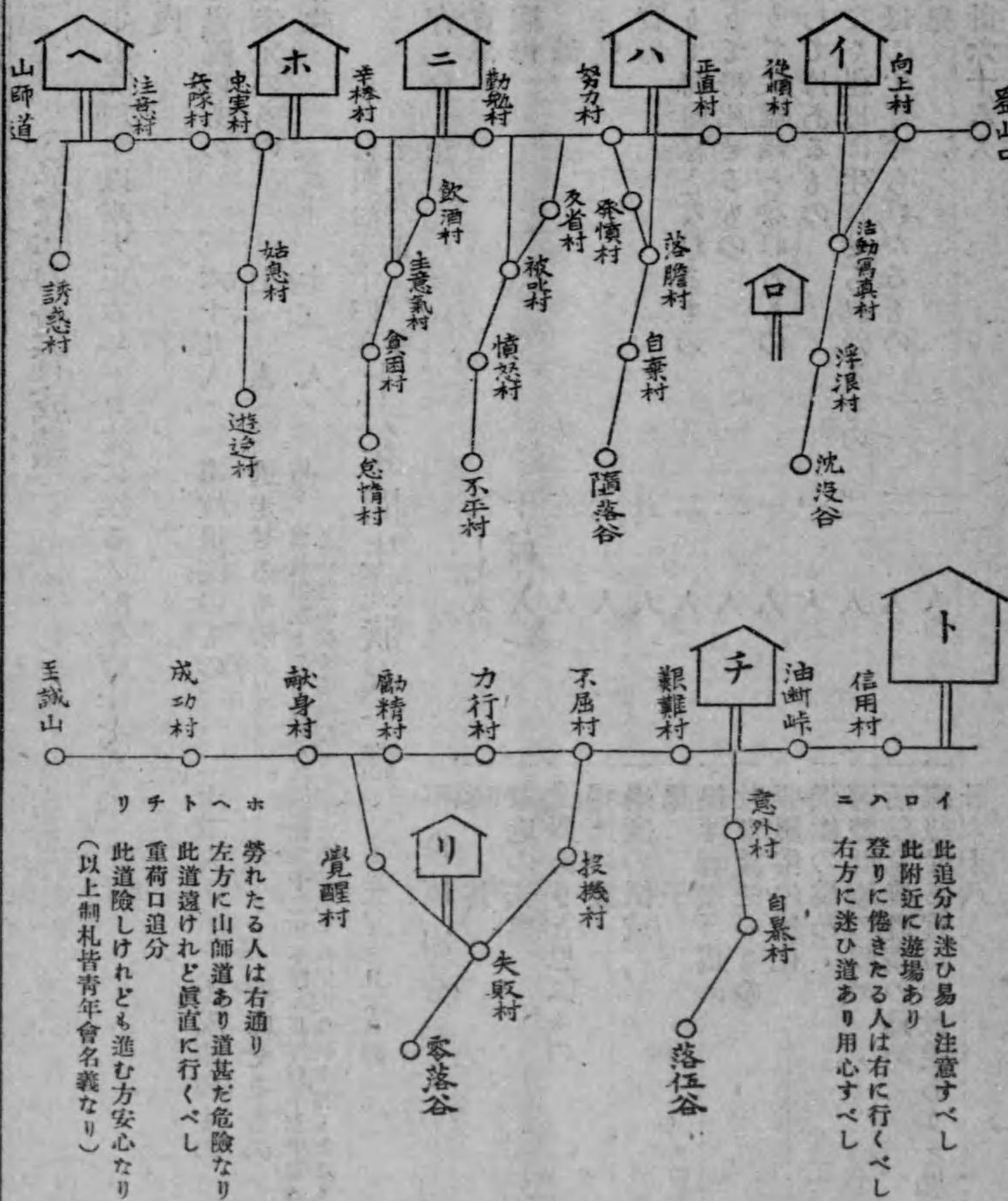
◎本院生徒教育標型 (至誠山と名稱す)

茲に掲示したる山は精神教育上生徒に自覺を與へん爲め院内に設備しあるものなり

備考 此至誠山には上に向つて登り行く人形十六個と上より下に向つて逆に降りる人形十三個あり尙頂上に登り付きたるもの三個にして合計三十二個の人形を全體に配付し居れり登る人形は向上成功のものにして降るものは落伍墮落の人形なり向上の人形には重き荷を負はせたるもの多數にして降りつゝある人形には荷物を負ふたるものなし尙諸所に田舎造りの家屋十數個設置しあるも是れには別に意味なし頂上には乃木神社を祭れり山の高さは二尺四寸にして蓋の幅は一尺六寸なり村数は向上に屬するもの十七にして墮落を注意したる村名は二十六あり



◎右至誠山の分解



一 此退分は迷ひ易し注意すべし  
 二 此附近に遊場あり  
 三 登りに倦きたる人は右に行くべし  
 四 右方に迷ひ道あり用心すべし  
 五 投機村  
 六 失敗村  
 七 零落谷  
 八 自暴村  
 九 落伍谷  
 十 意外村

ホ 勞れたる人は右通り  
 ハ 左方に山師道あり道甚だ危険なり  
 ニ 此道遠けれど眞直に行くべし  
 リ 重荷口退分  
 此道險しけれども進む方安心なり  
 (以上制札昔青年會名義なり)



◎本院の教育成績

明治十九年本院創業以來大正六年三月末に至る入院生百十七人

内

改善退院のもの 六十九人 事故退院のもの 二十二人 不成績のもの 二人  
 成績未定のもの 七人 逃走せるもの 二人 死亡せるもの 四人  
 現存生 十一人

自明治三十四年 至大正六年 十六年間生徒状況一覽

大正六年三月末日調

生育分類  
 一 實父實母(父母現存) 二十七人  
 一 實父繼母 十四人  
 一 孤兒 三人  
 一 繼父實母 一人  
 一 父ありて母離縁となれるもの 二人  
 一 父ありて母死せるもの 一人  
 一 母ありて父離縁となれるもの 一人  
 一 父死して母あるもの 一人  
 一 父母なく祖母に生育せられたるもの 一人  
 一 養父母に生育せられたるもの 一人  
 一 私生兒 一人  
 計六十八人

不良原因分類  
 一 極貧 一人  
 一 家庭の紊亂 一人  
 一 遺傳ありと思ふもの 一人  
 一 過度の愛 一人  
 一 過度の懲戒 一人  
 一 里子 一人  
 一 保護者なき爲め 一人  
 一 教育放任の爲め 一人  
 一 惡風俗の威化 一人  
 一 低能の爲め 一人  
 一 遊戯耽溺の爲め 一人  
 一 活動寫眞耽溺の爲め 一人  
 一 離縁せる實母の教唆ありと思ふもの 一人  
 計六十八人

研 號	入院當 時年齢	入 院 年 月 日	家 庭 / 職業	生 計	健 否	生 育	原 因	性 行	入 院 當 時 / 學 力	改 善	成 績	退 院 年 月 日	退 院 後 / 職 業
歸厚	十四歲	明治卅五年三月十六日	豪商 / 番頭	中	健	現父存母	惡風俗 / 感化	盜竊 / 放火	尋常第 三學年	改善		明治卅八年一月十六日	製鋼工
忠信	十歲	明治卅四年八月廿四日	○	○	健	孤兒	保護者 ナキ爲メ	遲鈍 / 盜竊	不就學	改善		明治卅六年七月十日	農業
重威	十三歲	明治卅四年八月十八日	農	下	健	母存	庭紊亂	遲鈍 / 盜竊	不就學	改善		明治卅五年二月廿八日	官乘組員
有信	十三歲	明治卅四年七月六日	農	上	健	現父存母	愛過度ノ	痴癡 / 執拗	尋常第 四學年	改善		明治卅七年五月二日	農業
謹愛	十四歲	明治卅四年六月十六日	幕番	下	中	現父存母	放 任	多辯 / 糊塗	尋常第 三學年		成績未定 (中途退院)	明治卅五年六月廿五日	
敬信	十四歲	明治卅四年五月四日	勤メ人	中	健	現父存母	放 任	多辯 / 糊塗	尋常第 二學年		成績未定 (中途退院)	明治卅五年六月四日	
三省	十三歲	明治卅四年三月八日	理髮	中	健	現父存母	過度ノ 懲 戒	沈着 / 忍酷	尋常第 三學年	改善		明治卅五年九月廿五日	製材會社 雇人
孝弟	十六歲	明治卅四年三月四日	農	下	健	現父存母	放 任	多辯 / 粗暴	不就學		逃 走	明治卅四年六月廿九日	
樂明	十歲	明治卅四年二月十九日	○	○	健	孤兒	保護者 ナキ爲メ	痴癡 / 執拗	不就學	改善		明治卅六年十二月二日	建具職人
學習	十二歲	明治卅四年一月九日	古物 / 行商	下	健	母實	極 貧	懶惰 / 遲鈍	不就學	改善		明治卅八年二月五日	農業



私立成田山威化院一覽

溫良	十四歲	明治卅五年	七月五日	料理	農	健	中	健	父	家	沈	不	改善	明治卅六年	十一月九日	菓子職
和實	十六歲	明治卅六年	四月二日	書籍	商	健	上	健	父	家	粗	中學	改善	明治卅六年	十月二日	書籍商
信義	十四歲	明治卅六年	四月十八日	農	農	健	上	健	父	家	沈	中學	改善	明治卅七年	十二月二日	農
無求	十五歲	明治卅六年	七月廿四日	勤	人	健	中	健	父	家	浪	尋常	改善	明治卅九年	十一月十八日	造船工
無職	十二歲	明治卅七年	四月廿五日	無職	業	健	下	健	父	家	肆	尋常	改善	明治卅九年	八月十七日	職
有耻	十四歲	明治卅八年	二月八日	勤	人	健	下	健	父	家	肆	尋常	改善	明治卅九年	五月三十日	僧侶
志學	十五歲	明治卅八年	二月十五日	妾	人	中	下	中	父	家	肆	尋常	改善	明治卅九年	十二月廿日	染物職
無違	十六歲	明治卅八年	六月廿二日	相	師	健	中	健	父	家	肆	尋常	改善	明治卅九年	十一月廿四日	職
以禮	十五歲	明治卅九年	七月三日	○	○	弱	○	健	父	家	肆	不	改善	明治卅九年	八月十八日	職
退省	十二歲	明治卅九年	七月三日	農	農	健	下	健	父	家	肆	尋常	改善	明治卅九年	二月五日	菓子職
知新	十歲	全	上	農	農	中	健	健	父	家	肆	尋常	改善	明治卅九年	八月廿八日	菓子職

私立成田山威化院一覽

溫故	十二歲	全	上	農	農	健	下	健	父	家	沈	不	改善	大正三年	五月十一日	農
行言	十歲	明治卅九年	十一月十五日	他家	小使	中	中	中	父	家	肆	不	改善	明治卅九年	八月七日	按摩
思學	十五歲	明治卅九年	十二月十二日	農	農	中	下	健	父	家	肆	尋常	改善	明治卅九年	六月五日	農
慎行	十歲	明治卅九年	三月十二日	行商	古物	健	下	健	父	家	肆	尋常	改善	明治卅九年	一月廿五日	菓子職
其中	十六歲	明治卅九年	七月五日	飲食	店	健	下	健	父	家	肆	尋常	改善	明治卅九年	八月十四日	兵士
敬忠	十一歲	明治卅九年	一月廿八日	勤	人	中	中	健	父	家	肆	尋常	改善	明治卅九年	十二月廿日	菓子職
孝慈	十歲	明治卅九年	五月十五日	馬夫	勤	健	下	健	父	家	肆	尋常	改善	明治卅九年	七月五日	菓子職
大親	十六歲	明治卅九年	六月十二日	勤	人	健	中	健	父	家	肆	尋常	改善	明治卅九年	十一月廿五日	菓子職
因禮	十四歲	明治卅九年	八月廿一日	○	○	健	下	健	父	家	肆	尋常	改善	明治卅九年	六月廿九日	農
爲義	十三歲	明治卅九年	九月一日	料理	店	健	中	健	父	家	肆	尋常	改善	明治卅九年	九月二十日	靴職
禮樂	十二歲	明治卅九年	十月十一日	車夫	勤	健	下	健	父	家	肆	尋常	改善	大正元年	九月六日	折職



私立成田山威化院一覽

禮本	文獻	掛讓	郁文	愛禮	知禮	事君	以忠	盡美	成事	翁如
十三歲	十五歲	十三歲	十五歲	十一歲	十五歲	十六歲	十三歲	十二歲	九歲	十三歲
明治十四年四月十一日	明治十四年十月七日	明治十四年十月廿四日	明治十四年十二月七日	明治十四年四月十二日	明治十四年五月十五日	明治十四年九月廿三日	明治十四年十月十五日	明治十四年十一月五日	明治十四年三月三十日	明治十四年四月廿九日
勤人	農	桶屋	農	被備	人力	勤人	山芋	松焚	荒物	木工
○	中	下	下	下	下	中	下	下	中	中
健	健	健	健	健	弱	健	健	健	中	健
實母	現父	現父	現父	私生兒	實母	實母	實母	實母	實母	實母
里子	惡風俗ノ化	極貧	極貧	遺傳	放遺	低能	極貧	保護者ナキ爲メ	實母	實母
怠情	色情	盜言	盜言	強情	怠情	盜言	放火癖	浮浪	盜言	盜言
尋常第	高等第	尋常第	尋常第	不就學	尋常第	尋常第	不就學	尋常第	尋常第	尋常第
	改善	改善	改善	改善	改善	改善	改善	改善	改善	改善
成績未定				中途退院			事故退院			
明治十四年六月廿八日	明治十四年三月廿五日	明治十四年二月十五日	大正二年五月十四日	大正元年十月十四日	大正三年十二月八日	明治十四年二月五日	大正四年一月廿七日	大正五年六月七日	大正二年九月十六日	大正六年三月廿六日
大工	農	大工	水兵	鐵板	醬油屋	兵士	醬油屋	菓子職	家	家

私立成田山威化院一覽

純如	木鐸	盡善	禮敬	里仁	志仁	處貴	瑚璉	久約	爲宰	立朝
十四歲	十六歲	九歲	十一歲	十六歲	十四歲	十二歲	十歲	十二歲	十三歲	十三歲
明治十四年六月廿一日	明治十四年九月十日	明治十四年十一月五日	明治十四年十二月廿七日	大正元年十月十六日	大正二年六月七日	大正二年七月十二日	大正二年九月廿三日	大正二年十一月廿三日	大正二年十二月廿八日	大正三年六月十四日
農	箱職	駄菓子小賣商	農	大工	日雇	○	日雇	農	八百屋	折職
下	下	下	下	中	下	○	下	下	中	下
弱	健	健	中	中	健	弱	中	健	健	健
實母	實母	實母	實母	實母	實母	孤兒	父存	實母	實母	實母
體弱	並過懲	低能	保護者ナキ爲メ	叱責	過度ノ責任	極貧	遺傳	低能	家庭不和	極貧
浮浪	盜癖	浮浪	浮浪	浮浪	浮浪	盜癖	盜癖	亂暴	怠情	盜癖
尋常第	尋常第	尋常第	尋常第	尋常第	尋常第	尋常第	尋常第	不就學	尋常第	尋常第
改善	改善	改善	改善	改善	改善	改善	改善	改善	改善	改善
	事故退院		成績未定	成績未定	中途退院	中途退院				
大正元年十月卅一日	大正四年一月二十七日	大正五年六月七日	明治十四年四月廿六日	大正二年六月二日	大正四年十一月廿七日	大正六年三月廿六日	大正四年五月一日	大正三年九月十一日	大正三年九月十六日	大正六年三月廿六日
農		菓子職	農		家	農	家	家	家	家



知十	改是	敏好	はる	恭敬	久而	清矣	得仁	再可	有道	裁之
十歳	十二歳	十三歳	十一歳	十四歳	十七歳	十三歳	十四歳	九歳	十五歳	十六歳
大正三年七月一日	大正三年七月廿五日	大正四年三月十一日	大正四年三月十一日	大正四年四月六日	大正四年五月廿九日	大正四年八月七日	大正四年十一月二日	大正四年十一月十日	大正五年二月十五日	大正五年六月一日
農	農	勤人	菓子 興造業	桶屋	無職	屋根職	下宿屋	仕立屋	産婆	雜貨商
下	下	下	中	中	中	下	下	下	下	中
健	健	健	健	健	健	健	健	健	健	健
實父	實父母	養父母	養父母	實母	實母	實父母	實母	祖母	實父母	實母
遊	過	遺	遺	遺	活	活	低	放	寫	遺
遊	度	子	過度	傳	動	動	能	任	真	傳
癖	癖	癖	癖	癖	浪	浪	浪	浪	浪	浪
尋常第 三年	尋常第 五年	尋常第 五年	尋常第 一學年	尋常第 四學年	尋常第 中學第 一學年	尋常第 六學年	尋常第 三學年	尋常第 二學年	尋常第 四學年	高等第 一學年
	改善 (中途退院)		改善 (中途退院)		改善					
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	大正三年 十月二日		大正四年 九月六日		大正五年 二月十二日					
	家庭		家庭		鐵道					

安之	信之	懐之
十二歳	十四歳	十歳
大正六年 二月十六日	大正六年 三月四日	大正六年 三月十日
農	農	教
下	下	中
弱	健	健
實父母	實父母	實父母
低能	低能	底能
放	浮	盜
火	浪	癖
不	不	不
就	就	就
學	學	學
○	○	○

合計六十八人

内譯

改善者 四十三人  
 成績未定者 七人  
 逃走者 二人  
 現在生 十一人

事故退院 二人  
 不成績者 二人  
 改善退院後死亡 一人

右は明治三十四年以後に係る調査にして便宜上十六年間の出入を以て製表せり

備考 左に記載する一部の成績事項は固より本院の自慢を語らんとするものにあらざり但だ適當なる時機を得適當なる教育を施せば不良なる特性若しくは固執せる習慣も如斯く矯正し得るものなりとの参考を與へんとする微意に外ならず世には輕率にも我子の操行不良なるに自暴自棄を起し其子の教育を抛棄すると共に父兄自らも驚くべき放埒に流るゝ人あり如斯くならざるまでもとて駄目なりと速了し矯正の方法を講ぜずして救ふべからざる悲惨なる状態に沈淪せしむる者あり是等の

人々に對し多少の参考となるを得ば幸甚とする所なり  
 一明治三十九年に福島宮城巖手の三縣下に未曾有の水害ありて大飢饉の狀態を呈せし事あり當時本院は其悲惨なる状態に同情すると共に不良少年の輩出は如何に多數ならんと考へ當院より旅費を給して該縣下より此種の少年を收容したる事あり今茲に掲ぐる知新と稱する兒童は即ち其時の一人なり入院の際には十歳の年少者なりき入院の當時は本人の全身骨と皮ばかりにして而かも腹のみは最も大に病的に膨脹し眼は底



に光りて凄く兩足部には緊縛の形跡明かにして本人は尙ほ其残りたる苦痛に堪えずして兩足を伸して兩手にて其緊縛の箇所を按治するが毎日の仕事なりし此状態より見るも其生活如何に惨状を極めたるか其悲惨より免れんとして此兒童は如何なる行動を採りしか従つて如何なる制裁の下に大なる苦痛を嘗め來りたるかは全く本人の相貌に此總てを現示したるものなりき爾來本院に在る事三年にして改善退院したるは明治四十一年八月廿九日なり職業は菓子職たらしめんと欲し大正五年まで幸に該主人方に於て何等の支障なく年季小僧を終了し昨年より所謂職人として矢張同主人の下に雇はれ居るの身分となり願れば此兒童をして當時入院せしむる事なく此悲惨の状態に沈淪せしめつゝ飢饉的生活を嘗ましめたりとせば果して今日の如き幸福なる生活を爲し得たりしや否や本院は確に此兒童を救ひ得たるを信するものなり今日の本人は最早立派なる若者となり必らず毎年二回づゝは本院を訪問して感謝の意を表しつゝあるは本院の愉快に堪えざる所なり

一因體と稱する子は明治四十一年の入院にして入院したる理由は非常に怠惰にして且つ頗る強情而かも實母は本人三歳の時に離縁し爾來祖母の養育する所となり兄弟姉妹もなく加ふるに生家貧困なる爲め他へ奉公せしめたるも前記の怠惰強情が常に累を爲して何れの所よりも放逐せらるゝの運命を來し而かも祖父の力は到底前記の惡癖を矯正する能はず離縁せられたる母は流石に實父死後本人の此状態を見るに忍びずして本院に其教育を托し來れるものなり本人の改善退院したるは明治四十二年六月廿九日にして長く印旛郡白井町の某菓子製造店に傭人となりこゝに居ること四年間此際離縁せられたる母は再縁を求めて滿洲公主嶺町に堂々たる鐵工場の主婦となれるを以て本人も今や實母に招れて共に同居し鐵工となりて熱心なる勤勉家となり其消息は數々報告し來る處にして最早本院は其將來を心配するに及ばざる一人となれるを認むるに至れり

一文獻と稱する子は入院は明治四十二年にして此際年十六歳なりし惡風俗の感化は本人をして非常なる早熟の青年たらしめ色情に囚へらるゝ身となり此結果は更に一種の惡癖を生じ而かも本人の容貌如

何にも倒發らしく且つ美貌に屬する状態は本人をして益自惚を生ぜしめ申分なき色情狂とならしめたるものなり入院後は先づ熱心に不動尊を信仰せしめ其信仰の力漸次進むに従つて眞面目に前非を悔ゆるの觀念を生じ來れるは本人をして改善を得るの最も有力なる一原因を與へたるものなりき更に本院は前回報告するが如く教養によりて本人の惡癖を矯正するの方針を採りたるものにして殊に本人の教育上見逃すべからざるは雜誌『實業之日本』を讀ましめたる一事なり本人の入院當時の學力は高等二學年に於て其性質は學科を好み向上するの見込ありしを以て規定の學科を熱心に與ふるの外該雜誌を愛讀せしむべく獎勵せり本人の學力進むに従て能く其文意を理解するの能力と趣味とを生じ來り休憩の時間も他の生徒の娛樂に耽けるに似ず少しの間も熱心に此雜誌に目を注ぎ約一年間は毎日如斯き行動を繰返せり即ち本人を感化改善したる原因の一として此雜誌の有益なる文章も必らず効果を與へたるべきを信じ居れり、是等の原因は在院僅に一ヶ年余にして完全本人を矯正改善するを得明治四十四年三月廿五日退院せしめたるものなり爾來書面の往復により本人の精神を益々向上せしむるの策を講じ歸宅後老いたる兩親に能く敬養の途をつくし家業に益々勤勉し一村の模範青年となりて本院の教育成果を遺憾なくあらはし得たり今や某聯隊の歩兵となりて成績頗る善く上等兵として數々本院を訪問せり

一掛讀は明治四十三年十月の入院にして全四十五年二月十五日改善退院せり兒童なり退院後は大工職徒弟として年季小僧となりたるものなりしが意外にも豫期するが如き成績を得られずして元來の惡癖たる盜行の所爲あり誠に遺憾を極めたるものなりしが止むを得ず再び入院せしめて熱心矯正の途を講じ再び以前の主人方へ雇はるゝこととなり爾來五年漸く今日は一人前の大工となり本年徴兵検査を受けることとなり居れり此間の本院の苦心は實に容易ならざるものにして其成績の別條なく今日の成功を得たるは深く快心を禁ずる能はざる所なり同人の相貌は前頭部より後頭部に至る間頗る長く殆んど普通兒童の二倍を有し而して乳は男子の如くならず成女の如き乳房を有したるは頗る不思議

議に思ひたる點なりし從來の経験に依れば此長き頭は低能若しくは總ての異常性に多く見らるる頭形にして成績を擧ぐる上に於て始めより常に困難を期して教育する處の者多し而かも幸にして結局成功の成績を得たるは先方主人たる者の此兒童に對する待遇の宜しきを得たる關係も少からざりしと思料する處なり

一前記と稱する生徒は目下海軍志願兵となり航空隊の水兵となりて常に忠實に軍務に従事するものなるが入院以來最早四年を経過するも幸に何等身心に異常なく熱心に職務に精勵するの状あるは本院の最も安心する所にして此先最早配座を要せざるものと認め居れり入院中は前記の一覽に掲げたる性行の外最も著しき惡習は反抗性を有する一事にして而かも頗る激烈を極め或年の如きは或行動に對する職員の制止に服せず直に抗争の態度を採り職員も未だ職務に慣れざる血氣盛りの青年なりしを以て双方はこゝに闘争を起し上下となり下となり盛なる喧争を惹起したる事あり如斯き事を數々繰返したる程の粗暴にして随分手古摺りたる子供なりしが入院後約三年にして漸くあらゆる惡癖を矯正するを得幸に前記の如き成績を擧げ得たるものなり本人は將校にあらざるも常に將校と同乗飛行するものに付き飛行機墜落の報を聞く毎に本人の身邊に異變を來したるにはあらざるかと其度毎に深愛する處なるも幸に何等の別條なきを保ち居るは本人と共に同慶に堪えざる所なり

一成事と稱する生徒の親は甚しき癩癩の疾患を有し隔日に其發作を見るといふ最も愛ふべき状態にして其發作なき時と雖も其談話を交ゆる時の如き更に言ふ所統一なく言語亦曖昧にして何等要領を得ざることあり全く普通人と異りたる状態にして成事は實に其長男として生育されたる兒童なり本院に來れる時は九歳にして勤々もすれば事由もなく涕泣するの習癖を有し更に如斯く年少なるに關らず盜癖を有せり改善退院後は未だ普通教育を受くべき時代なりしを以て引續き其家庭に於て小學校に通學し高等二年を卒業し昨年よりは陸軍幼年學校へ入學するの志望を起し本院へは其準備としての書籍等を屢々問ひ合せ來るを以て常に懇篤なる指導をなし來れり大正六年四月には佐倉聯隊に於て

身體及學術の検査を受ける運びとなり居れり如斯き病父を有するを以て本院は常に遺傳の關係上身體の發育に向つて心を勞するに關らず本人を最も健全に生育し軍人たらしめんとするの自信を有する丈體格の強壯を増進し來れるは本院も共に喜ぶ所にして是非入學の成功を與へ度きものと切に本院の祈り居る所なり

一前記不良原因分類の内に離縁せる實母の教唆ありと思ふもの一人と記したる項あり之は如何なる意味の事態ならんと思ふに思ふ處なるべし其次第は離縁せられたる實母は頗る貧窮の境遇にあり其生活を得るの困難より愚かにも先に嫁したる家に時々忍び入り窃へ實子を呼び出して之を教唆し種々の物品を盜取せしめたるものなり本人は實母の教唆により此盜取を繰返し終に一種の習慣を來し其惡癖は他にも行はるゝ結果となりて其惡事なるを識別するの感情を失ふに至りたるものにして其原因に溯れば誠に憐むべき悲哀なる事情の存するを認むるものなり加ふるに繼母の性格は不幸にして本人の爲に此惡習を増長するの誘因を爲したりとも思はるゝを遺憾とするものなり繼母には此實子ならざる本人の外自分の子として他一人もなく従つて此兒に對する愛情は普通の繼母に於けるが如き冷靜なるものならざるべく考へらるゝも本人の惡習に對しては寧ろ熱烈に過ぎたる方法によりて其矯正を計らんと努めたる事が却て本人の爲には不結果を招けるが如き状態を來したる様に見え其繼母の期待するが如き矯正は毫も擧げ得ざりし様なりし即ち實母の誤りたる本人に對する注文と繼母の誤りたる教育方法とは共に俱に此兒童をして意外にも不良なる弊果を與へたるは如何にも遺憾千萬を感ぜざるを得ざる所なり改善退院後約五年を経過する今日に於て本人の奉公する某パン屋の主人の報告によれば本人の行動は終始毫も非難する處なく全く忠實に勤勉し最早奉公人と同視せざして自家の子供の如く待遇し居る旨快談を聞く所なり商業上の都合にて伊豆の大島に寄留する實父は時々來院して御院の御力で子供一人を拾ひましたと其歡喜の語を聞くは本院も共に喜びに堪えざる所なり

一純如は成田町の近在に居住する處の兒童にして父は無類の大酒家と



呼ばれ而かも性格勤勉家ならも其勤勉より収入する所の利益よりも飲酒によりて損失する所の金額常に多く所謂收支償はずとして家庭及親族の忠告苦情堪えず如斯き父に加へて此兒童は浮浪生活を日々繰返し殆んど家にある事なく子供相應に家業を助くるが如きは更にあらざりしを以て家運は益々衰微を來し全く一家一切迫したる運命を招き居りたる様なり思ふに父の飲酒の悪習は此兒童の惡癖たる自暴自棄を來したる原因なるべく此兒童の不良は亦此父の酒氣に乗じて此兒童の惡癖を矯正せんと狙ふなる手段を探りたる事が家庭に居ることを好まずして浮浪生活を爲すに至りたるが如く誠に氣の毒なる事情の下に如斯き關係を作り様なり此兒童の改善退院後は浮浪生活の習慣を撲滅すると共に家業に勤勉するのとなり元來の身體の不健康も漸次改健を來し一方には此子の操行改まるるを眼前に見たる父は流石に毎日大酒泥酔の醜態を此兒童の勤勉に對して恥入るの感情となり三升は二升となり二升は終に一升となり今日は何合といふ少量の飲酒となり而かも家業には相變らず精勤するを以て今日は親子共同して家業に精勤することとなり此結果として衰微せる家運は漸次盛運を加へ家族親族共に愁眉を開き此家の隆盛を喜ぶに至れり即ち此兒童の改善は延いて親の改善を來し遂に亡びんとしたる家運を挽回したるものにして本院も共に満足の情に堪えざる所なり

一盡善と稱するは頗る不幸なる兒童にして幼少なる時母は父と離縁して家を取り父は本人六歳のとき東京にありて本人を棄てて行方不明となり爾來祖母に養育せられたる者にして他に親戚の顧る者なく全く祖母一人の生育なれば本人は自然行動放肆となり種々の惡癖を生じ本人十一歳の時本院在院中に實父突然と尋ね來り本人に面會したる事あり爾來約一年間父の所在分明にして時々書面の往復ありしも其後は再び行方不明となり本院へ本人を依頼し來れる祖母も此實父と財産争ひの訴訟を起し祖母の敗訴となりて茲に祖母は生活の途を失ひ是亦行方不明となりて今に消息なく而かも此財産は本人の他日相續すべき一財産なるに父は訴訟に勝つた後此不動産を消盡して跡形もなく其上に行衛を暗ましたるものなれば本人としては全く頼りなき孤兒となり實に

氣の毒なる不幸の位置に陥りたるものなり本人の改善退院は大正五年六月七日にして目下某所にパン製造見習として奉公せしめつゝあり幸に今日に至るまで何等の支障なく能く忠實に主人方に働き居れり不幸なる兒童だけは是非成功幸運の境遇に進め度く本院の切望して止まざる所なり

一志仁は貧家の生れにして行狀頗る宜しからず日々の仕事は盜食盜取にあるが如く亂行を極めたるものにして全く世間に少からざる迷惑を加へたる兒童なり家庭極貧にして家族多く一同は日々の生活に窮するものなるが故に本人の盜取は寧ろ一家の便宜を計る結果となり到底兩親は此兒童の非行に向つて警戒を興ふるが如きは實行し能はざる事情と思はれたり本人を押へんとすれば直に家を出て、常に山に生活し其行動は實に汚穢を極めたる乞食の如く町中一般に本人を嫌忌せざるものなきに至れり而かも大膽にして世上の非難攻撃の如きは毫も意に介せず平然として悪行を恣にし一面には放火の惡癖ありとして非常に世人を恐怖せしめたり本院へ入院の交渉ありたるは此放火事件の生じたる時なり本人の相貌は横に肥りて殊に腹は膨張して大きく行動總て最も鐵面皮にして且つ無精不潔を極めたり本院の從來實驗する處に依ればどうも肥りたる兒童は多く鐵面皮大膽不潔意惰等の特性を有し又教育上に於ても誠に困難にして其効果を擧ぐる上に於て少からず苦心を要するを當とせり然るに本人は大正四年本院の未を以て改善完全ならずとして其退院に同意せざりしに關らず父兄を同意せしめて強て中途退院したるにより其行動につき大いに不安を感じ常に別條なきやを案外的好成績にして本院の深く喜ぶ所なると共に將來長く此成績を保持して昔日に異る正善勤勉の人たらしめ度く切望に堪えざる所なり本人目下の生活は左官職見習として同業の主人方に幸福なる生活をなし居

生徒の改良を認め退院を許す迄には種々の階段を附せり第一不動尊を信仰する態度第二逃走せず第三院外に

◎退院の生徒

に其保護を依頼すること  
 第四其主人及其家庭の良否を選擇すること但し本院より直接に他へ徒弟に出したる場合とす  
 第五其周圍に注意を拂ふこと但書前記の場合に同じ  
 以上の内書面の往復は本院の勉めて勵行する所にして事體甚だ平凡なるも最も有力なる効果を奏し居れり

◎生徒の入院

一我國威化事業の開始は明治十八年にして本院は實に其翌年明治十九年の開院なり如此く少からざる歴史を有する本院として創立以來入院生徒僅かに百十七名に過ぎざる如きは本院の最も遺憾とする所なり何故に斯く生徒の員數少數なりしやとは常に本院に對し大方各位の疑問とせらるゝ所なるが其理由は左に開陳するが如し

第一 威化事業の性質効果必要等未だ世人に解和せられざりしこと  
 都市に在ては所謂浮浪少年の多數は各所に散在し其害毒も激烈なる爲め是等を收容教化するの必要は常に眼前に切迫し從て威化事業の必要は何人も必ず認めざるを得ざる事體なりしも本縣下の如きは是等兒童の多數は何れも家庭を有し孤兒ありとするも醇

使に出し時々金錢を携帶せしめ毫も不都合なきとき第四生徒の一人のみを手工品販賣店へ番頭に出し能く責任を盡したるとき並に實際に金錢を取扱はしめ不都合なきとき右を半年以上乃至一ヶ年間同様に持續するときはを以て改良生と認め退院せしむ若し不良の原因其の家庭にあるときは可成直に家庭に歸さざるを以て適當とし父母の同意を得前記の如く本院より直に本人の性行に適する職業見習の家へ紹介し就業せしむることにて定め居れり本院の最も心勞するは實に此退院後の成績効果なり本院は此場合に於て入院中の教育を第一期と稱し退院後を第二期と稱し第一期中の教育成否は實に第二期の如何に因て定まるものと重視せり事實を云へば入院中如何に改善の成績を占め得たりと確信する生徒ありとするも退院後の境遇若しくは動機により動もすれば逆戻りをなし其効果を破壊せらるゝ恐あり故に本院に於ては第二期に對し周到なる注意をなすと共に油斷なく左記の監督視察をなせり

- 第一本院職員の見習
- 第二本院と書面の往復
- 第三本人所在地の寺院住職學校長村長又は篤志婦人



朴の風俗は他人之を棄て、顧みざるが如き事實少きを以て是等兒童の爲す所比較上不良行爲の甚しからざると共に最も甚しきに進みたるものは故郷を棄て、容易に東京に浮浪するもの多く其残りたる部分の中該父兄に於て感化教育の必要を解し且其教化に熱心なる者始めて其兒童を本院へ入院せしめ教育を依頼し來れるものなり

第二 本院は兒童の入院を依頼し來るものあれば之に應ずるも本院より進んで是等の兒童を搜索し濫りに入院を勧誘するが如き方法を探らざりしこと

明治二十一年前本院の未だ成田山の經營に移らざる以前は専ら他の寄附金に因り本院事業を維持するの必要を有し此場合に於ては熱心に搜索勧誘の方法を採り多數の生徒を收容するの實勢を生徒の少數は其外觀を損し生徒の多少は維持上頗る大關係を爲したるものなり今日と雖も維持本位を主とするとせば亦如此き必要を生ずるやも知る可らず然るに新勝寺の經營に歸したる以來漸次教育本位に移り本院維持の如きは新勝寺の自營に屬し亦勉強して他の寄

附金に依らざるを得ざる必要なに至れるを以て自然維持上の關係より強て生徒の多數を集むるの要なき遂に今日の如く依頼人の要求のみに満足し寧ろ少數の生徒に對し及ぶ丈け良好なる成績を擧ぐるの方針を採り靜かに且つ正直に斯道に盡しつゝ居れり新に入院生あるときは先づ金錢及刃物等を所持せざるや否を調査したる後本院生活の要項を宣告す

第一 成田山不動尊を信仰し日々善に進み惡を去ること

第二 規律及教師の教訓に従順なるべきこと

第三 虚言を云はざること

第四 善事に勤勉なること

第五 職員同行の場合を除き通常は外出せざること

右五ヶ條の教訓を懇示したる後大約一週間新入生室に居らしめ其性行を實地に調査し然る上一定の居室を定むるを以て原則とするも猶其性行の如何を早く知り得たる場合は直に生徒室に入るゝとせり又各室の配置安排は新入生の年齢及其性癖に應ずる等種々工夫の下に居室を定め如此くして本院生活の人

とならしむ尙入院の際は左記の書面を差出さしむ

(第一號) 入院依頼書

何府縣何市郡何町村大字何番地  
族籍職業何某何男(弟或は...)

何 某

右者父兄親戚等の教に背き教育の途を失し候に付今般親戚會議の上(孤兒にして悪化の恐あるものに付)貴院の感化矯正を受度別紙履歴書並に誓約書相添へ此段御依頼仕候也

何府縣何市郡何町村大字何番地  
族籍職業(父母親戚若くは町村長)

依頼人 何 某印

年月日 成田山感化院長石川照勲殿

(第二號) 履歴書

何府縣何市郡何町村大字何番地  
族籍職業何某何男(弟或は...)

何 某

- 一 年月日 日生
- 二 祖父母存亡若し死亡したるときは其年月日病名
- 三 父母存亡並に年齢生計の程度「上、中、下」と單記すべし
- (實父母或は養父或は養父母の別)若し死亡したるときは其年月日並に其病名
- 四 實父母は飲酒するや否や其概略の分量
- 五 如何にして生育せしや假令ば(父母死亡後祖母に養はる或は父母生存するも祖父大に本人を愛し云々或は何年何月本人何歳の時...何職某方に徒弟に出し云々)

(第三號) 印紙 在院誓約書

拙者儀今般入院御許し被下候に付ては在院中は職員一同の教訓に従ふべきは勿論諸規則は堅く遵守可仕候也

年月日 何 某印

前書何某一身に關しては在院中如何様の儀出來候とも拙者等引受決して御院に迷惑相掛け申間敷は勿論尙左の條々堅く相守り可申候

一 規定の院費及食費は毎月三日限り前納致すべく候事

二 在院中本人諸規則命令に違背致し候節は相等の罰に處せらるゝも異存申間敷事

三 本人不正の爲め感化方法執行上に必要な規程は總て委任致し候事







一金壹圓也(全上)	鎌倉 恒松殿(埼玉)
一金貳圓也(全上)	松濤 神達殿(東京)
一金壹圓也(全上)	金子 元藏殿(東京)
一上等鉛筆三ダース	四ツ街道野砲兵第十八聯隊中尉 眞銅 貞造殿
一紅白の餅拾個	愛國婦人會千葉支部殿
一菓子折詰拾個	武者いく子殿(東京)
一半紙澤山	佐瀬角三郎殿(成田)
一薩摩芋一俵	浅井 壽子殿(成田)
一鮪澤山數回	中島善太郎殿(成田)
一赤飯澤山	
一菓子澤山	

以上の中特に生徒菓子料として寄贈せられたる分は此金額を以て菓子を買ひ生徒に與へ若しくは生徒娛樂費に供せり

一金七拾六錢也	十	月
一金五拾參錢七厘也	十一	月
一金九拾九錢壹厘也	十二	月
一金壹圓〇七錢也	一	月
一金五拾八錢五厘也	二	月
一金七拾壹錢九厘也	三	月
一金四圓六拾壹錢也	深川不動堂喜捨箱一ヶ年分	
一金壹圓六拾六錢五厘也	横濱出張所喜捨箱一ヶ年分	
合計金拾六圓七拾九錢壹厘		

一、終りに臨み各入院生の金額を擧げんに  
 ○自費生は食費衣類夜具文具書籍雜費一切の費用として毎月三日迄に左の頭書金額を依頼人より本院へ差出さしむ

年齢滿八歳以上十歳まで 一金六圓  
 同十一歳以上十三歳まで 一金七圓  
 同十四歳以上十六歳まで 一金八圓

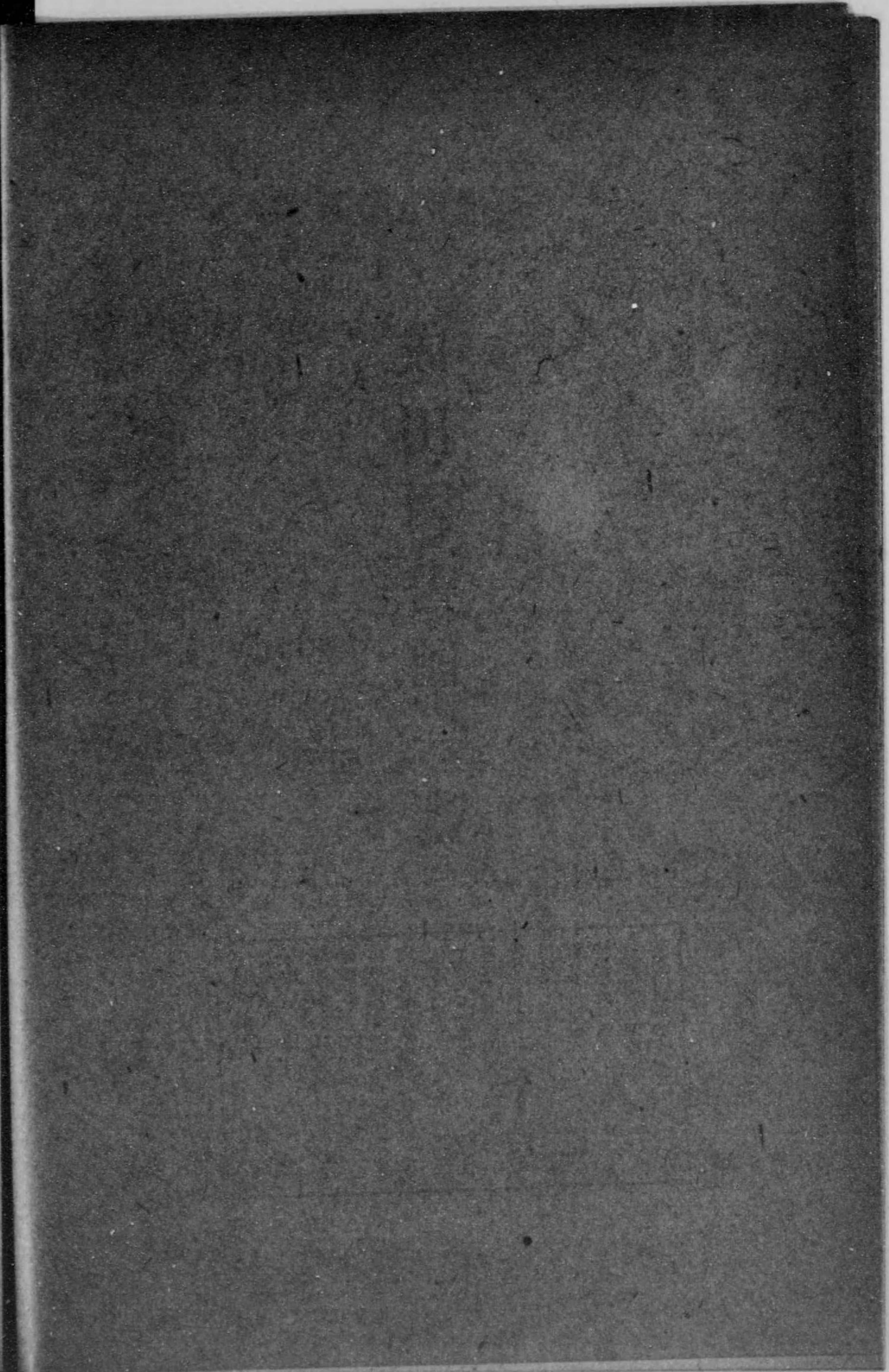
○減費生は家計の都合上前記の金額丈出金し能はざる向きに限り本院に於て其幾分を補助するもの  
 ○院費生は全部補助するもの

入院の際は各本人現に所持する衣類書籍文具等實用に適するものは持參せしむ (以上)

# 成田圖書館一覽

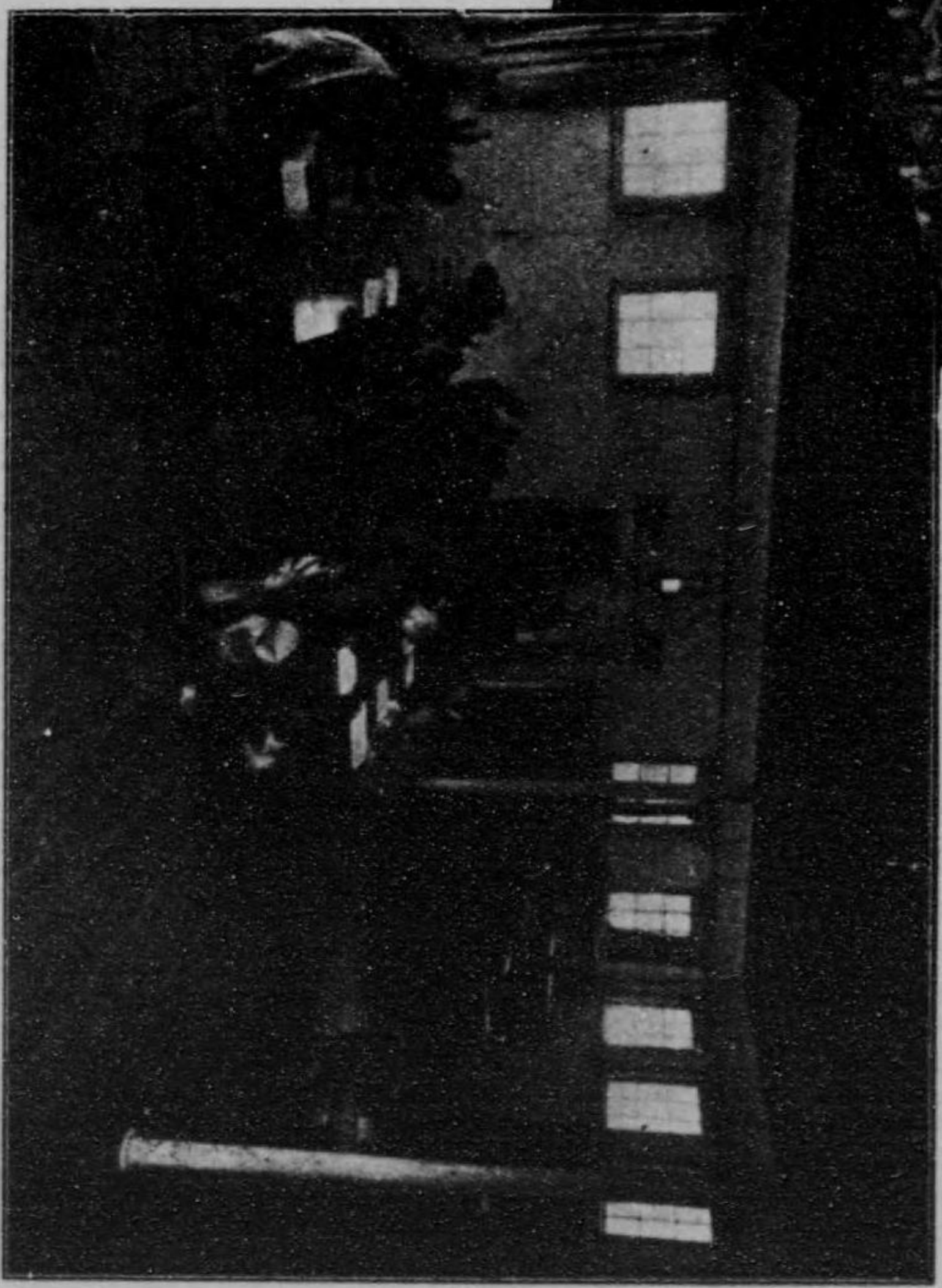
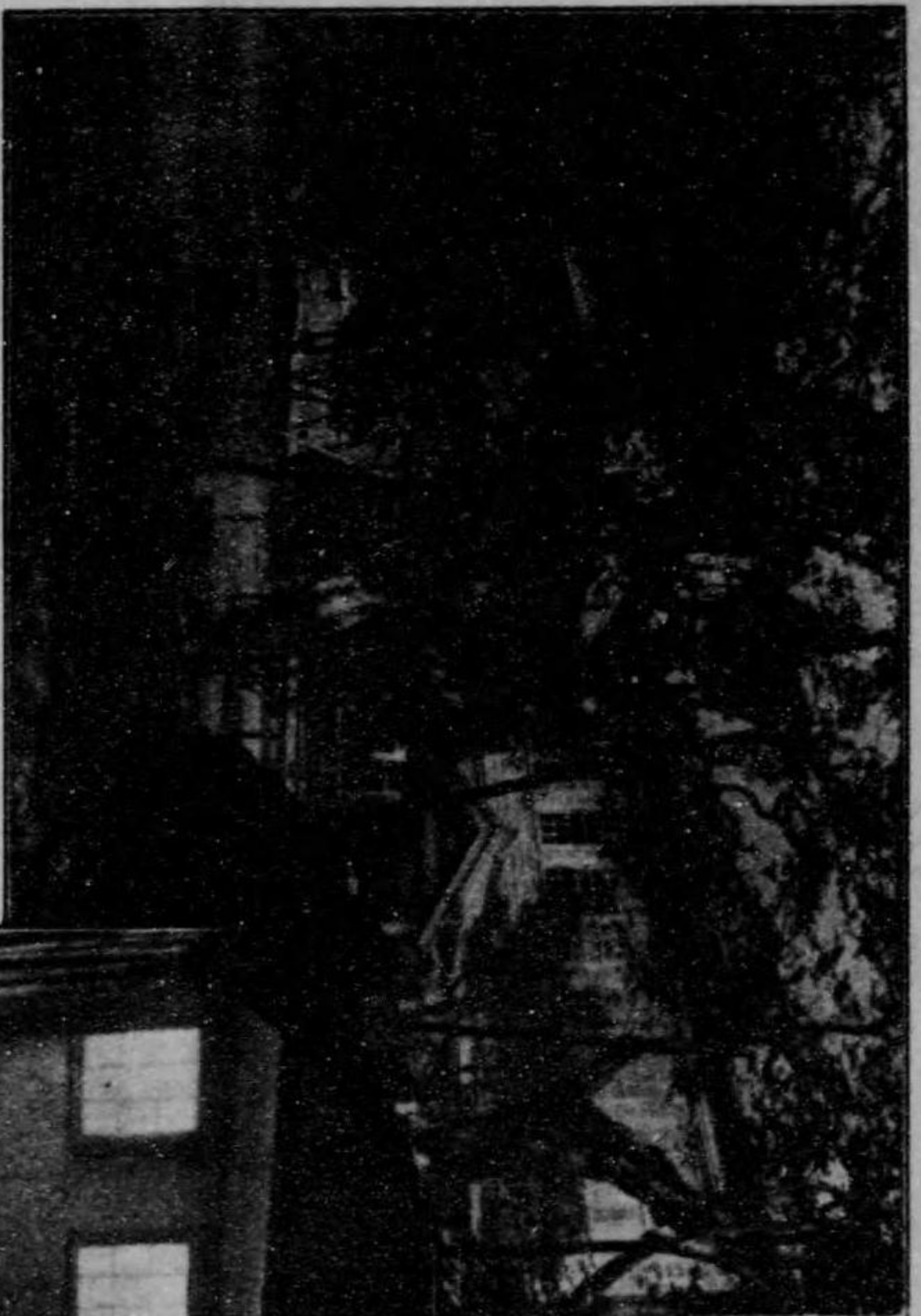
沿革略	九五
建築	九七
經費	九八
職員	九九
藏書	〇〇
圖書の増加	〇〇
圖書の排列と消毒	〇〇
目錄	〇一
閱覽人及貸出圖書	〇二
閱覽人及閱覽圖書類別表	〇三
規則	〇四
館外帶出規則	〇五
特許帶出一覽	〇六
圖書寄贈者芳名	〇七
圖書寄贈者芳名	〇八
雜誌新聞寄贈者芳名	〇九





成田圖書館

本館及書庫



閱覽室の一部



## 私立成田圖書館一覽

### ◎沿革

私立成田圖書館は、成田山の經營に係る教育事業の一にして、明治三十四年一月十一日創立の認可を得、開館の準備に約一年を費し、翌三十五年二月一日を以て開館せり。本館の現在地は、字東谷と稱し、本堂の東、花屋敷の南、別に一區劃を爲せる形勝の地にして、冬暖かに、夏涼しく、而も市街に接し交通四達、圖書館として、最好の位置たるを疑はず。此地は安政年間現山主より五代の先師にして、今の本堂等を再建せられたる傑僧照嶽上人が、始めて隱棲所を營造せられ。其後先代三池照鳳上人が、明治二十年十月、今の成田中學校の前身たる、成田英漢義塾を此地に興され、爾來十年間、幾多の秀才を教育し來りしが、時勢一變、明治三十一年十月六日成田中學校となりて、現在の地に移れり。越えて三十三年、一府三縣の水産物品評會を成田に開設するに當り、此地を以て會場となし、剩へ總二階建、五十五坪の本館を作り、之を品評會に貸與したり。先代三池照鳳上人は、曾て博物館建設の計

畫ありたれども、果さずして遷化せられたれば、品評會終了後の建物を以て、或は博物館とすべきか、種々下評議ありしも、當時現貫首僧正は洋行中にて、勿論決定すべくもあらず。然るに現貫首は同年を以て歸朝せられ、一は列國の風潮に鑑み、一は僧正積年の理想を實現せられんが爲に、斷然圖書館開設の議を決定せられ、斯くは急速に開館するの運びに至りたるなり。故に本館は全く現貫首の洋行紀念にして、而も現位置と、今の閱覽所たる建物には、前述の如き變遷と歴史とを有せるなり。

斯くて三十五年二月一日開館の際は、不取敢從來新勝寺に藏せる、佛書、漢書、和書、雜書、約七千餘冊。山主僧正手許の、宗教、哲學、教育、文學、語學、歴史、傳記、地理、紀行、洋書、其他の新聞書、約七千餘冊。合計約一萬五千冊を移して、兎に角開館したり。

當時は未だ書庫も目錄も具備せざれば、閱覽室の四周に書架を排列し、閱覽人は書架に就きて、自由に其求むる圖書を撰擇し、其圖書の出し入れも、殆ど隨意にして、頗る簡易の方法に隨ひ、唯老書記一人、監督として在館したるのみ。爾來入藏圖書及閱覽人共、漸次



増加せしかば、同年六月高津親義を主任に青葉貞治成田善亮を書記として館務を執らしめ、第一に和漢書分類目録編纂に従事し、同年九月を以て一先づ完成し、讀者に幾分の便益を與ふるに至れり。

館長の熱心と、大方有志諸君の好意とに由り、爾來入藏圖書は、非常の速力を以て増加し、閲覧室の中央部まで填充して、殆んど閲覧者を容るゝ餘地なきに至れり。依て三十九年の春、書庫新築の設計を定め、六月起工、翌四十年三月竣成、六月九日を以て、朝野の名士、文庫協會員、新聞記者、本館關係者等を招待して、落成式を舉行し、且つ此日を以て本館永遠の記念日と定めたり。

三十六年十二月より、圖書館講話會を開き、三十八年二月より、館外帶出特許を施行したり。四十一年に及びては收藏圖書四萬を超え、従つて在來の目録を根本的に整理するの要を認めたるより、更に元帝國圖書館司書文屋留太郎を司書に増員して、同年十一月より其編纂に着手し、四十三年十月一先づ完成を告げ「和漢書分類目録第一編」の刊行を見るに至れり  
創立十年記念會 四十三年十一月六日を以て、當時

東京に於て開會中の日本圖書館協會大會に參列せる諸氏の來臨を乞ひ、目録完成の披露を兼ねて舉行せり、來成者和田萬吉、渡邊又二郎、富士川游、西村竹間、菊地謙二郎、太田爲三郎、今井貫一、佐野友三郎氏等四十一名なりき。

「和漢書目録第一編」刊行後圖書の劇増を見たるにより、更に第二編の編纂に着手し、大正三年三月を以て印刷を了り、頒布することを得たり。  
四十四年一月より電燈裝置の成れるを以て、夜間開館を實行したり、元來、成田町は早起早寢の土地柄なれば、夜間の開館果して効果あるべきやを氣遣ふたり然るに實施後は、晝間一定の業務に服する爲從來登館し得ざりし實業家の子弟又は雇傭人等の登館を見、其成績は案外にして、求覽人の約十分の四は、夜間閱覽人なりとす。

開館後、本館が地方に與へたる影響としては、一般青年及兒童に讀書の趣味を涵養し、殊に各種學校の職員生徒は無限に嶄新有益なる參考書の供給を受くるを以て、學術の進歩上偉大なる利益あるが如く、且つ風俗習慣に著しき効果あることを認めたり。

◎建築

- 本館 木造 二階建 五十五坪
- 建築費 金九千貳百〇九圓拾七錢四厘
- 書庫 煉瓦造 三階建 三十坪
- 建築費 金壹萬參千貳百四拾八圓八拾錢貳厘
- 附屬建物 木造及煉瓦造 百一十一坪五合餘
- 建築費 金七千三十二圓十四錢二厘
- 計
- 建坪 百九十六坪五合餘
- 建築費 金貳萬九千四百九十圓十一錢八厘
- 敷地 壹千貳拾八坪

本館は沿革の條に記せるが如く、最初水産物品評會會場として造りしものなれば、其位置と云ひ、其間取りと云ひ、圖書館としては稍や不便なれど、事情止むを得ざれば、其儘各所に修繕を加へて之を閲覧所に宛てたり。

書庫は、帝國圖書館を始め、各書庫を參觀して、地方相當、位置相應に加減斟酌し、最も書架と光線と通氣との割合に注意し、莊飾外觀等を顧慮せず、唯實用

と堅牢と防火との三點を主としたり。而して其容量は平均幅十一尺七段の書架九十基を据附たれば、將來は猶遠なり。

附屬建物は、事務所、應接所、閱覽人休憩所、廊下、事務員住宅、物置、便所等なりとす。事務員住宅は、四戸約八十餘坪にして、主任以下重なる館員に住居せしめ、一面は常在當直に宛て、一面は安心館務に従事せしむる方針を取れり。從來本館設備の完からざるものは、暖房器と夜間點火の用意充分ならざりし二點なりしが、四十三年十一月に於て、成田電氣事業完成したれば、本館は第一着に、四十燈、五百十二燭光の裝置を爲し、四十四年一月より直に夜間開館を實行したり。夜間開館は、平均五時間の延長にして、之に一ヶ年平均開館日數三百三十日を乗ずれば、實に壹千六百五十時間、從來一日の開館時間平均九時間とすれば、百八十三日間、即ち約六割の増加なれば、それ丈閱覽者の便利を増加せられたる割合なり。茲に特記すべきは成田電氣軌道株式會社は、四十四年一月夜間開館實施以來本年一月に至るまで、毎月點火料金中へ二萬キロワットの無料寄附を繼續せられたる好意を深謝す。



◎經費

本館經費は出版界の状況に伴ひ一定の豫算なし、最近に於ては一ヶ年約五千餘圓なりしが、昨年度は職員住宅の新築等ありし爲稍や膨脹したり。大略總經費の約三分の二は圖書購入費にして、三分の一は俸給賞與營繕雜費等なり。創立以來の概算を擧ぐれば。

明治三十四年	九、〇〇九、一七四(本館建築費を含む)
同 三十五年	一、八一六、三七四
同 三十六年	一、六一一、五五〇
同 三十七年	一、九七五、〇〇〇
同 三十八年	二、六九三、五八三
同 三十九年	三、三四〇、九七五
同 四十年	二、二七八、九九一(書庫建築費を含む)
同 四十一年	三、九六三、八三五
同 四十二年	五、四六〇、二二三
同 四十三年	六、四三四、九五八(第一印刷書目刊行)
同 四十四年	五、一七一、六七七
大正元年	六、六六三、五三七
同 二年	五、〇七四、八二七

大正三年	五、二六〇、七六〇(第二印刷書目刊行)
同 四年	五、二九〇、二三二
同 五年	六、一六七、五五二
合計	金九萬三千二百十三圓二十四錢八厘

内譯

金三萬八千四百七十三圓五十八錢一厘	圖書購入費
(但創立の際新藤寺及館長手許より移したる約一萬五千冊の價格并に贈書又は購入費寄附等の金額は此内に算入せず)	
金三萬八百五十三圓二十三錢二厘	建築費營繕費
金二萬三千八百八十六圓四十三錢五厘	臨時費

◎職員

館主兼館長	石川 照勳
主任	高津 親義
司書	加藤 萬作
事務員	成田 善亮
同	齋藤 陽一
事務見習	高田 定吉

館主兼館長は即ち成田山貫首大僧正石川照勳師にして、一般世間にては館長とは唯名のみなるべしと想像せらるゝ人もあらんが、事實は決して然らず、嘗に館

務の大綱を總攬せらるゝのみならず、購入圖書の撰擇及其手續等は、内外多忙の身を以て實際に獨宰せらるゝ所なり。

文屋留太郎氏の名を本報告より没するに至りしを悲み且つ悼まざるばならず、氏は明治四十一年十一月より本館に入り、印刷書目の第一編及第二編は實に氏の勞力に俟つもの多し。氏は帝國圖書館出身にして日比谷圖書館創立事務にも携はり、和漢書殊に軟文學は其得意とする所、本館事務に従事する九ヶ年、能く内外の事情に通じ便宜特に多かりしが、年齒稍やく四十に達せる本年一月十一日、病むこと僅かに五日にして不幸終に起たず。七十三歳の老母以下生後四ヶ月の幼児に至るまで遺族七人、幸に館長猥下の特殊なる恩典と知人各位の多大なる同情とに依り、長男の教育より老幼者の扶助に至るまで、而も比較的多幸と認めらるゝ程度に於て、維持生活の方法相立ちたるは、獨り遺族の悦びのみならず本館も亦満足する所なり。

本館創立の日より久しく館務に従事せる青葉貞治氏は、老病の故を以て大正四年七月一日を以て退職せられ、郷里鶴舞に在りて靜かに餘生を送られたるが、是

亦昨年十月六十七歳にて長逝せられたり。今回司書として新たに就任せられたる加藤萬作氏は海軍文庫より早稻田大學圖書館に入り、圖書館事業に従事する二十年、敏腕家を以て知られ、最近文部省圖書整理の委嘱を果し、東京帝國大學囑託たりし人。今回文屋氏後任として就職せられたれば、本館の將來は益有望なりと謂ふべし。

齋藤陽一は從來事務見習中なりしが、本年四月一日より事務員に採用したり。本館構内には附屬住宅四棟ありて、館務に従事する職員は悉く構内に住居せしむ。是れ本館の特色とする所にして、往古以來成田山の使用人方針に準じ、非常なる事故あるにあらざれば、容易に其人を替えず、從業者をして安んじて一身を其事務に托せしめんが爲めなり。凡そ從業者に安心を與ふるは、事務に忠實ならしむる唯一の方法にして、殊に圖書館の如き、永久的にして地味なる、系統的にして緻密なる、勤務時間の他の學校等に比して多時なる、日曜大祭及寒暑等の休暇なき、殆ど常任的職務に服する者には、最も大切な良法と信ずればなり。



◎藏書

明治三十五年開館當時に於ける本館藏書は、約壹萬五千冊内外に過ぎざりしが、爾來逐年増加して、大正六年三月末日現在數は

和漢書 六萬〇九百〇一冊  
洋書 二千七百七十八冊  
合計 六萬三千六百七十九冊

を算するに至れり。  
本館藏書中、他に特色あるものなしと雖も、佛書の八千餘冊、殊に秘密部の豊富なるを、學者の研究調査に資せんが爲めに勵めて、新刊の辭書類、叢書類を網羅したると、白鳥博士等の好意に由りて得たる、朝鮮本六十九部三百六十五冊等は、本館の貴重書として些か誇る所なり。  
其他康平弘安の古寫本、慶長已前の古版本、古徳碩學の書入本、手澤本、洋書に於ては一千五百年代の古刊本、其他多少の由緒歴史附ものなきにあらざるも、煩はしく之を擧げず。

◎圖書の増加

本館の圖書は三種の方法に由りて増加す。第一は館長の購入寄贈、第二は新勝寺公費を以て購入するもの、第三は一般有志家の寄贈なりとす。已上の第一と第二とに就て又三種の區別あり。第一種は館長の認めて以て有益なりとしたるもの、第二種は讀者より備付の請求ありて、館長の是認したるもの、第三種は一般讀書界の趨勢傾向に注意して、館事務員より請求するものは是れなり。

本館圖書購入費には、別に豫算なるものなし。故に其の財源は一に館長の私囊と新勝寺公費の一部とに依る。要は本館の購入は出版界の隆替如何に在りて、本館は唯有益と認めたる新刊書を網羅せんことを努むるのみ。

開館以來の増加の割合は、壹ヶ年約四千冊餘にして、將來の増加率は、必ずしも此標準を以て律する能はずと雖も、今日は各部門共稍や一通り具備したるを以て、今後の増加は、最も慎重に選擇すべければ、其の價値や必ず見るべきものあらん。

◎圖書の排列と消毒

圖書館として最も注意を要し且至難を以て稱せらるるものは、目錄編纂と圖書の整頓就中書庫内の排列法なりとす。其排列法に分類排列法、從形排列法、即ち移動式、定着式ありて各々一利一失あれども、本館は最初より兩式を折衷して、大體に於て從形排列法を探り、更に同一形式中に於て餘り嚴密ならざる分類法に隨ひたり。先づ圖書を八門に類別し、更に之を裝幀的に

和裝 本綴洋裝 假綴洋裝 原書  
の四種に區別し、更に又從形的に

袖珍版 四六版 菊版 四六倍 菊倍 大本  
の六種に分ちて排列したり。依て各部門に増加律を豫想して適當の餘地を存し置きたれども、事實に於て圖書の増加は必ずしも豫期の如くならず、一方に狹隘を感ずると俱に、一方に闊焉たる空位を生じ、頗る庫内整理に支極を來したるに由り、本年度より單純なる從形定着法に隨ひ、書庫經濟を專一とすることに改めたり、書庫の容量に限りあれば止むを得ざることなりと

す。如斯は書庫開放の氣運に向ひつゝある今日、外來者が書庫參看の場合多少の不便あらんも、之を補ふ爲めにはカード目錄に於て十分參照分出の勞を惜まざるべし。分類排列法の利便なるは本館も亦之を知る、然れども圖書の増加率劇甚なる圖書館に在りては、久しきに亘りて終に堪へざるに至るべきは、十五年間の經營、本館の既に實驗せる所なり。

次に圖書館の藏書が可及的多數人の手に渡りて繕讀せらるゝことは、圖書館としての希望の根柢なるも、此を衛生上より視る時は、多數の中殊に館外貸出書には、一般の嫌忌する傳染病患者の手に渡ること無さを保し難きを以て、本館にては公衆衛生上細心の注意を拂ひ、東京衛生試験所長藥學博士田原良純氏發明の、フォルムアルデヒド瓦斯消毒器を備へて

- 出納頻繁にして自然手垢に染むこと甚しきもの
- 傳染病者のある家族の閲讀せるもの
- 新刊以外の新入藏書

等は常に消毒を行ひたる上にあらざれば、書庫に收藏せざること、なしあれば、本館の圖書に對しては衛生上何等不安の念を懐くに及ばざるなり。



◎目録

第一項沿革の條下に略述せるが如く、創立當時は別に書目を置かず閱覽室の四周に書架を排列し、閱覽人をして隨意撰出せしむるの方法を取りたるも、漸次圖書の増加に従ひ書目の必要を認め、三十五年六月カード式分類法に依り其の編纂に着手、同年九月を以て一先づ完成し、爾來逐次圖書の増加につれ補足し來りしも、四十一年に及びては收藏圖書四萬を越え、從つて其の分類法に一層細別を要する點鮮少ならざるより、更に根本的に改訂を施す事に決し、同年十一月より其業に従ひ約二ヶ年の歳月を費して、四十三年十月完成を告げ、第一編の刊行とカード目録の大成を見るに至れり。其の編纂の體裁は所謂分類式にして、分類目録の價値は、文庫業者間には既に定評ありて、決して完全のものにあらず。故に着手の當時種々論議ありたれども、閱覽人の狀況、藏書の多少、從來の慣習等の事情に鑑みて、結局不完全ながら、分類式を採用するものとせり。

次に分類法は、何れの圖書館も、成るべく同一の式

に依る方、閱覽人に便利なるべきを思ひ、専ら範を帝國圖書館に採れり。從來刊行せられたる各圖書館の目録を見るに、夫々特長ありて結構なれども、閱覽人の側に立ちて考ふれば、何れの圖書館に行くも、同一の様式に準じたる目録ならんことを希望すべし。各館の目録區々たることは、好し多少の長所あるも、閱覽人の搜索には甚だ不便なり。故に本館亦聊か私見なきにあらざれども、小異を捨て、全然帝國圖書館の法式に準據したり。然れども圖書の多寡其他の事情に由り、悉く様に依りて葫蘆を畫くことを許さざるものあり、此の場合に限り本館現實の便宜に従ひ、立案分合したり、就中其一例を擧ぐれば、佛書八千餘冊の内、秘密部四千餘冊あり。是れは本館の事情特に然る所以のものあればなり。是等は到底普通の標準に従ひ難きを以て、本館限りの分科法を立てたり。

第一編編切後著しく圖書の増加を見るに至りしを以て更に第二編の編纂に着手し、大正二年七月脱稿十月より印刷に附し、大正三年三月末鑄鋳の業を終ることを得たり。今回新たに洋書目録の編纂に着手したれば是亦近く發刊の運びに至らん。

◎閱覽人員及貸出圖書

年 度	開館日數	閱覽人員	貸出圖書
明治三十五年	三一五	二、四五二	三、九二三
同 三十六年	三三三	三、四四八	五、八六三
同 三十七年	三三五	三、四三七	六、五九〇
同 三十八年	三四一	四、一三九	五、九三八
同 三十九年	三二六	四、四三七	九、四九二
同 四十年	二七七	六、二二八	一、二九七
同 四十一年	三二六	六、五八九	一、二〇三八
同 四十二年	三二八	六、九一七	一、二、六五七
同 四十三年	三二六	一四、六四八	三、二、八五八
同 四十四年	三二七	一八、六四三	四、二、八一〇
大 正 元 年	三二六	二〇、〇六四	五、四、四〇二
同 二 年	三二四	二〇、〇九八	七、五、八二八
同 三 年	三二三	二四、二二五	九、五、九七六
同 四 年	三一八	三一、五五四	一〇、四、一六六
同 五 年	三二二	二九、六二一	八、八、七九六
合 計	四、八四七	一九六、五〇〇	五、六、六三四

明治四十年年度より稍増加の傾向を示したるは、館外特許帯出を實施したるに基き、四十三年度以後の劇増は主として、(一)目録の完成(二)新入藏書を重なる閱覽人、學校、團體等へ告知方を實行せると(三)夜間開館の實行等は其主因なるが、殊に近來一般に讀書の趣味を解し來りたるが、就中附近農家の本館を利用するもの著しく増加せる結果なるべしと思考せらる。

貸出圖書の割合は文學語學を首位に、歴史傳記哲學之れに次ぎ、近くは工學産業等の實務書類を閱覽するもの増加し來れり。

昨年度に於ける閱覽人二萬九千六百二十一人を職業別とするときは左の如し。

學生(中學程度以上)	八、九五七
實業家	四、六三三
婦人(女學校生徒を含む)	三、二七五
僧侶	一、一六二
教員	一、二七九
官公吏	四〇二
其他	二、六九六
兒童	七、二二四

最近三年平均  
 一人平均 八十八人  
 一日平均 三册四分弱  
 昨年度平均 一人平均 九十二人  
 一日平均 三册弱







◎成田圖書館圖書貸出特許規則

- 第一條 本館圖書貸出ノ特許ヲ得ントスル者ハ左ノ手續ヲナスベシ  
但當分成田町在住ノ者ニ限ル
- 一 特許票附與願書ヲ差出スベシ
- 二 特許票附與願書ニハ保證人ヲ要ス
- 三 特許票附與願書ノ保證人ハ現ニ成田町ニ居住スル者ニシテ本館ノ指定セル者ニ限ル
- 四 保證金三圓ヲ新勝寺收納方ヘ預納スベシ  
新勝寺收納方ハ本館ノ證明書アルニアラザレバ拂戻サザル旨ノ證書ヲ交附スベシ
- 五 成田中學校、成田女學校、成田幼稚園、成田山感化院教職員ハ各主任若クハ評議員ノ證明ニ依リ特許票ヲ交附ス
- 六 新勝寺徒弟及詰合員ニ限リ同寺執事ノ證明ニ依リ特許票ヲ交附ス
- 七 五、六項ノ場合ニハ四項ノ保證金ヲ要セズ
- 第二條 本館ハ前條ノ手續ヲ了シタル上ニテ特許票ヲ交附ス但特許票ノ効力ハ滿一ケ年トシ期限ニ至リ更ニ續續セントスルモノハ第一條ノ手續ヲ要ス
- 第三條 貸出圖書數ハ一回ニ付和裝書ハ二種十冊以內洋裝書ハ二種二冊以內トス和洋併借ノ時ハ各半數以內トス
- 第四條 貸出期限ハ一週間以上三週間以內ノ範圍ニ於テ本館ノ見込ヲ以テ其時々之ヲ定ム
- 第五條 期限ニ至リ尙續借セントスル者ハ一旦返納シ更ニ借受ノ手續ヲナスベシ
- 但他ニ同書ノ借受ヲ請フモノアル時ハ續借ヲ謝絶スルコトアルベシ
- 第六條 特許借受ノ圖書ト雖モ本館ニ於テ要用アル時ハ隨時返戻セシムルコトアルベシ

◎特許帶出一覽

明治三十八年二月、特許帶出實施以來、今日まで特許票を附與せし人員は、四百〇九人なり。其内住所の移轉又は死亡等により、特許權の消滅せしものは百三十九人あれども、千葉教育會附屬圖書館、京都智山勸學寮、成田中學校、成田高等女學校等の番外貸出を加ふれば、現實に三百人に相當すべし、殊に千葉縣教育會附屬圖書館への貸出は一回三百冊以上五百冊以內期限九十日の定めなり。而して此多數特許者中、期限を過て注意を受けし如きはあれども、未だ規則に依りて律せざべからざるが如き甚だしき反則者を見ざるは、本館の窃かに慶ぶ所なり。尙三十八年以降帶出者及帶出圖書の累年統計を掲ぐれば

明治三十八年度	一一〇八回	二一四二冊
明治三十九年度	一二八八回	二九一五冊
明治四十年度	一三五三回	三〇二〇冊
明治四十一年度	一四二一回	三一七一冊
明治四十二年度	一四九二回	三三二九冊
明治四十三年度	三四四〇回	五九八五冊
明治四十四年度	七〇二〇回	一一九七四冊

- 第七條 特許票ヲ得タル者ニシテ他所ヘ轉居スルカ其他事故アリテ本館圖書ノ借覽ヲ要セザル時ハ其旨届出ツベシ
- 第八條 保證人死亡其他ノ事故ニ依リ資格ヲ失ヒタル時ハ更ニ保證人ヲ定メ定式ノ證書ヲ差出スベシ
- 第九條 左記ノ一ニ該當スル圖書ハ帶出ヲ許サズ  
一 大部ノ圖書  
二 各學科ノ事彙、字書、類書、書目、新聞紙  
三 來觀閱覽人ノ請求多キ圖書  
四 貴重高價ナル圖書  
五 新刊圖書ハ二ヶ月乃至三ヶ月後定期刊行書ハ裝釘ノ上ニアラザレバ貸出セズ
- 第十條 借覽期限ヲ經過シ本館ノ注意ヲ受クル二回ニ及ビ尙返戻セザル時ハ本館ハ特許票ノ効力ヲ取消シ其事情ニ依リ再ビ之ヲ付與セザルベシ此場合ニ於テハ保證金ヲ以テ帶出圖書ノ代金及其費用ニ充テ尙不足ヲ生ズル時ハ保證人ニ辨償セシムベシ
- 第十一條 借受圖書ヲ紛失シ若クハ汚損シタル時ハ本人及保證人ハ辨償ノ責ニ任ズ
- 第十二條 圖書帶出ハ開館時間中ニ限ルモノトス
- 第十三條 特許票ヲ返附スル時ハ直ニ保證金ヲ還附スベシ

明治三十八年二月六日

大正元年度 八八四六回 二〇〇六四冊  
 大正二年度 八〇三八回 二二八六〇冊  
 大正三年度 九一八〇回 二〇五五六冊  
 大正四年度 一六二二六回 三〇二〇六冊  
 大正五年度 一四六一〇回 二五九七八冊  
 合計 七四〇二回 一五二二〇〇冊

の如くにして昨年度に於ける一日平均四十五人二分八十冊四分を示し、閱覽人總數の約三分の一以上は特許帶出者なりとす。

別項特許規則第一條第三項の、特許票附與願書の保證人は、本館より左の諸氏を指定し並に其承諾を得たり。

石井甚兵衛	石川愛一郎
石川虎之助	飯倉郁太郎
池田照誓	土井貞治
大野市太郎	大塚源一郎
高津親義	小泉榮助
淺井儀助	木内民雄
三橋金太郎	三橋重郎兵衛
諸岡市郎左衛門	諸岡勝太郎
關川藤右衛門	關川博道
菅谷芳兵衛	











露光量違いの為重複撮影

私立成田圖書館一覽

史蹟名勝天然紀念物保存會	皮膚科泌尿器科雜誌	東京市養育院	日本圖書協會	堀田家農事試驗場
史蹟名勝天然紀念物	臨床醫學	東京書籍商組合事務所	新刊圖書目錄	農場通信
十善會	臨床月報	東京日々新聞社圖書月報	日本藥學會圖書雜誌	丸見屋商店
新勝寺	石油時報	東京日々新聞社	日本藥學會	三越吳服店
關東新報	石油時報	東京日々新聞社	野村藤一郎醫學雜誌	著溪會
慈善新報	田島周太郎國語教育	東京法律事務所	長谷川治吉講談雜誌	若溪會
新總房社	智山大學興風會	東西會	植岡短歌會	森江書店
新總房	千葉醫學專門學校友會	東洋哲學會	福田會育兒院	藥業週報社
審美書院	千葉醫學專門學校雜誌	東洋哲學會	福田會育兒院	藥業週報社
須田寬治	千葉每日新聞社	東洋哲學會	福田會育兒院	藥業週報社
正民會	千葉每日新聞	東洋哲學會	福田會育兒院	藥業週報社
關川博道	智嶺新報	東洋哲學會	福田會育兒院	藥業週報社
關氣豫防救濟會雜誌	帝國圖書館	東洋哲學會	福田會育兒院	藥業週報社
國家醫學會雜誌	帝國圖書館	東洋哲學會	福田會育兒院	藥業週報社
兒科雜誌	帝國圖書館	東洋哲學會	福田會育兒院	藥業週報社
實驗醫報	銚子一等測候所	東洋哲學會	福田會育兒院	藥業週報社
治療醫報	千葉縣氣象報	東洋哲學會	福田會育兒院	藥業週報社
東京醫事新誌	天台發行所	東洋哲學會	福田會育兒院	藥業週報社
日本消化機病學會雜誌	天	東洋哲學會	福田會育兒院	藥業週報社

大正六年五月廿五日印刷  
大正六年五月廿九日發行

(非賣品)

編輯兼發行人 淺井照次

千葉縣印旛郡成田町百九十三番地

印刷人 佐久間衡治

東京市京橋區西紺屋町二十七番地

印刷所 英舍

東京市京橋區西紺屋町二十七番地

發行所

成田山新勝寺



◎土曜會

本山經營の教育事業も、既に五指を屈するに至れり、即ち中學校、圖書館、高等女學校、幼稚園、感化院とす。悉く成田山新勝寺なる根幹より傍生せる枝葉なれども、其事に従ふ人も多く、且つ場所を異にし、執る所の事務も同じからざれば、隨て相互の事情に迂遠なる傾きあるを免れず。如斯は獨り外來者に不便なるのみならず、兄弟たる五事業の關係が、甚だ密接を缺くの憾みあり。依て各部の主任者を以て會員とし、毎月第一土曜日を以て開會し、直接に經營者たる山主僧正の指導を仰ぎ、又各自の意見をも開陳し、報告し、披露することゝして、去明治四十四年二月十一日の紀元節を以て、其發會式を擧げ、爾來連月開會しつゝあり。本會會員は

會長山主 石川僧正

中學校<sup>主</sup> 佐藤禮云

高等<sup>主</sup> 三橋金太郎

女學校<sup>主</sup> 菅野皆

感化院<sup>主</sup> 石川愛一

外に

小野寺 清三郎(女學校理事)

關川 博道(幼稚園理事)

高川直三郎(中學校々醫)

川島能三郎(女學校事務掛)

淺井儀助(幼稚園會計主任)

山内平治郎(女學校々醫) の十五名なり

圖書館<sup>主</sup> 任

幼稚園<sup>主</sup> 任

小學校々長

高津親義

加藤万子

山口政子

三橋重兵衛

熊切儀吉



終

